

会報

第69号

国立大学協会

昭和50年8月

会 報

(第 69 号)

目 次

○ 明暗二相……………井上友治(3)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

- (1) 理事会 (50. 5. 14) ……(8)
- (2) 理事会 (50. 6. 16) ……(20)
- (3) 委員等選考役員会 (50. 5. 8) ……(21)
- (4) 第56回総会(第1日) (50. 6. 16) ……(23)
- (5) 第56回総会(第2日) (50. 6. 17) ……(34)
- (6) 第24回事務連絡会議 (50. 6. 19) ……(41)
- (7) 第1常置委員会 (50. 6. 17) ……(46)
- (8) 第2常置委員会 (50. 6. 17) ……(47)
- (9) 第3常置委員会 (50. 4. 30) ……(49)
- (10) 第3常置委員会 (50. 6. 17) ……(55)
- (11) 第4常置委員会 (50. 6. 5) ……(56)
- (12) 第4常置委員会 (50. 6. 17) ……(58)
- (13) 第5常置委員会 (50. 4. 4) ……(59)
- (14) 第5常置委員会 (50. 5. 27) ……(64)
- (15) 第5常置委員会 (50. 6. 17) ……(68)
- (16) 第6常置委員会 (50. 4. 17) ……(69)
- (17) 第6常置委員会 (50. 5. 19) ……(73)
- (18) 第6常置委員会 (50. 6. 17) ……(77)
- (19) 大学格差問題特別委員会
(50. 5. 26) ……(78)
- (20) 医学教育に関する特別委員会
(50. 4. 17) ……(83)
- (21) 医学教育に関する特別委員会
(50. 6. 6) ……(86)
- (22) 図書館特別委員会 (50. 4. 25) ……(90)

- (23) 特別会計制度協議会
(50. 4. 24) ……(92)
- (24) 特別会計制度協議会
(50. 5. 14) ……(96)
- (25) 入試改善調査委員会 (50. 4. 19) ……(102)
- (26) 入試改善調査委員会・実施方法
等調査専門委員会・コンピュー
ター専門委員会・科目別研究専
門委員会合同会議 (50. 6. 9) ……(106)
- 2. 第56回総会国立大学協会事業報告書 (111)
- 3. 諸会合……………(116)

B 要望書

- 1. 国立大学の定員について(要望書)
(50. 6. 17) ……(118)
- 2. 大学における課外活動の振興に関
する要望について (50. 6. 16) ……(118)
- 3. 正課中における学生の災害事故対
策について(要望) (50. 6. 16) ……(120)
- 4. 大学保健管理施設の増設・充実に
ついて(要望) (50. 6. 16) ……(120)
- 5. 国立大学共同利用研修施設設置に
関する要望書 (50. 6. 16) ……(121)
- 6. 大学および大学院の奨学制度の拡
充についての要望書 (50. 6. 16) ……(122)
- 7. 学長の国際交流について報告
(50. 6. 16) ……(122)
- 8. 学長の国際交流に関する要望書

- (50. 6. 16).....(123)
9. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について (50. 6. 17).....(124)

C 資料

1. 常置委員会委員（代表者）候補者選考方針 (50. 5. 8).....(127)
2. 国立大学入試改善調査研究報告書—49年度（要約）—.....(127)
3. 昭和50年度国立大学入試改善調査研究実施事業計画書 (50. 6. 16).....(129)
4. 昭和50年度試験問題実地研究実施要項 (50. 6. 16).....(131)

5. 「国立大学入試改善調査研究報告書」についてのアンケート（照会）(50. 6. 24).....(133)

6. 国文学研究資料館概要..... (136)
7. 国立極地研究所概要..... (137)

D 名簿..... (139)

E その他

1. 学長等の異動について..... (146)
2. 寄贈図書..... (146)
3. 窓
- 水島重油汚染の調査研究に際して (117)
 - 風土の比較..... (147)

明 暗 二 相

井 上 友 治

最近、本学で経験した明と暗の二つの事柄に関連して感じたことの二、三について述べてみたいと思う。

もちろん、これは本学が今日までに、多くの問題をかかえながら歩んできた、きびしい流れの中から見えて感じることであって、時に耳にするような、何事もなく非常に平和に運営されており、正常で充実している大学においては、ここで述べる「明るい事柄」などは当然のことであろう。

しかし、多くの大学では、最近になって、これまで歩んできた長くて暗いトンネルから漸く抜け出したという時点にあると思う。

私が、いま本学について考える限りにおいては、今後なお前途には雨雲が所々に拡がり、いつ雨が降り出すかも知れぬような心配はあるが、はるか前方は、何となく明るく、次第に青空が見えて来るような感じがするのである。と言うのは、先日、まったく私の知らない、ある女子学生が、家に咲いたからと言って真赤なきれいなバラの花をたくさん持って来て、学長室へ飾ってくれた。私はその時、生憎不在で会うことはできなかったのであるが、恐らく何か要求することか頼みたいことでもあって、そのついでに花を持ってきてくれたのだらうと思ったのであるが、そうではなく、全の好意であることがわかった。

また、ある日、学内を歩いていたとき、ジーンをはいた数名の男子学生の一人が「お早うございます」と声をかけてきた。これは珍しいことで、ちょうどその日は、晴天で、さわやかな春風が吹いていた爽快な日であったのでそのせいではないかと思ったほどである。その後も時々そうしたことがあるようになった。また電車の中でのマナーなども次第に落ち着いてきたように感じられる。

これらのことは、誠にさ細なことではあるが、以前にはなかったことだけに、過大に評価しているかも知れないが、私の心を何となく明るくしてくれるのである。

もちろん、まだ大学の中には、政治や大学の現体制を批判し、不満を示す学生がおり、それを示す行動が消えたわけではない。しかし、それ等の活動も次第に少数の者に限定されて行き、学生大衆は、それに耳を傾けようとはしなくなっている。

戦後、豊かな自然が次第に失われていくにつれ、人間自身の精神も荒廃し、極言すれば、人類全体が生と死との、また破滅と繁栄の分岐点に立たされているという危機感をさえ感じさせている今日、上に述べたような小さな現象から見通して時代の流れは漸くその破局を乗り越え得る力を得つつあるように感じるのである。それとともに、人類の英知は必ずこの期待にこたえてくれるものと思う。

かつて、原爆が広島や長崎に落されて、廃墟と化したとき、これ等の土地からは、もう草も芽を出さないだろうと言われたのであるが、実際には間もなく草の芽が出て来たのである。

いま、私は、先に述べた小さな好ましい芽が、大学や社会に芽生えて、次第に成長して行くことによって、現在の大学の荒廃に対する危機感が、原爆のときの危機感と同じように、杞憂のものとして、解消されて行くことを念ずるのである。

× × × × ×

いまの話とは全く逆に、非常に心を暗くする事件が、本年四月中に二件相ついで起きたのである。新卒者二人の自殺である。

このように、新卒者が就職後一カ月足らずで自殺した例は、本学としては初めてのことである。

自殺者の一人は、山中で頸動脈を切り、出血多量で死亡したのであるが、卒業のときは剣道部のキャプテンをしており、真面目で、心身ともに健康な青年であった。ただ三男でありながら家を継ぐことについて、多少悩んでいることを指導教官に話したことがある程度で、別にこれといって思い当たるような原因は見出されなかった。

他の一人は、平和な家庭に育った一人息子であり、大学での成績は抜群であり、性格は几帳面で、絶えず目標を立てて努力するというタイプで卒論の内容なども非常に立派であったという。ただ内向的で友人も少なく、静かに孤独を好む傾向にあった点に問題を感じさせるものはあった。

ある高校に就職し、ある日学校からの帰途、途中で何の変った様子もなく同僚と別れ、近くの寺の本堂の縁側で農薬を飲んで自殺していたのである。そのとき彼の服の内ポケットの中に「アマチュア人生の凡ては終わった」と遺書めいた走り書きした紙片が見つかっている。

彼の場合は、自殺者に共通の特徴として挙げられている①思想的に緻密である。②負け嫌いで自分のことは自分で解決しようとする。③自制心が極端に強い。④着想が鋭い。⑤間違ったことがきらい。(藤土圭二：厚生補導，95号，22頁)の傾向を強くもっていたようである。

これ等の事件は、新聞にも大きく報道されたし、その後大学で開かれた後援会の懇談会でも問題となり、ある父兄から、このような自殺問題を大学としてどのように受け止め、今後どのように対処して行くつもりであるか、と問われた。

もちろん、これまでに学生部としても出来るだけの事情調査はしていたし、指導教官から参考になる情報を受けて原因の追究もしていた。しかし、何等自殺と直接結びつくような深刻な理由を見出すことはできなかった。

思うに、卒業直後の学生は、すでに身体的・知的には成人並に成長しているが、まだ社会的には経験においても、知恵においても乏しい。そのために生活環境の変化による心理的な緊張・不安が生ずることは一般に言えることであるが、この二人については特にそれが強く影響したとは考えられない。ヤスパースは自殺者は自らの動機を知らない。遺言も真の動機を伝えていないと言い、また芥川竜之助は「ただ漠然たる不安が原因である」と述べている。

私もこのことがあってから、いろいろの文献を探して読んで見たり、新聞記事に注意しているのであるが、事例の内容は余りにも多様であり、複雑であり、不明確であつたりして、どうも明快な理解は得られない。読んでゆくうちに多少全体についての理解は得られても、次第に泥沼に入り込んで、混迷を深めて行くような気がしてきた。

それにしても、この方面の文献の沢山あるのに驚いた。ある書店で、大原健士郎編集の自殺学(5)を買ったときの書店の人の言葉が意外であった。「よく売れますよ、学生さんらしい人が多く買って行きます。」というのである。何か心の暗くなる思いがした。

大学には保健管理センターがあり、専門家によりある程度の調査や指導はしているが、問題となる学生をとらえ、その学生の内面まで理解し、実効のある指導をすることは今のところ望むべくもない。それにしても、全学的に少しでも効果的な具体策を考えて行かねばならないと検討中である。

× × × × ×

私たちが特に注目しなければならないことは、日本の青年の自殺率の異常に高いことである。

世界的に見て、自殺率は年令とともに増加しているが、日本の場合、青年期(15~29)に一つのピークがあり、しかも他国と比較して、約2倍の高率を示している。もともと、青年期は自己の理想像を形成しようとする段階にあり、彼等の人格の中心部が形成されて行く重要な時期である。

それだけに、心身の変化・発達も激しく、精神的にも行動にも不安定になり易く、また理想と現実との矛盾を強く感じて悩み、孤独感に陥り易いときである。

それにしても、日本の青年に特に自殺率が高いことは重大であり、その理由を考えてみる必要がある。

その理由としてはいろいろの点から考えられると思うが、一つの理由としては、異常なまでに厳しい我国の受験制度も考えられると思う。

入試のための長期にわたる厳しい禁圧・抑圧、それが入学により急激に解放されて精神的に弛緩し、無気力、意欲減退、あるいは生活目標の喪失などが起り、それが自殺念慮の素地となり得ることを思うとき、今後の入試改善は慎重に、しかも抜本的なものとしなければならぬと思う。

次に生き甲斐の喪失をもたらししたものとして、戦後の急激な技術革新による、大きな生活環境の変化が挙げられる。

日本は技術革新によって、物質文明の豊さにおいては驚異的ともいえる繁栄をもたらしただけでも、心の問題を忘れ、「魂なき繁栄」を来したのである。そして、何事も機械化して大幅な省力化が行われ、体力の退歩をきたすとともに、思考力の減退をもきたしたのである。なおその間において、機械と能率だけが重んぜられ、人間の存在が無視されて、人々は人間相互に信頼を失い、さらに、人間の生き甲斐ある生活を追究することから脱落してしまった感がある。すなわち、戦争もなく、物質的には豊かで、福祉制度や生活程度が徐々に向上してきたために、何か大いにやらねばという積極的な意欲はなく、生活への積極性がうすれてきていることも、自殺率を高める要因となっていると考えられる。

さらに、特に重視しなければならないのは、戦後の自由と民主主義によって育てられて来た精神的な基盤についてである。いまこそ、その在り方を根元的に問い直すべき時にきていると思う。今日の青年は平和と自由と民主主義の教育の中で、死と対決するような、厳しい人生の修練を体験することなく、あくまでも生を肯定し、生きることを喜びとし、死を恐れ避けて生きる態度を貫いて来たために、かえって生きることを貧困化し、いわゆる三無主義、四無主義(無気力、無関心、無感

動、無責任)をもたらして、意欲の減退、生き甲斐の喪失をきたしたことは重大である。

日本は敗戦により、憲法改正と行政指導とによって、精神的にも武装解除され、骨抜きになってしまったとする人が多い。たしかに憲法によって、大幅な自由が与えられ、民主主義の生活に大きく切換えられた。しかしその民主主義の育て方に大きな問題があったと思う。

民主主義に二つの流れを考えることができる。その一つは、フランス革命に代表されるところの、個人を中心とし、権利の要求を主流とするものであり、個人の権利を勝ちとるための民主主義である。そこでは、国や世界は自分のためにあるという考え方を基本としている。すなわち、常に自ら反省し自らの責任を問うのではなく、何か不満があれば、大学が悪い、政治が悪いと、自分の外に責任を負わせるのである。そして心情的に差別に反対することによって、無原則な平等思想が社会を支配するようになってくる。

そこでは、自分の価値を評価されることを敬遠し、自分の進路を選ぶにも、評価されることの少ない方向へ、人生の方向を求める風潮さえ生じて来るのである。すなわち、より価値のある仕事のためには、苦勞することも覚悟で、一つ頑張ろうという気風は失われて来ている。

民主主義のもう一つの流れは、アメリカの独立宣言などに代表されるものであって、敬虔な信仰を基礎にしたものであり、神を中心とした「自己犠牲」に貫かれたものである。そこでは個人は世界のためにあるのであり、世界は神のために、神は私のためにあることを基本としている。したがって、両者は全く正反対の流れであり、その行きつくところは、平等主義的民主主義と自由主義的民主主義の二つの世界にわかれて行くのである。

日本では、いまだに両者が混同されており、中でも、自己中心が民主主義であるという考え方が強く、民主主義の名の下に、自分のエゴを満足させようとする傾向の強いところに問題がある。

アメリカの詩人、ホイットマンは、アメリカの建国の精神を愛と民主主義と宗教を中心とするものであるとし、自由と愛とは不可分なものであって、それを宗教心が大きく包んでいるとしている。そして他人への愛なき自由や宗教心を失った自由は、にくしみと、ねたみと闘争、我欲だけの、すさまじい精神の廃墟へ転落して行き、ついには自由も亡びて行くであろうといっている。

我国の民主主義の弊害は、宗教的な基礎がなく、神の前に、我々はいかにあるべきかを考えないところから生じて来たものと思う。もともと政治の在り方をきめる枠組としての民主主義の枠の中で、いつの間にか物質主義が育てられてしまって、最も人間らしい生活を可能にする筈の社会の中で、冷たく非人間的なものを感じさせるに至った根源はここにあると思う。本来は人の「心」によって支えられるべき人権が、単なる物質的要求実現の方便に随したところに大きな問題がある。

この、今日における民主主義の危機を救うためには、従来のように、自由放任の原則にとどまるのではなく、人間ひとりひとりが自己を見つめながら制御することが必要であり、一定の統制原則に転換しなければならないと思う。

また、自由と平等の名によって、民主主義の精神の中で許される程度の競争の原理まで放棄してはならないと思う。

二十一世紀にかけての現代は、まさに人間が真に人間となるか否かの転換期にあると思う。個人の

自覚によって、社会的責任につながる真の民主主義の訓練を十分に行ない、物と心のバランスのとれた生き甲斐のある人間の世界を建設するために、そして希望をもち、知識と知恵そして生の意味と意義を求める人間の創造に、教育が大きな役割を果たして行かねばならぬと思う。

(筆者 愛知教育大学長)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日時 昭和50年5月14日(水) 13.00~16.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 林 会長

岡本, 相磯各副会長

今村, 白淵, 加藤, 石原, 川上, 大

山, 清水, 桜場, 芦田(淳), 釜洞, 井

上, 芦田(譲), 池田, 岳中各理事

広根(第3), 後藤(第5), 渡辺(第

6)各常置委員会委員長

須田監事

林会長主宰のもとに開会。

会長より, 開会の挨拶に続いて役員交代について次のとおり報告があった。

理事 今村 成和(北海道大) (新)

〃 丹羽貴知蔵(同 大) (旧)

小 泉 明(一橋大) (旧)

都留 重人(同 大) (新)

第6常置委員 渡辺 武男(秋田大) (新)

都留 重人(一橋大) (旧)

なお, 図書館特別委員会の谷口委員長(岡山大学長)には来る6月13日をもって学長任期が満了になるため, 同特別委員会で後任委員長を予め選考の結果, 川上東工大学長が次期委員長に就任することが決定された。

ついで丁子事務局長より配付資料の説明があり, 前回(2月27日)の議事要録の朗読は省略して直ちに議事に入った。

議 事

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

(1) 「医学部及び歯学部設置基準の改善について」に対する意見の提出について

前回(2.27)の理事会の際大綱について了承を得た大学基準分科会の「医学部及び歯学部設置基準の改善について(中間報告)」に対する医学教育特別委員会よりの意見は, その後同特別委員会において案文を整理し去る3月12日付文部省に提出した。

(2) 参議院文教委員会への参考人出席について

去る3月25日開催された入試制度改革についての参議院文教委員会に, 相磯副会長, 谷田入試改善調査委員会副委員長に出席を煩わし, 国大協としての入試改善についての意見の陳述をして頂いた。このことについては概要を事務連絡として参考のため各大学にご通知したが, 後刻両学長から補足してお話を願いたい。

(3) 文部大臣との懇談について

去る4月14日文部省よりの案内により, 私と相磯副会長ならびに大山, 川上, 小泉各在京理事等が出席して文部大臣を始め文部省幹部と国立大学の当面する諸問題について懇談した。さらに同16日には岡本, 相磯両副会長, 加藤, 谷田入試改善調査委員会両副委員長等が入試改善に関し同じく文部大臣その他文部省幹部と懇談を行った。

(4) 入試改善調査研究報告書の公表について

お手元に配付のとおり, 各大学のご協力により昭和49年度入試改善調査研究報告書の印刷が

出来上ったので、文部省ならびに各国立大学を始め関係方面に配布するとともに記者会見を行って去る4月19日入試調査特別委員会からこれを公表した。なお、去る5月4日NHKで大学入試に関するテレビ座談会が行われ、当協会からは加藤理事が出席され意見を述べられた。

(5) 特別会計制度協議会の開催について

文部省側の要請により、去る4月24日第23回特別会計制度協議会、また本日午前第24回特別会計制度協議会を開催し、来年度予算編成その他について種々意見交換を行った。

(6) 来年度卒業予定者の就職推薦開始時期について

このことについては、大学8団体の申し合せにより、就職事務は7月1日以前には行わないこととし、さらに中央雇用対策協議会は求人のためにする一切の行為は6月1日以降とすることを決議していることは、既に各大学においてご承知のとおりであるが、その後前回の理事会においてもご報告したとおり経済界の深刻な不況のため多数の就職内定の取消しや自宅待機等の事態が発生したので、中央雇用対策協議会においてはこのような事態の発生は就職選考時期が早期に過ぎることに一因があるとし、この際予てから大学団体の希望するように選考時期を卒業前年の秋以降とする線に繰り下げるべきだとして、結局求人活動を9月1日以降、採用選考は11月1日以降とすることを決議した。これに対し大学団体の中には特殊の事情を申し立てる向もあり多少のいきさつもあったが、それらのところもこのほど大体了解の見込がついたとして、過日文部省から中央雇用対策協議会の決議の線で協力されたい旨の依頼があったので、去る4月30日第3常置委員会を開いて協議の上近くこの趣旨の徹底をはかるよう各大学長に配

慮方お願いする予定である。

(7) 国立大学協会宛要望書について

国立大学協会宛要望書等が「資料12」のとおり提出があり、それぞれ関係委員会宛送付したのでご報告する。

以上をもって会務報告を終り、続いて協議に移った。

II 協議

(1) 理事候補者について

会長より、各地区において互選された新理事候補者が、各地区世話大学から「資料4」のとおり報告があったので、この選任を6月の総会に提案してよろしいかお諮りする、と述べられ、ついで事務局長より補足説明があり、この件を承認した。

(2) 常置委員会委員（教員）の選任について

このことについて会長より次のとおり述べられた。

常置委員会委員（教員）については、去る2月27日の理事会の際、各常置委員会の審議事項等の関係もあるので、特別の事情がない限り、従来の取扱いどおり現任者を再任願うこととされ、その旨関係各大学に照会中のところ、一、二を除き全員了承の旨回答があったのでご報告する。また現在欠員中の第2、3、4、5各常置委員会委員としては、それぞれの地区から、「資料7」のとおり推せんがあり、去る5月8日の選考役員会で了承を得たのでこの旨ご報告の上お諮りする。

ついで事務局長より次のとおり補足説明があった。

「資料7」の名簿は、常置委員会の教員委員のうちこのたび定年退職その他の事情で委員を退任された方に代ってそれぞれ関係地区から推せんの方々の名簿である。この中第4常

置委員会関係の委員候補者は関係大学の方で目下検討中であって、只今の段階では未決定であるのでご了承頂きたい。なお、教員委員については理事会の審議で決定することになっているので、本日も承認が得られたら直ちに委嘱の手続をとるのでご了承頂きたい。

以上の説明ののち、この件を異議なく承認した。

(3) 常置委員会委員（代表者）候補者の選考について

このことについて会長より次のとおり述べられた。

常置委員会委員（代表者）候補者については、過日の委員等選考役員会において「資料5」の選考方針に基づき選考の結果「資料6」の案を得たのでお諮りする。

ついで事務局長より次のとおり補足説明があった。

「資料6」の常置委員会委員（代表者）候補者名簿は「資料5」に記載されている選考方針に基づいて作成したものである。各委員会への割り振りに当っては、選考方針の第1項の「各大学の希望」に特に重点をおいたが、各委員会の委員定数や大学種別、地区別配分等の関係もあり、若干は第1希望に添い得ない点もあった。しかし、78大学中68大学は第1希望で処置することができた。あとの10大学についても第2希望までで処置することができ、第3希望の方に回したものはなかった。なお、会長、副会長は常置委員会には所属しないが、今度の総会で役員改選も行われるので、一応所属委員会の希望を伺ってこの名簿の中に掲げておいた。

以上の説明により異議なくこの件を承認し、これを総会に附議することにした。

(4) 昭和49年度国立大学協会歳入歳出決算

(案) について

会長より、昭和49年度国立大学協会歳入歳出決算（案）についてお諮りしたい、と述べられ、ついで事務局長より「資料8」に基づき次のとおり説明があった。

49年度追加予算については前回の理事会で了承を得たが、この決算（案）にはその追加予算が含まれている。この決算（案）に示されている「予算現額」は当初予算と追加予算を加えたものであり、この予算現額と決算額を対置して流用増減および差引増減を示してある。歳入の差引増減は5,686円の収入増となっており、歳出の差引増減は335,874円の残額となっていて、この両者の合計341,560円が翌年度の繰越額である。

なお、この決算書において目立つ点は歳出の中の「諸給与」の部分である。ここで5,165,672円の流用増が行われているが、これは昨年度の32%という大幅なベースアップがあったことと、鶴田前事務局長の退職金支出があったことの二つの理由によるものである。なお、49年度末における当協会の財産は別紙の財産目録のとおりである。

以上の説明ののち須田監事より、去る4月15日に49年度決算（案）について監査を行ったが、その結果すべての処理は適切かつ正確であったのでここでご報告する、と述べられた。

ついで会長より、この49年度決算（案）をご承認頂ければ6月総会にこれを提出して追認を得たいがよろしいかと諮られ、異議なくこれを承認した。

(5) 昭和49年度入試改善調査委託費の決算（案）について

会長より、昭和49年度入試改善調査委託費の決算（案）についてお諮りしたい、と述べら

れ、ついで事務局長より「資料9」に基づき次のとおり説明があった。

この決算(案)においては2.の「標準問題の作成等に関する調査研究」の予算を3.の「報告書の作成等」の方に539万円余流用した点が目立っている。これは今度の調査研究報告書なるべく広い範囲に配布して共通第一次試験についての関心と理解を深めて貰おうとの委員会の意向に基づいて印刷部数をふやしたこと、および印刷費の高騰などによるものであるので、事情よろしくご了承を頂きたい。

以上の説明によりこれを異議なく承認した。

(6) 昭和50年度入試改善調査実施事業計画について

会長より、昭和50年度入試改善調査実施事業計画について岡本入試改善調査委員会委員長よりご説明願いたい、と述べられ、ついで岡本委員長より次のとおり説明があった。

国立大学共通第一次試験に関する調査研究報告書が今回刊行されたが、これは48年度、49年度の2年間の研究成果をまとめたもので、これについては加藤実施方法等調査専門委員会委員長始め各委員会の委員各位に多大のご努力を頂いた。そのご尽力に対しこの機会に厚くお礼を申し上げたい。

次に50年度の入試改善調査実施事業計画についてであるが、これについては昨年8月の「国立大学入試改善関係50年度概算要求」の線に沿って進めたいと考えている。すなわち①入試改善調査委員会および附属専門委員会を存置する、②49年度の調査研究報告書についての各大学に対する説明会の開催ならびにアンケート調査を行う、③高校関係者に対しても報告書の趣旨の周知を図り、広く意見を求める、④各国立大学および高校側からの意見等により専門的技

術的問題や実地研究を含め、再検討を必要とする問題の調査研究を行う、⑤以上の調査研究を基礎として国立大学共通第一次試験についての国大協の意見をとりまとめる、という方向で実施事業計画を立てたいと考えている。

本年度の事業を行うための調査研究費としては51,082千円が国立学校特別会計に計上され、そのほか入試事務・調査機構の整備として世話大学8校に10名の定員が配置されることになった。本年度の事業計画はこれに基づいて実施されることになるが、これについて昨日入試改善調査委員会小委員会を開いて検討し、おおよその具体案をまとめた。これはまだ成文化されていないが、これを更に煮詰めたうえ来る6月9日開催の入試改善調査委員会と関係各専門委員会の合同会議で了承を得ることにしている。以下その計画の概要についてご説明したい。

- ① 各委員会組織の存続について：これについては特に各科目別研究専門委員会の了解を得なければならないので、去る3月28日に各科目別委員会の委員長連絡会議を開き、本年度も継続して試験問題作成について協力してほしい旨をお願いし、大体の了承が得られた。それで本日この50年度実施事業計画について承認が得られたら、正式に委員委嘱を行いたいと考えている。
- ② 報告書に関する説明会について：昨年は5地区で開催したが、今年は北海道・東北地区および中部・近畿地区をそれぞれ分離して7地区で開催することとした。その開催日程は北海道地区6月24日(後に6月30日に変更)、東北地区6月20日、関東甲信越地区6月6日、中部地区6月13日、近畿地区6月20日、中国・四国地区6月5日、九州地区5月30日とし、これらの説明会のそれぞれの座長、説

明員の分担も内定した。なお、この報告書に関する説明会は本年度は大学側のほかに高校側に対しても行う計画を立てているが、これの開催方法については高校長協会等と相談のうえ決定したいと考えている。

③ 報告書についてのアンケート調査について：今回行うアンケートについては、共通第一次試験についての賛否の意見を問う段階までには至らないと思う。昨日の小委員会の討議では、報告書に記載されている共通第一次試験のメリットの3点（高校の教育の正常化に寄与する、「一発勝負」による判定の是正に役立つ、より客観的に入学者を適正に判定できる）および第二次試験との組合せ方法、共通第一次試験の実施上の細部の問題等を網羅してきいたらどうかという意見であった。これらの意見に基づいて在京委員で原案をまとめたい。6月9日の合同会議の承認を経て、6月中旬頃にこれを印刷し、7月初めに各大学に発送して9月末に締切りたいと考えている。このアンケートの結果は今年の報告書のまとめに役立てたいのでよろしくご協力を願いたい。

④ 試験問題実地研究について：昨年秋に実施した実地研究と同様なことを本年度も行いたいと考えている。今年は昨年よりやや規模を拡大して受験者を5,000~7,000人くらいにしたいと考えている（昨年度は3,500人の計画）実施地区は昨年同様7地区とするが、今年はその試験場を1地区1校でなく1地区2カ所で試験を行いたいと考えている。この1地区2カ所の実施方法については、1地区に独立して2カ所設ける場合と、1カ所が中心となり一方は支部的なものとして組合わす二つの考え方があるが、どこの地区をどちらの方式

にするかは各地区の事情もあるので世話大学の方で適宜お考え頂きたいと考えている。なお、試験の出題範囲は今年度は高校の新教育課程に則して行うつもりである。

⑤ 本年度に残された実施方法上の研究課題について：これについては次のような7項目が主なものとして取り上げられる予定である。
①入試センターの機構、②地区（大学）の実施機構、③受験者の受験場割当、④事故処理の検討、⑤第二次試験のあり方、⑥身障者の受験、⑦補欠募集および新設大学学生募集との関係。概ね以上のような問題を研究課題としているが、これらすべての検討が終わったらこの調査報告書の補遺としてまとめたいと考えている。

50年度の実施事業計画は大略以上のようなことであり、多岐に亘る活動をしなければならぬが、国立大学共通第一次試験の及ぼす影響の重大さに鑑み、研究の内容を十分深めておきたいと考えている。この共通第一次試験についての最終的判断は文部省に委ねることになるが、調査研究については万全を期したいと思っているので各大学のご協力をよろしく願いたい。

以上の説明に対し概ね次のような意見交換が行われた。

- 各科目別研究専門委員会に本年度も協力して貰える見通しはついたのか。
- 委員長の代理出席などがあったため態度を保留されたところが2、3あったが、全体的には今年も引受けようとの雰囲気であった。しかし、これ以上さらに続けることはむずかしいと思う。
- この調査研究も3年目になるので委員の補充、交代も必要と思う。なお、試験問題作成

には3ヵ月くらいかかると思われるので、早急に発足しないと間に合わないと思われる。

- 共通第一次試験の実施が「高校教育の正常化に寄与する」といわれているが、これに対しては異議がある。一次試験と二次試験の2回の試験を実施することは受験者に負担を加重することになる。また「一発勝負による判定の是正に役立つ」といわれているが、むしろ二重一発勝負になるのではないか。それと、一期校・二期校の一本化の問題とこの共通第一次試験の問題とは別次元の問題であるので、これを絡めて考えることはおかしい。第一次試験と第二次試験を足してみても受験者の負担が現在より軽くなるか、またそれが高校教育の正常化に役立つか疑義がある。
- 「高校教育の正常化に寄与する」かどうかということは共通第一次試験の眼目である。今度実施する各大学に対するアンケート調査では、この点についてこれまでの調査研究の内容を紹介して正しい判断ができるようきくつもりである。なお、高校教育の正常化に役立たせるためには、試験問題の適正な出題とともにこの第一次試験の利用——第二次試験との関係が重要である。このことについても今度のアンケート調査では具体的問題を挙げて意見をききたいと考えている。
- 共通第一次試験の実施は受験生に二重負担をかけるのではないかと意見は前回の会議の時にも出されたが、この共通第一次試験の調査研究に直接タッチした者の立場からいうと、受験生は第一次試験については特別の勉強を必要としない。高校で教科書に即した普通の勉強をしていれば分るような無理のない問題が出されている。高校教育の正常化に役立つかどうかは結局第二次試験のあり方にか

かっている。各大学での第二次試験が従来のような難問奇問のものだと受験生には二重負担になる。国大協としてはこの第二次試験のあり方についてよく検討し、特別な受験準備をしないですむような形を考えなければならない。共通第一次試験による高校における学習の達成度の評価と、各大学が行う第二次試験での志望学部、学科に対する適性評価の両者を組み合わせて入学者を選抜するという方法は入試の改善に役立つものと思う。単に負担を軽くするということが正常化ということではない。

- 共通第一次試験に対して高校長会では積極的評価をしている。ただし、これが現場の高校教員を含めた全体的意見の反映であるかどうかかわからない。それで、今度の高校側に対する説明会の際には現場の教員の意見もきくつもりである。また、共通第一次試験も出題委員を固定するといわゆる「傾向」が生れる恐れがあるので、それらの点も配慮して入試センターでは前進的な研究を絶えず行う必要がある。
- 入試期の一本化と共通第一次試験を絡めて考えるのは高校側の考えであり、国大協としてはこの二つの問題は別個の問題として考えている。高校側は元来入試期の一本化には反対であったが、共通第一次試験には賛成なので、もし入試期の一本化を実施するなら共通第一次試験と同時にやってほしいということになったものである。

概ね以上のような意見交換ののち、この50年度入試改善調査実施事業計画を承認した。

(7) 第56回総会日程について

会長より、来る6月16日同17日開催の第56回総会の日程を「資料11」のとおりとしてはどうか

お諮りする、と述べられ、異議なく承認された。

(8) 特別委員会委員交代について

会長より、学長の交代その他による特別委員会委員等の選任について「資料17」についてお諮りする、と述べられ、ついで事務局長より、特別委員会の委員は理事会で選任することになっているが、委員に欠員を生じた場合で緊急に補充を必要とするときは当該委員会で先ず選任し、理事会で追認することも認められている、と補足説明があり、異議なく承認された。

(9) 各委員会委員長報告と協議

1) 第1常置委員会

加藤委員長より次のとおり報告があった。

本委員会では現在「研究員（技官）の待遇問題」を取り上げて審議しており、目下小委員会でこれの問題点を洗っている段階である。

2) 第2常置委員会

谷田委員長欠席のため代って丁子事務局長より次のとおり報告があった。

第2常置委員会では一昨年秋以来身体障害者の入試および入学後の教育指導等について検討を進めてきたが、これについての実態を把握するため過般各大学に対しアンケート調査を行った。その調査結果が去る3月にまとまったのでその調査報告書を本日配付した。身障者の大学入学の問題は各大学でも問題となっており、また社会的な問題にもなっているので、この報告書はこの問題を考える上の参考になるものと思われる。

なお、この調査報告は第一段階の作業であって、これに基づいて更に検討を進める必要があるが、今後これを更に究明していくためには経費もかかり、また種々微妙な問題も絡んでくるので、この作業を国大協でやるのがよ

いかどうかの問題がある。それで今後の検討は文部省の委員会にでも委せたらとの意見もあり、この点について近く委員長が文部省と協議することになっている。

以上の報告に関して次のような意見交換があった。

- 共通第一次試験の際の身障者の扱いはどうなるのか。
- そのことは重要な問題であり、本年度の入試改善調査の研究課題となっている。
- 身障者に対しては特別な試験場を設定するなどのことは考えているが、試験問題をどのようにするかが大きな問題である。

3) 第3常置委員会

広根委員長より次のとおり報告があった。

本委員会の関係事項として二つのことをご報告したい。第一は大学卒業予定者の就職推薦選考時期に関する問題である。50年度大学卒業予定者のための就職事務開始時期については昨年11月の中央雇用対策協議会の決議が出されて以降、今年に入ってから二転三転する事態が起こり、各大学に対し大変ご迷惑をおかけした。前回の理事会（2月27日）以後去る3月6日に文部省主催の就職問題懇談会が開かれ、私は出席できなかったが事務局より事務局長等2名がこれに出席された。当日の協議の内容は昨年11月に決定された中央雇用対策協議会の「大学卒業予定者の早期選考防止に関する決議」の変更に関することであり、このことが提案されたのは本年3月卒業予定者の採用内定取消等の事態が生じたことに基づくものであった。変更の内容は昨年11月に決議された求人活動開始＝6月1日以降、選考開始＝7月1日以降という時期を大幅に繰り下げて選考開始を10月1日以降或いは

11月以降としようとするものでこれによって今回のような採用内定取消等の事態が避けられ、また大学教育の正常化にも寄与することができるというのが提案の趣旨であった。これに対し私立大学団体の一部には、既に昨年11月の決議に基づき準備体制を整えており、今これを変更することは困難である。また、10月という時期は学生の前期試験の時期に当り不適当である。更に就職選考時期を余り遅くすることは学生に不安感を与える、などの理由を挙げて強い反対があった。しかし、その後中央雇用対策協議会の総会の協議を経て、4月14日付大学局長名で求人活動開始＝10月1日以降、選考開始＝11月1日以降の方針で就職事務を実施されるようにとの通知が各大学に出された。ところがこの措置に対して私大団体側から強い反撥があったので、混乱事態が起こることを憂慮して労働省、文部省等の調整工作が行われ、その結果9月1日以降求人活動開始、11月1日以降選考開始という妥協案が立てられた。このことの了承を得るため、去る4月30日開催の本委員会に文部省学生課長が出席され、経過説明と協力方の依頼があった。これについて協議の結果、本委員会としては就職選考時期が著しく遅れるのは困るが、11月なら今年の下況下では止むを得ないであろうと了承した。しかし、その前提条件として、①決定を早く知らせること、②各大学団体が一致して同一歩調をとること、③企業側がこの決定を厳格に遵守すること、の3点を要請した。文部省ではこのあと私大団体側とも折衝して了解がついたとのことで、この新しい決定に基づく通知が今週一杯くらいに各大学に届けられるとのことである。以上のような事情で各大学には大変ご

迷惑をおかけしたがよろしくご了承頂きたい。

次に第二の問題は課外活動の振興に関する要望書の提出のことである。これについては「資料14」にその原案を示してあるが、課外活動の振興のためにクラブ顧問教官の活動を高揚できるような措置を講じてほしいとの趣旨を述べたものである。本委員会としては47年11月に「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査」をまとめ、また49年11月には「課外活動中における学生の災害事故対策について」の調査結果をまとめた。この2つの実情調査をまとめる過程で、教官と学生とのコミュニケーションの充実および課外活動の発展に果たす顧問教官の役割りの大きいことが改めて認識された。しかし、その顧問教官が十全な活動をするには種々な制約があり、特に予算面からくる制約が大きいことが明らかになったので、この問題の解決を図るため文部省から配賦される厚生補導費の増額を要望する必要があるということになった。また、課外活動中における学生の災害事故に対する国の配慮も緊要なことであるので、このことについての要望も付加することにした。なお、この要望書作成については予算技術的にむずかしい面があり、この原案の表現を若干修正することもあるので、その点ご了承のうえこの要望書を総会に提出することをご承認頂ければ幸いである。

以上の説明により以上の2件を承認した。

4) 第4常置委員会

池田委員長より次のとおり報告があった。

本委員会として報告事項1件と諮問事項1件について申し上げたい。まず報告事項であるが、予て本協会として要望していた「正課

中における学生の災害事故対策」については、その後文部省にこの問題を検討する調査研究会が設けられ、国大協が提案した4本の原則（①対象を正課中における災害事故に限定する、②互助精神を基本にしてそのための制度化を進める、③大学における実験・実習その他教育・研究の特殊性を考慮し国の強力な財政的措置を要請する、④適用の範囲は学部学生、大学院生、研究生その他これに準ずる者とする。）を中心に検討が進められ、このほど文部省で最終方針がまとめられた。それで文部省ではこれに基づき「学生の教育研究災害補償制度」を実施する場合の医療費給付、廃疾見舞金及び死亡見舞金、加入者の負担する掛金、掛金の徴収方法、加入方法、実施機関、各大学の担当事務等、大学側に関連してくる問題を細かく指示して国公立各大学の意見をきき、その上でできれば51年度からこれを実施するという段階まで進んでいる。なお、このアンケート調査は、調査研究会の「中間報告」を附して5月一杯くらいに各大学に送る予定にしている。

次にお諮りしたい事項であるが、本委員会ではこれまで、①大学保健管理施設の増設・充実についての要望、②国立大学共同利用研修施設設置に関する要望、③正課中における学生の災害事故対策についての要望、④奨学制度の拡充についての要望、等を行ってきた。その後これらのものは漸次軌道に乗りつつある状況なので、これらの要望を引続き行う必要はないかとも考えられる。しかし、国大協としてこれを更に促進する意味で本年も要望を続けた方がよいとの意向であるならば、文部省側の意向も打診した上で引続き要望書を提出しようとも考えているので、その

点についてお諮りしたい。

この提案に対し、本年も引続き上記の4件の要望書を提出することを了承した。

5) 第5常置委員会

後藤委員長より次のとおり報告があった。

本委員会の関係資料として「学長の国際交流についての報告（案）」と「学長の国際交流に関する要望書（案）」の二つの資料を本日配付したが、この学長の国際交流の問題を本委員会で取り上げるに至った経緯について若干ご説明したい。

昨年秋の総会の前日に西独学長招待準備委員会が開かれ、その任務を終了するに当たり、会長より第5常置委員会に対し今後の諸外国の大学長との国際交流について検討を委ねられた。そのことについては前回総会の際にも報告したが、その後この問題について本委員会で数次に亘り検討し、その結果「資料15」のような会長宛の報告（案）をまとめた。この案の朗読は省略するが、その内容の骨子を紹介すると次のとおりである。

- ① 学長の国際交流の必要性について：教官、学生の国際交流も活発に行われている現状に鑑み、今後学長の交流の範囲を拡大し諸外国との学術文化の交流を一層促進する必要がある。
- ② 学長の国際交流の目的について：学長の国際交流の目的は大学の管理運営等の問題に重点を置くが、教官、学生の相互交流に係る問題もこの目的の範囲に入る。
- ③ 学長の国際交流の方法について：先般の西独学長招待の事例に倣い、今後の学長の国際交流については国立大学協会が計画の中心となり、諸外国の大学、大学の団体又は学長の団体等との緊密な連絡のもとに行

うべきものとする。また、国により大学制度に相違があるので、実施の方法については弾力性をもたせる。

- ④ 学長の国際交流の予算措置について：招待国がその経費について予算措置を講ずることを原則とする。来年度予算については10名程度招待する経費を計上することを要望する。
- ⑤ 学長交流を担当する委員会について：第5常置委員会が担当するのがよい。ただし、具体的実施の段階に入った後は必要に応じ臨時の組織を作り、準備、受入れに当たる。
- ⑥ 当面の計画について：学長の国際交流の計画実施は51年度以降になろうが、本年度も予算の許す範囲内で小人数でも実現を期したい。なお、文部省において本年度にフランスの大学長を招待する計画もあるが、これを国大協の計画の一環として受入れるよう要望したい。

以上が学長の国際交流についての報告(案)の概要であるが、この方針が了承されたらこれを受けてこの内容を実現する要望を文部省その他関係方面に行いたいと思い「資料16」のような要望書(案)を作成した。その要望事項は報告(案)と同じようなもので、前文で学長の国際交流の必要性を述べ「記」として5項目の要望事項を記してある。なお、この要望書(案)については来る5月27日開催の委員会で案文を検討することになっているのでご了承頂きたい。

以上の報告について次のような意見交換があった。

- 昨年西独学長団の訪問を受けたが、何の問

題について話し合うのか分らなかった。大学の実情について話し合うといっても各大学の事情は余り変っていない。今後学長の国際交流を行う場合には、お互いの教育制度についてのテーマを決めた上で行う必要がある。

- 昨年は各大学の視察、見学ということであったが、日本の大学のアドミニストレーションはどこも同じである。目的を決めた討議を主にしないと意味がない。
- 第5常置委員会で学長の国際交流の問題を検討した際にも、全員が団体として視察、見学を行うよりも各自の希望に応じて視察を行いディスカッションを主にした方がよいとの意見があった。
- 学内での視察は個々別々でもよいが、学外の見学の際はバラバラだと世話大学が苦勞することになる。

概ね以上のような意見交換ののち要望書提出の件を承認した。

6) 第6常置委員会

渡辺委員長より次のとおり報告があった。

都留委員長退任の後をうけて4月17日に委員長に就任することになった。そのような事情で準備不十分なので簡単にご報告したい。本委員会として当面早急に処理を要する事項は「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の作成である。それで、この件について去る4月17日の常置委員会で昨年の要望書を基に討議し、これに基づいて同月30日の給与問題小委員会で一応の素案を作成した。本日配付の「資料19」がその素案であるが、常置委員会での最終審議は来る5月19日に行うことになっている。この要望書(案)の内容は昨年のもとの順序は違っているが、要望事項は大半は同一である。項目は7項目あり①義

務教育教員との待遇の権衡を図ること、②大学院調整手当に再検討を加えること、③助教授と講師の俸給表上の等級の一本化を図ること、④中堅および若手教官の待遇を大幅に改善すること、⑤指定職の定数を増加させ、すべての部局長に指定職を適用すること、⑥管理職手当の適用対象を拡大すること、⑦研究補助職員について新たに俸給表を設け待遇を大幅に改善すること、などを挙げている。なお、これらの字句等についてはもう一度常置委員会にかけ検討することにしてはいるが、内容についてのご了承を得たい。

次に報告事項を二つ申し上げたい。その一つは本委員会給与問題小委員会作成の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書（案）」に関するもので、これについては国大協内の関係委員会等より意見が提出されているので、これらを参照し教官待遇改善問題についての国大協としての共通見解をまとめること、それとこの報告書（案）に關係する諸資料（給与問題小委員会作成の諸資料ならびに各委員会等からの諸意見等）を教官待遇改善問題の問題提起としてまとめて残すこと、の二つのことが去る2月15日の常置委員会で決定されたので、このまとめを給与問題小委員会で現在行っている。

今一つはこれからの問題であるが、大学財政の問題究明を行い大学財政のあり方についての長期的展望を立てるということが本委員会の宿題となっていたので、この作業を進めるために大学財政小委員会を設置し近々作業を開始したいと考えている。

以上の報告に対し次のような意見交換があった。

○ 教官の待遇改善の要望書（案）の第2項の

「大学院調整手当の再検討」のところで「大学院を有する大学の教官と大学院を有しない大学や学部の教官との格差をなくして一本化する」ようにとの提案がされているが、一本化して全体が上ればよいが逆に低い方に統一されるとなると問題である。

○ 要望書（案）の第7項の「研究補助職員の待遇改善」に關係したことであるが、第1常置委員会でもこの研究補助職員——技術職員の待遇問題を職階上の問題として取り上げて検討中であるので、相互に關係があるので連絡をとりつつ検討を進めたい。

○ 「大学教官に有為な人材を確保するため給与改善を図れ」ということが言われているが、人材確保のためには教官宿舍の整備ということが極めて重要である。また、現在大学間に格差があるが、優秀な教官はどこにでも動くことができるような体制を作ることが大事である。

概ね以上のような意見交換があり、第6常置で検討のうえこの要望書（案）を総会に提出することを了承した。

7) 入試期特別委員会

相磯委員長より次のとおり報告があった。

入試期一本化の問題についてご報告したい。このことについては第2常置委員会の谷田委員長からご報告願った方が適当と思われるが、本日欠席されているので代ってご報告する。去る3月26日に文部省の入試改善会議が開かれそこで「国立大学入学者選抜期日の一元化について」という答申が出された。その内容は「資料20」とおりであるが、国立大学の入試期一本化については既に国大協で一本化が望ましいとの方向を打出しており、これを受けた形で入試改善会議として入試期

一本化が入試改善の適切な方策であると結論づけたものがこの答申である。なお、この答申の後半の部分では、入試期の一化は共通学力検査の実施と関連させて行うことが望ましいというコメントも付されているが、この共通学力検査については国大協で目下検討中であることもあって、現実的な方策としては入試期一化については相当の予告期間（昭和53年度大学入学者選抜からの実施を目途とする）を設けるという方針となっている。そして、この予告期間との関連において共通学力検査の実施を推進することが適当であろうとの期待が述べられている。国立大学の入試期の一化は国大協としてはなるべく早く実施してほしいとの意向であったが、今回の入試改善会議の答申により昭和53年度実施がギリギリということになった。

8) 図書館特別委員会

谷口委員長に代って丁子事務局長より次のとおり報告があった。

図書館特別委員会では去る昭和45年6月に「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」（第一次報告）を刊行したが、このたび第二次報告書がまとめられることになった。これは第一次報告発表後、図書館をめぐる情勢は学内的にも社会的にも変化を遂げているので、それに対応して大学の研究・教育推進のための役割りを果たすための方策を検討する必要を生じ、また第一次報告で検討課題となっていた図書館予算の問題や図書館情報学の問題等も残されていたため、それらの問題を取り上げて検討を続けてきた。近く最終原稿もまとも印刷に付せられる予定で、これを各大学に送って意見を求めることになるのでよろしくご了承頂きた

い。

9) 医学教育に関する特別委員会

北村委員長に代り同特別委員会の委員である相磯副会長より次のとおり報告があった。

本特別委員会で目下検討中の「医学教育改革に関する調査研究報告」は報告書作成までにあと若干の時日を要するのでご了承頂きたい。

10) 教職員の厚生等に関する特別委員会

池田委員長より次のとおり報告があった。

本特別委員会が去る3月に実施した「学内保育施設の実態に関するアンケート調査」は現在未回答1大学を残すのみとなっている。この学内保育施設は現在公のものになっていないためその実態がつかめないの、新しい資料を整えて対策を検討することにしたわけであるが、集計に当っては個々の大学名は出さないことにしている。調査の内容は保育施設の設置状況、運営状況、利用状況等に関する事項で、これらのものを集計整理して今度の総会に提出したいと考えている。なお、前回にもご報告したように、この学内保育施設に対し本年度初めて予算が計上されたが、これは看護婦の子女を対象としたものに限定されているのでその辺になお問題がある。

以上で各委員会の委員長報告と協議を終った。

(10) その他

1) 大学設置審議会（大学設置分科会）委員候補者の推せんについて

このことについて会長より次のとおり述べられ、異議なく承認された。

当協会より推せんの大学設置審議会委員のうち来る6月任期満了予定の2名の委員の後任として、文部省より去る4月末日までに倍

数の候補者を推せんされたい旨依頼があったので、両副会長と協議のうえ渡辺秋田大、谷田お茶の水女子大、小泉一橋大、水戸部横浜国立大の4学長を推せんしたのでご報告して追認をお願いする。

2) 高等教育懇談会について

このことについて会長より次のとおり報告があった。

「高等教育懇談会の審議のまとめ」（資料18）をご参考までに配付した。なお、国立大学協会会長として、高等教育懇談会委員として本年度も継続就任方依頼されたのでご報告する。

3) 鶴田前事務局長の記念品代について

会長より、先般各位のご協賛のもとに鶴田前事務局長に対する記念品代の募金を行ったが、このほどこれの贈呈が終ったのでご報告する、と述べられた。

(2) 理事会議事要録

日 時 昭和50年6月16日（月）12.00～13.00

場 所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 林 会長

岡本、相磯各副会長

今村、白淵、加藤、石原、大山、川上、水戸部、豊田、桜場、井上（友）、釜洞（代木内）、井上（智）、安達、中村、円藤、池田、具島、後藤各理事
谷田（第2）、広根（第3）、渡辺（第6）各常置委員会委員長

本日午前の総会において選出された新理事による理事会を、林会長司会のもとに開会した。
議 事

1. 会長・副会長の互選について

初めに会長より次のとおり述べられた。

新しい理事会として会長・副会長の互選をお願いする。出席者が過半数を越えているので理事会として成立している。なお前例により、新任者の交代はこの総会関係の行事が終了した時点からとなるのでお含み願いたい。

ついでその選出方法について協議の結果、投票方式によることにし、開票立会人は理事を兼ねない常置委員会委員長をお願いすることにした。

(1) 会長の互選について

出席理事21名により単記無記名投票（大学名を記載）を行い、投票数21票、開票の結果、林理事（東京大学）が得票多数をもって会長に互選された。

(2) 副会長の互選について

出席理事21名により2名連記無記名投票を行い、投票数21票、開票の結果無効票1票、有効票20票、岡本理事（京都大学）、相磯理事（千葉大学）の両理事が得票多数をもって副会長に互選された。

このあと新会長、副会長よりそれぞれ就任の挨拶があった。

2. 常置委員会委員（代表者）候補者の確認について

新会長・副会長の決定に伴い、本日午後選出が行われる常置委員会委員（代表者）候補者の確認を行った結果、異動の必要がないことが認められたので、前回（5月14日）の理事会において選考された名簿のとおり総会に提案することにした。（この確認は、会長・副会長は常置委員会の委員にはならないので、新会長・副会長が委員と重複していないかを確認するための措置である。）

3. 監事候補者の選考について

任期満了に伴い、今回の総会において改選さ

れる監事（定員2名）の候補者として4名を選出することにし、広島大学、一橋大学、名古屋大学、滋賀大学の4学長が推せんされ、明日（総会第2日）午前中に開かれる各常置委員会における新委員長の決定を俟って、この4名の候補者の中から総会で選任が行われることになった。（常置委員会委員長は監事になれない関係上、監事定員2名に対し一応候補者4名を挙げ、委員長決定の結果をみて候補順位に従って2名を選ぶものである。）

4. その他

(1) 特別委員会の臨時委員委嘱について

図書館特別委員会の谷口委員長（岡山大学）が去る6月13日に退官されたが、同特別委員会では目下「大学図書館の改革についての第二次報告書」を作成中である関係から、同学長にこの報告書が完成するまでの間臨時委員として協力して貰うことが提案され、異議なく承認された。

(2) 教養課程教官の定員充実にする要望書について

長崎大学の具島学長（第16回国立六大学学長会議議長）より本協会長宛に提出のあった「国立大学教養課程における教官定員の充実にする（要望）」の取扱いについて協議され、その結果、これを第6常置委員会に回付し処理して貰うこととした。

(3) 総定員法のあり方についての要望書について

このことについて会長より次のとおり説明があった。

昨年の第3次定員削減実施に当たって、当協会はこれを実施しないよう関係方面に強く要請したが、その結果、文部省と行政管理庁との間で2年度からは総定員法のあり方を再

検討するという申し合せがなされるに至った。そのような経緯からこれを促進する意味で、今回別紙のような要望書を出してはどうかと考えた次第であるがいかがであろうか。

これについて協議の結果、この原案を第6常置委員会で更に検討を加えたいえ総会に諮ることとした。

(4) 授業料問題について

昨年末以来問題となった国立大学授業料等の値上げ問題について、今後の情勢に対処するため緊急に授業料等学費の性格、あり方等についての見解をまとめる必要があるのではないかとの提案があり、協議の結果、第6常置委員会の中にこの問題を検討する組織を暫定的に設け、作業を進めることとした。

(3) 委員等選考役員会議事要録

日時 昭和50年5月8日（木）13.30～15.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 林 会長

相磯副会長

川上、大山理事

林会長主宰のもとに開会。

初めに会長より次のとおり挨拶があった。

本日は去る2月27日開催された理事会の申し合せにより設置された委員等選考役員会を開いて ①常置委員会委員（教員）候補者の選考、および ②常置委員会委員（代表者）候補者の選考、の2件について審議いたしたいのでよろしく願いたい。

ついで丁子事務局長より配付資料の説明があったのち議事に入った。

議 事

1. 常置委員会委員（教員）候補者の選考について

このことについて会長より次のとおり述べられた。

常置委員会委員（教員）については、去る2月27日の理事会の際、各常置委員会の審議事項等の関係もあるので、特別の事情のない限り、従来の取扱いどおり現任者を再任願うこととされ、その旨関係各大学に照会中のところ、一二を除いて全員了承の旨回答があったので報告する。

また、現在欠員中の第2、3、4、5各常置委員会教員委員としては、それぞれの地区から「資料2」のとおり推せんがあったのでお諮りする。

ついで事務局長より次のとおり説明があった。

常置委員会の教員委員については、定年退官その他の事情により5名の辞任者があったので、各地区より後任候補者の推せんを願った結果「資料2」のとおり推せんがあった。ただ、第4常置委員会の後任教員委員については、目下京都大学で選考中であるが、きくところによるとその候補に上っている方は助教授の身分とのものであるので、その点どう取計らったらよろしいか。教員委員については規定上は教授でなければならないとのきまりはないが、常置委員会の教員委員は一応学長に準ずる者との慣行があるので、この点についてのご意見を承りたい。なお、前例として教員養成制度特別委員会の教員委員に助教授を充てた例があるが、この方は近々教授に昇進するということもあり、そのような事情を勘案して承認されたものである。

この件について種々協議の結果、常置委員会の教員委員は原則として教授を充てることが適当ということになり、京都大学にその旨を伝え

検討を願うことにした。

2. 常置委員会委員（代表者）候補者の選考について

このことについて会長より次のとおり述べられた。

常置委員会委員（代表者）候補者については、去る2月27日の理事会後、各大学長に照会して3月31日までにその所属する常置委員会の希望を、第1順位から第3順位まで提出願った。その希望順位と大学の種別、地区ならびに教員委員との関係をも考慮して、各常置委員会の委員を選考することになっているので、別紙選考方針（資料5）および委員候補者名簿（資料6）についてご審議を願いたい。

ついで事務局長より次のとおり説明があった。

「資料4」は各大学長より提出のあった「所属する常置委員会の希望」を整理した表である。ここに示されている希望順位を基にして、資料5の「選考方針」に則り調整を行って割りふってみたのが資料6の「委員候補者名簿」である。なお、これの地区別配置を示したのが資料7の「委員地区別配置表」である。

各大学からの所属常置委員会の希望には片寄りがあったが、上述の「選考方針」に基づき、各大学の希望、大学種別、地区別、教員委員との関係等の諸条件を勘案して一応このような原案を試作した。その結果は78大学中（会長、両副会長の所属大学を除いた大学数）10大学が第2希望に回ったが、あとはすべて第1希望に添うことができた。なお、会長、副会長はどの委員会にも所属せず、必要ある場合にはどの委員会にも出席できることになっている。

なお、この常置委員会委員（代表者）の選考については、以前、I期校、II期校をそれぞれ

半数ずつ配分するという方針があり、そのためその編成に苦勞したが、このⅠ期校、Ⅱ期校問題については、国大協として入試期一本化の方針が既に決定されたので、今回はこの点については考慮しなかった。また、以前には委員改選の際に委員会構成メンバーを半数交代するという考え方もあったが、そのようにすると大学の希望に添うことが非常に困難になる。またそうまでしなくても、学長の新旧交代が随時行われる関係で委員会の顔ぶれもおのずから変わってくることになるので、このことについても今回は考慮しなかった。概ね以上のような経過でこの原案がまとめられたので、よろしくご審議をお願いしたい。

以上の説明ののちこの原案について協議した結果、格別の異議もなく原案が了承された。

このあと会長より次のとおり述べられた。

本日の常置委員会委員候補者の選考についての2つの議題について了承が得られたので、(1)の教員委員候補者については来る14日の理事会に附議して決定し、また(2)の代表者委員候補者については理事会の了承を得たうえ6月の総会に附議することにしたいので、お含み願いたい。

(4) 第56回総会議事要録(第1日)

日時 昭和50年6月16日(月) 10.00~17.00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

会長から、開会の挨拶があったのち、本日は、浜松医科大学からは、吉利学長に代わり高橋副学長が、大阪大学からは、釜洞学長に代わり木内教授がそれぞれ代理出席された旨の紹介があった。

1. 会議資料について

事務局から、今回総会の配付資料について説

明があった。

2. 日程について

会長から、今回総会の日程については、5月14日に開催された理事会で協議した結果、別紙(資料3)により運営することになった旨の説明があり、了承された。

I 会務報告

1. 前回総会以後における学長の交代について

会長から、前回総会以後における学長の交代について次のとおり紹介があった。

大学名	前学長	新学長
北海道大学	丹羽貴知蔵	今村 成和
室蘭工業大学	金森 祥一	竹内 栄
官城教育大学	林 竹二	山本 義一
東京外国語大学	鐘ヶ江信光	坂本 是忠
一橋大学	都留 重人	小泉 明 (事務取扱)
京都教育大学	岸田 武夫	小江 慶雄
神戸大学	戸田 義郎	須田 勇
和歌山大学	香山 時彦	角山 栄
鳥取大学	小島 公平	綾部 正大
岡山大学	谷口 澄夫	小坂 淳夫
熊本大学	黒田 正巳	岳中 典男
鹿児島大学	中村 末男	蟹江 松雄

2. 委員長の交代について

会長から、前回総会以後における委員会委員長の交代について、次のとおり報告があった。

委員会	前任者	新任者
第6常置委員会 委員長	都留一橋大学 長	渡辺秋田大学長
図書館特別委員 会委員長	谷口岡山大学 長	川上東京工業大 学長

3. 前回総会以後の主な事項の報告と追認について

会長から、それぞれ次のとおり報告があった。

① 入試改善調査研究報告書の公表について

昭和49年度入試改善調査研究が、各大学のご協力により順調に進み、その報告書の印刷が出来上ったので、文省部ならびに各国立大学をはじめ関係方面に配布するとともに、さる4月19日に記者会見を行って特別委員会名をもってこれを公表した。なお、これについては、後刻、岡本委員長はじめ関係の方々にご報告をお願いしたい。

② 昭和50年度予算に関連の要望等について

1) 第21回特別会計制度協議会の際の意見交換について

さる12月20日、第21回特別会計制度協議会を開催し、文部省から第3次定員削減の問題、昭和50年度予算案その他に関する大蔵省との折衝の状況等について説明を受け、種々意見の交換を行った。

2) 永井文部大臣との懇談会の際の要望について

12月24日、前例により永井文部大臣の新任に際し国大協と大臣はじめ文部省幹部との懇談会を開催したが、その際、同日朝の新聞紙上に、50年度予算編成に関連して国立大学授業料の増額が検討されている旨の記事が報道されていたので、この問題について種々意見の交換を行い、国立大学協会としては、国立大学の授業料値上げについては政府においてとくに慎重に対処されたい旨を要望し、また、現段階において値上げは適当でない旨を述べその善処方についてとくに配慮されるよう強く要望した。

3) 自民党文教部会長との会見について

12月24日文部大臣との懇談会終了後、出席大学長において協議した結果、自民党文教部会に対し、緊急に要望する必要が認められたので、さる12月26日自民党西岡文教部会長

に、会長、両副会長、第6常置委員長が面談し、国立大学の運営と授業料との関係、私立学校と国立学校との関係その他諸般の情勢について意見の交換を行った。この際国立大学の授業料値上げを見合わせられたい旨を強く要望した。

4) 昭和50年度予算案内示の際の要望について

さる1月4月の内示では、授業料値上げはそのまま据置かれることになったが、代わりに50年度から入学料等の値上げ案が示された。そこで1月6日文部当局から50年度予算の内示の概要について中間報告を聞くとともに、さらにその後国大協で協議した結果、翌1月7日、相磯副会長、谷田お茶の水女子大学長が岩間事務次官ならびに井内大学局長に面談し、入学料等の値上げの問題について本協会の意見を述べ文部省における善処方を強く要望した。

5) 1月理事会後の要望について

さる1月9日の理事会では主として50年度予算について協議したが、その際の理事会の意向に従い、会長、副会長が文部事務次官ならびに大学局長に面談し、入学料等の大幅増額は遺憾であることを述べ、特別会計予算の積算校費が、物価騰貴のため実質的低下にならぬよう文部省に対し一層の善処方を要望した。

以上のことについては、その都度各国立大学長に対し事務連絡をもって報告したところであるが、この際改めて追認願いたい。

なお、このほか特別会計制度協議会においては、さる1月21日第22回協議会を開催し、昭和50年度予算について文部省から詳細な説明を聞くとともに意見の交換を行った。また、さる4月24日には第23回協議会を、同じく5月14日に

は第24回協議会を開催し、昭和51年度予算編成その他について種々意見交換を行った。

③ その他の要望等について

昨年9月に大学設置審議会大学基準分科会が中間報告として発表した「医学部及び歯学部設置基準の改善について」に対する当協会医学教育に関する特別委員会からの意見を、さる3月12日付で文部省に提出し、参考に供せられるよう要望した。

④ 昭和50年度卒業予定者のための就職事務開始時期等について

このことについては、さきに、昨年11月に行われた大学8団体の申合わせに基づき、申合わせの趣旨に協力されるよう連絡したが、その後経済界は異常な変動のため深刻な不況に見舞われ、多数の就職内定取消や自宅待機等の発生する事態が生じたため、中央雇用対策協議会においては、このような事態をみたことは、就職選考時期が早期に過ぎることにも一因があり、この際、かねて大学団体の希望するように選考時期を卒業前年の秋以降に繰下げるべきだとして、求人活動を9月1日以降に、選考は11月1日以降とする旨の決議を行った。その間一部の大学団体との間に多少のいきさつもあったが、それらの了解もつき、先般文部省から改めて決議の趣旨の徹底方について当協会にも依頼してきた。当協会としては、第3常置委員会ならびに理事会において協議のうえ、この決議の趣旨を尊重してこれに協力願いたい旨先般各大学長宛依頼した。

⑤ 日教組との会見について

さる6月9日、日教組大学部会からの申出により、岡本、相磯両副会長、加藤東北大学長が会見し、予算、待遇改善、入試改善等について懇談した。なお、日教組とは、昨年11月26日都

留第6常置委員長が、補正予算、入試改善等の問題について会見を行った。

⑥ 事務局長の交代について

前総会の際、健康上の理由のため本人より辞任を申出られた鶴田事務局長は、さる12月31日付をもって退任し、後任の事務局長には、理事会の協議を経て、さる1月1日付で丁子事務局次長が昇任したのでご了承願いたい。

なお、その他の事項については、事業報告書(資料6)を参照願いたい、

II 議 事

1. 昭和49年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局から、昭和49年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)(資料7)について説明があったのち、会長から、本案は、理事会の承認も得ているので、了承のうえ追認願いたい旨が述べられ、異議なく追認された。

2. 昭和49年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について

事務局長から、昭和49年度国立大学協会歳入歳出決算(案)(資料8)について説明があったのち、博田監事から、適正に決算されていた旨監査の結果について報告があり、異議なく承認された。

3. 昭和50年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長から、昭和50年度国立大学協会歳入歳出予算(案)(資料9)について説明があったのち、会長から、本案は事前に理事会の承認を得ている旨の補足説明があり、異議なく承認された。

4. 昭和49年度入試改善調査研究委託事業決算報告書(案)について

事務局長から、昭和49年度入試改善調査研究

委託事業決算報告書(案)(資料10)について説明があったのち会長から、本案は理事会に諮り承認を得たものであるもので、追認願いたい旨が述べられ、異議なく追認された。

5. 昭和50年度国立大学入試改善調査の実施事業計画等について

岡本入試改善調査委員会委員長から、大略次のような説明があった。

入試改善調査委員会は、昭和49年度において、昭和48年度にまとめた中間報告に対し、各大学にアンケート調査を依頼し、整理・検討し、『国立大学入試改善調査研究報告書』をとりまとめるとともに、昨年11月23、24両日には全国7地区において試験問題実地研究を行う等事業を進めてきたが、昭和50年度も、入試改善調査委員会、実施方法等調査専門委員会、科目別研究専門委員会、コンピューター専門委員会等を存置して事業を継続することになっている。なお、具体的には、今回の「国立大学入試改善調査研究報告書」について、全国7地区において大学のみならず高校に対しても説明会を行い意見交換を行うとともに、各大学に対してアンケート調査も行って意見を伺い、それらの意見に基づき「報告書」の検討・修正を行う予定である。一方、試験問題実地研究については、今年度も、11月23、24の両日に全国7地区において1地区2会場で700名ずつ、総計5,000人程度を対象に行いたいので、各大学に協力をお願いしたい。また、各専門委員会も、昨年度までに積み残した事業、例えば、共通第一次試験の際の中央実施機関の機構・各大学の事務処理の組織、受験生の地区割および各大学が行う二次試験のあり方、その他、身障者の受け入れの問題、補欠募集の方法、採点のコンピューター処理の問題等を細かく検討する予定である。なお、これ

に関する予算は、昨年までは国立大学協会の委託研究として扱われていたが、本年度からは、国立学校特別会計に組み込まれて各大学に配当されることになった。

6. 理事の選任について

会長から、本総会では、理事の改選を行うことになっているので、あらかじめ、各地区において理事候補者を互選願ったところ、別紙(資料18)のとおりであるので、ご選任願いたい旨が述べられ、異議なく次のとおり決定した。

記

地 区	氏 名	大 学 名
北 海 道 地 区	今村 成和	北 海 道 大 学
	臼淵 勇	弘 前 大 学
	加藤陸奥雄	東 北 大 学
関東甲信越地区	石原 恵三	群 馬 大 学
	相磯 和嘉	千 葉 大 学
	林 健太郎	東 京 大 学
	大山 信郎	東 京 教 育 大 学
	川上 正光	東 京 工 業 大 学
中 部 地 区	水戸部正男	横 浜 国 立 大 学
	豊田 文一	金 沢 大 学
	桜揚 周吉	静 岡 大 学
	井上 友治	愛 知 教 育 大 学
近 畿 地 区	岡本 道雄	京 都 大 学
	釜洞醇太郎	大 阪 大 学
	井上 智勇	奈 良 教 育 大 学
中 国 四 国 地 区	安達 一明	島 根 大 学
	中村正二郎	山 口 大 学
	円藤 真一	香 川 大 学
九 州 地 区	池田 数好	九 州 大 学
	具島兼三郎	長 崎 大 学
	後藤 正夫	大 分 大 学

7. 各委員会報告と協議について

各委員会委員長から、大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会（加藤委員長）

① 独立大学院について

大学院制度の整備については、昨年3月に出された大学設置審議会の答申をうけて同年の6月に大学院設置基準が制定されたが、大学設置審議会答申に盛り込まれている事項が完全に実施されるには法改正を要する事項が残されている。この点について文部省で検討が行われ試案が作成されたので、さる1月10日に文部省から本委員会に対し、この試案に盛り込まれている独立大学院制度の創設その他について、意見を求めたいということで説明が行われた。この時の討議では、この大学院が設置された場合独立の部局として扱われることになるが、それに伴って起こる組織・管理運営上の問題ならびにこの大学院が全く独立した場合の名称とその大学における位置づけ等のことが主として論議され、またこの独立大学院の設置が既存の大学院の充実・発展を阻害しないかとの懸念が表明された。そのような状況であったが、当日の意見交換によって大学院整備についての文部省試案の説明は一応理解したとし、これを進めるに当たっては既設大学院の充実・改善について十分配慮されることを要望した。

② 教官等の待遇改善に関する報告書について

第6常置委員会の教官等の待遇改善に関する報告書（案）について本委員会の意見を求められていたが、第1常置委員会としては検討の結果、この報告書（案）を実施するものとして打出す状況にない旨、第6常置委員会に対して回答した。

③ 研究員（技官）の待遇問題について

現在、技官は行政職(一)の枠内で事務職員と同じ扱いを受けており、一般には4等級止まりという不遇な状態に置かれている。しかし、大学、特に附置研究所では、技官は重要な役割を荷なっている。そこで、この待遇改善問題を取り上げることにし、まず技官的な職の本質を根本的に究明し、これを技術研究専門職として位置づけたらどうかとの方向で検討を進めている。この場合最も重要な点はこの新しい職階を設けた場合、これを大学の管理運営上どのように位置づけたらよいかということである。そのような姿勢で目下この技官の待遇問題に取り組んでいるが、その検討材料を得るため現在専門委員の間で学問分野別に調査資料を集める作業を進めている。案がまとれば、各大学に意見を伺うことになると思うが、その際はよろしく願いたい。

(2) 第2常置委員会（谷田委員長）

昨年度は、身体障害者の受験・在学状況について、各大学にアンケート調査を依頼し、70大学から回答を頂いた。このアンケートは設問に若干不備な点があったが、この調査によって国立大学の実状がかなり明らかになったと思われるので、集計結果を各大学に送付した。身障者の受け入れについては、その志望が特定の学部・学科に偏るものでもなく、身体障害にもその種類・程度に差異があるので、一概に言えないが、基本的な問題は、入試が可能になったとしても入学後の設備・図書館等の利用をどうするか、また大学がどこまで経済的援助をするか等の在学問題で、各大学が統一的な態度をとれるか、すべての大学において十分な設備をもつことができるかという問題であると思う。このように考えると1地区1大学に必要な設備を設け

ることが実現可能な案ではないかと思う。入試問題で各大学が当面解決を迫られているのは、全盲者の受験問題であると思うが、これについては、各大学で具体的な方策が打ち出されているので、それらをまとめて手引書を作成することが望ましいと思う。身障者の大学受け入れ問題について今後どのように解決していくかは、本常置委員会でも討議したが、具体的な検討をするためには、大規模な作業が必要であり、また、それには相当の経費・人手がかかることが予想される。なお、この問題については、予て文部省からアンケートの結果を知らせてほしい旨の要望があったので、アンケートをとりまとめた段階でその結果を報告し、文部省でどのように扱うかを話し合った。文部省では入試改善会議が取扱うことになると思われる。さらに、文部省に対して、この問題に関する解決すべき課題の要点をまとめて要望すべきかどうかは今後検討したい。

(3) 第3常置委員会（広根委員長）

① 就職問題について

昨今の経済不況を反映して、大学卒業予定者の就職戦線に異変が生じ、採用内定取消、自宅待機等の事態が起ったので、国大協も何らかの対策を用意しておく必要があると考え、本常置委員会は、各大学に、その実態調査を依頼した。その結果は別紙（資料24）のとおりであって予想したより多数の該当者があった。こういう事態の中で大学卒業予定者の就職事務の開始時期の問題が再検討されることになった。この就職推せん選考開始時期については、大学8団体では、いわゆる青田買い防止のため従来、7月1日以降就職事務開始、推薦は10月1日以降を目途とすることを主張してき

た。これに対し、労働省と企業団体等をもって構成されている中央雇用対策協議会では、一昨年に降早期選考防止の努力を続け、昨年11月、昭和50年度大学卒業予定者に対する就職事務開始時期については6月1日以降求人活動開始、7月1日以降採用試験開始という決議を行った。しかしその後、上述のような採用取消等の事態が発生したことに鑑み就職事務開始時期を繰り下げるべきとして、本年5月に前決議を修正し、9月1日以降就職事務開始、11月1日以降選考試験開始の方針を決定した。これは、「青田買い」防止の観点から評価できると思う。しかし、国立大学と私立大学とでその運用に相違があつては、實際上、実施が不可能なので、これを十分調整し全大学が同一歩調をとることを条件に国大協としてはこの新決議を了承し、5月中旬、各国立大学長に対し、中央雇用対策協議会の決議への協力方を依頼した。

② 課外活動の振興について

本常置委員会はここ数年来、課外活動振興の問題を一貫して進めてき、その間に幾つかの要望書や調査報告書を出してきた。すなわち、サークル部室の整備充実の要望書の提出、それに続く「教官と学生とのコミュニケーションに関する調査」および「課外活動中における学生の災害事故対策」等の報告書のまとめを行ってきた。それらの調査結果をふまえて、このたび「大学における課外活動の振興に関する要望について」（資料23）を関係方面に提出してはどうかということになった。要望書の重点項目は、(i)課外活動における顧問教官の地位の重要性とこれに見合う厚生補導費の

増額について、(iii)課外活動中における災害事故対策について、の2点である。

このことについては文部省の学生課とも事前に協議して作成に当たったが、本日も賛同が得られれば関係方面に要望することとしたい。

以上の報告に対して、「国立大学卒業予定者の採用取消状況調」(資料24)は調査した時から期間が経過しているで、その後の動向を追跡調査し、適当な時期に補正してほしい旨の申出があり、常置委員会で検討することとなった。

(正午から午後1時まで休憩)

この間、第2特別会議室(2階)において、新理事会を開催、午後1時から総会再開。

8. 役員等の選任について

会長から、それぞれ次のとおり報告があり、いずれも承認された。

(1) 会長、副会長の選任について

会長から、このことについては、本日昼食時に行われた理事会において、林会長、岡本・相磯両副会長が再選された旨の報告があったのち、それぞれ挨拶があった。

(2) 常置委員会委員の選任について

常置委員会の委員(代表者)候補者については、さる2月27日の理事会決定に基づき、5月8日に会長、副会長および在京理事からなる委員等選考役員会を開催して別紙選考方針(資料19)を基に協議して「資料20」のように委員候補者を選考し、これを5月14日の理事会に諮り了承を得、更に本日の新理事会においても確認された。

(3) 教員委員の選任

常置委員会の教員委員については、理事会が選任することになっているが、これについては、5月8日の委員等役員選考会および5月14

日の理事会において次期の教員委員を選考した結果、別紙(資料21)のとおり選任し、その所属大学および本人の承諾を得てそれぞれ委嘱した。なお、第4常置委員会の京都大学からの委員については、現在のところ未定である。

記

第1常置委員会	今井 賢一 (一橋大学)
	平田 栄 (埼玉大学)
	山田 敏郎 (東京大学)
第2常置委員会	帷子 康雄 (弘前大学)
	丸井 文男 (名古屋大学)
	菅 好男 (岡山大学)
第3常置委員会	綿貫 芳源 (筑波大学)
	水野 克彦 (大阪大学)
	永松 政俊 (佐賀大学)
第4常置委員会	村尾 誠 (北海道大学)
	鈴木 寛 (金沢大学)
	未 定 (京都大学)
第5常置委員会	都築 忠七 (一橋大学)
	西沢 弘順 (高知大学)
	柿本 大老 (鹿児島大学)
第6常置委員会	和田 正信 (東北大学)
	神代 和俊 (横浜国立大学)
	氏原正二郎 (東京大学)

9. 入試改善調査研究報告書について

湊入試改善調査委員会委員から、「入試改善調査研究報告書」(資料11)を作成するに至った経過について説明があったのち、報告書に基づいて、共通第一次試験を実施するための機構すなわち、入試センターの組織およびそこの業務内容のフローチャートについて解説が行われた。ついで共通第一次試験に関する問題点として出題教科・科目の問題、各大学が行う第二次試験と第一次試験との関係等の問題について詳細な説明があり、さらに、この報告書についての意見を求めるため来る6月20日頃に各大学

に対しアンケートを行い、9月末日に締切る予定である旨が述べられ、これについて大学として意見がまとまらなければ、学部・学科別でも意見を提出していただきたいと付言された。このあと本年度の事業計画の一つである試験問題実地研究について、来る11月23、24の両日、全国7地区において1地区2会場、約700名ずつ計5,000名程度を対象に実地研究を行う予定であるので、よろしくご協力願いたいと要望があった。

以上の説明に対し、(i)各科目の問題の出題数は多いほど試験の偶然性が少なくなるが、この観点から、出題数についてある程度の基準を出してほしい、(ii)現委員については、このまま実際に実施するまで在任するのか、それとも改選するのか、改選する場合には、その方法を示してほしい、(iii)共通第一次試験を行った場合の各大学における二次試験の実施方法について検討してほしい、等の意見があり、このことについて、湊委員からそれぞれ説明があった。

10. 各委員会報告と協議について（午前の続き）

各委員長から、大略次のとおり報告があった。

(4) 第4常置委員会（池田委員長）

① 正課中における学生の災害事故対策について

教育研究環境における災害事故対策については、本常置委員会として数年前から審議するとともに実態調査をして、昭和47年の総会に報告したが、その調査結果をまとめ、(i)対象を正課中における災害事故に限定する、(ii)互助精神を基本にしてそのための制度化を進める、(iii)大学における実験・実習その他教育・研究の特殊性を考慮し国の強力な財政的措置を要請する、(iv)

適用の範囲は学部学生、大学院生、研究生その他これに準ずる者とする、の4点を基本方針として進めることについて、各大学にアンケートをし、概ね賛成を得たので、昭和48年度、文部省に対しこの趣旨を要望した。その後、昭和49年度には調査費が予算化され、文部省においても、「教育研究災害補償制度調査研究会」で検討を進め、本年3月、調査会として当協会の方針を踏襲した中間報告が提出された。文部省は、それをもとに、その制度化について検討しているが、今後の具体的な進め方との関連から、各大学に対し、見舞金、掛金、加入方法、大学の事務量等について具体例を示してアンケート調査をしている。このように、この問題については、一步前進したが、本常置委員会としては、さらにこれの実現の促進を図るため、本年度も要望書（資料25）を提出したい。なお、要望書の趣旨は、昨年と同様である。

② 大学保健管理施設の増設・充実について
保健管理センター設置については、予てより要望してきたところであるが、すでに大半の大学に設置されている。*については、未設置の大学には設置を、既設の保健管理センターには、所長に教授定員の配置ならびにセンターの充実を昨年同様要望したい（資料26）。

③ 国立大学共同利用研修施設設置について
国立大学共同利用研修施設の設置についてはここ数年来要望を続けており47年度以降一部実施の運びとなったが、各地区に2ヵ所は設置したいので、本年度も昨年同様の要望書（資料27）を提出したい。

④ 大学および大学院の奨学制度の拡充について

この要望（資料28）は、その年々の状況によって断続的に出しているものである。この日本

育英会奨学金の増額ならびに奨学生の増員についての要望は昨年度も提出し、大学院学生については、本年30%の増額が行われたが、学部学生については、昭和47年以後据置かれたままになっている。このような事情と昨今の経済状況からして本年度も重ねて要望書を提出したい。

以上のような報告に対し、(i)ここでは災害事故に対する救済の対象を正課中に限定しているが、第3常置委員会の課外活動中の災害事故のことも関連するので誤解を与えないように配慮してほしい、(ii)「大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書」(資料28)に学費値上げとの関係からの必要性を含められないか検討してほしい、との意見があり、これについて意見の交換があった。

(2) 第5常置委員会(後藤委員長)

本常置委員会は、前回総会以後4回開催し、学長の国際交流について検討しているが、昨年は、一昨年西ドイツから招待を受けたことの返礼として、西ドイツから6名の学長を招待した(その詳細については会報68号参照)。この西独学長の招待事業が一段落したので、この事業の運営のために設置された西独学長招待準備委員会も解散することになったが、その際、今後の学長の国際交流のあり方、受入れ体制等については、本常置委員会で検討することになった。それで爾後この問題について検討を重ね、このたび、学長の国際交流について、その必要性・目的・方法・予算措置・担当する委員会・当面の計画を項目とする報告をまとめた(資料29)。そしてこれと併せて、これの実現の促進を図るため学長の国際交流に関する要望書(資料30)をも作成したのでご承認頂きたい。なお「報告」(資料29)の「6. 当面の計画について」の中にあるフランス学長の招待のことは、

フランス大学長協議会から学長3名が今秋来日するとの連絡があったので、これを国大協の国際交流事業の一環として受入れるのが適切と考え、明日の常置委員会で討議することになっている。

ついで、井上委員から、西ドイツ学長招待の報告書(「ドイツ連邦共和国学長代表団の来日」一会報68号参照)作成の経緯等について説明があった。

(3) 第6常置委員会(渡辺委員長)

都留委員長に代り本年4月に委員長に就任したので十分な報告ができない点ご了承頂きたい。本常置委員会は、前回総会以後3回開催した。2月15日は、会報68号(56頁)にもあるとおり、①国立大学の学費改定、②国立大学教官等の待遇改善(案)の取扱い等の問題を検討し、5月19日には、文部省から、昭和51年度概算要求について説明を受け、意見交換を行った。説明は、財源・定員がきびしいので、新規要求事項も緊急のもの以外は無理である等その内容とするものであった。これに対し、国大協としては、教官・学生の積算校費の増額を緊急要求項目の中に含めることを要望したが、予算問題の検討に当たっては大学財政の問題について国大協としての見解が必要なのでかねて計画していた国立大学の財政問題を抜本的に検討するための大学財政小委員会をこの際早急に発足させたいと考えている。教官等の待遇改善の問題については、本常置委員会が立案し、国大協として報告書を出したいと思ったが、国大協としての統一見解が得られなかったため、今後の参考のために別紙(資料32)のような経過報告書を作成することになった。なお、この教官待遇改善案審議の過程で共通理解が得られた事項については、教官等の待遇改善に関する要望書(資料31)

に取り上げ組み合わせることにした。なお、ほかに、九州地区の大学から、「国立大学の教養課程における教官定員の充実についての要望」が出されているが、定員問題については、総定員法との関係を考慮し、国大協として関係方面に要望を出したいと考えている。この要望については、明日の常置委員会で検討したうえ総会に諮りたい。また、学費問題については本常置委員会で取り上げてほしいとの要望もあるので、明日の常置委員会において今後の方針を決める予定である。

以上の報告に対し、①大学院調整手当について、その廃止は待遇改善に反するものであると思うので反対である。また、要望書を提出することによって、一部でも現状より低下することがないように配慮してほしい、②授業料問題、予算の20%節減、常勤の非常勤職員の定員化等の問題について第6常置委員会で検討してほしい、③教育学部長を指定職とすることについて、他学部と同様の取扱いをしてほしい、④学生部長の指定職化について、年令または大学間において格差が生じないように指定職の適用範囲を拡大してほしい、⑤要望書の表現の中に、国大協の見解として統一されていないものがあるので再検討してほしい、⑥人確法による義務教育教員給与の上昇に基づく大学教官の給与との歪みの是正を図るべきである。⑦総定員法の全面的改定は困難であるが、総定員法の枠に入らない併任制度、研究員制度の導入等が検討されている。また、積算校費についても再検討の動きがあるので、第6常置委員会では、このような情勢に対応して提案できる基礎資料を作成することを考えている等の意見があり、これらについて意見の交換ならびに第6常置委員会からの説明があった。

(4) 医学教育に関する特別委員会(北村委員長)

本特別委員会では医学教育改革に関する調査研究を数年来続けているが作業が遅れている。私は昨年夏から本特別委員会に参加し、前回総会以後5～6回討議を重ねているがまだ結論は出していない。討議の内容は医学教育改革の必要性、医学教育の目的、国立大学における設置形態、学生選抜、教育課程と方法、附属病院、卒後の問題、研究体制と研究者の養成、教育研究と診療要員の増員の9項目(資料33参照)で、これらについて原案の検討を行い報告書の作成を進めている。現在、第3次案を作成するに至っているが、医科系大学院のあり方が一つの大きな問題となっている。作業が遅滞しているが次回総会までには、まとめて報告したい。

(5) 図書館特別委員会(川上委員長)

谷口委員長に代って最近私が委員長に就任した。本特別委員会では45年6月に「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」(第一次報告)を作成したが、その後大学の内外の状況の変化もあり、かつ前回宿題の予算、情報学の問題等もあることから第二次調査研究報告書の作成を意図して作業を続け、本日配付の目次のような内容の報告書案がほぼできあがった。近くこれを各大学に送付して意見を伺い、修正を施したうえ「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について(第二次報告)」としてまとめる予定である。

(6) 教職員の厚生等に関する特別委員会(池田委員長)

保育所問題については、かねてより、文部省に対しその予算化を交渉していたが、今年度から、看護婦の子弟を対象にした保育所に限られるが1保育所当たり2人の保母が予算化された。現在、保育所の利用者は、看護婦、一般職

員の両方が混然としているのが実状である。そのため予算化に伴う対処の仕方を探る必要性から、詳しい最近の実状を調査した。その結果、大学から回答を得たので、集計したうえ、「学内保育施設の実態調査報告」として本日配付した。

(7) 大学格差問題特別委員会（水戸部委員長）

本特別委員会は、前回総会以後、2回開催し、主に第1常置委員会からの「格差是正に関する報告書」を材料にして議論を進めてきたが、委員1名、専門委員3名を増員して、さらに検討を重ね、次回総会に報告することを目途として作業を進めている。

(8) 入試期特別委員会（相磯委員長）

前回総会以後、本特別委員会は開催していないが、経過を報告する。昨年6月に国大協としては入試期の一本化案を公表するとともに文部省にも報告したが、文部省では、入試改善会議の総会がさる3月26日に開かれ、そこで、入試期一本化を昭和53年度の実施を目途とし、これと並行して全国共通テストを行うことが望ましいとする決定を行い、これを文部大臣に答申した。文部大臣は、翌27日、答申をもとに記者会見をし、当該委員会の答申を尊重する旨述べた。このような経過から入試期一本化は、昭和53年度から実施されるものと思われる。

以上の報告に対し次のような意見があり、論議が交された。

入試期的一本化と共通テストを絡ませることには疑問がある。また入試期的一本化は大多数の大学は賛成であるが、共通テストについては必ずしも、賛成ということで、各大学長の見解が統一していないと思う。入試は各大学の自主性に基づいて行われるので共通テストに反対する大学がある場合これをどう処置するか。昭和53年度にこれを実施する場合は、これらの矛

盾、問題点を考慮して慎重に取扱ってほしい。入試期的一本化が早く実施するよう希望するが、共通テストと同時に実施することは好まないし、そのことによって入試期的一本化が遅れることは困る。

(9) 教員養成制度特別委員会（飯島委員長）

本特別委員会は、昨年「教育系大学・学部における大学院の問題」の報告書を作成したが、この中で新構想の教育系大学院大学の内容や進め方について一言触れるとともに既存の大学の充実を強調した。このことは或る程度の作用があり、文部省もこの新構想教育系大学院大学の問題については慎重な態度で臨んでいる。それで文部省に対してこれの具体化については国大協に対する十分なインフォメーションなしに当該構想を進めることのないよう要望するとともに、これと並行して教員養成の基本的な問題である既存の教員養成学部の整備・充実についても、昭和51年度予算で十分な措置を講ずるよう申し入れた。本特別委員会としては引続き教員養成系大学・学部における設置基準の問題および一般大学における教員養成の問題について検討を進めることにしている。

以上のとおり、各委員長から報告があり、要望書については、第3常置委員会の「大学における課外活動の振興に関する要望書について」、第4常置委員会の「正課中における学生の災害事故対策について」、「大学の保健管理施設の増設・充実について」、「国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書」、第5常置委員会の「学長の国際交流に関する要望書」の各要望書が提案どおり承認された。なお、第4常置委員会の「大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書」、第6常置委員会の「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について」の

両要望書については、それぞれの常置委員会で再検討のうえ、明日の総会に諮ることになった。

(5) 第56回総会議事要録(第2日)

日時 昭和50年6月17日(火) 13.00~16.30

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

林会長主宰のもとに開会。

1. 各常置委員会委員長互選の結果および大学運営協議会地区委員選出の結果報告

事務局長から、各常置委員会委員長互選の結果および大学運営協議会地区委員選出の結果について、つぎのとおり報告があった。

○ 常置委員長

- | | |
|---------|-------------|
| 第1常置委員会 | 加藤東北大学長 |
| 第2常置委員会 | 谷田お茶の水女子大学長 |
| 第3常置委員会 | 広根山形大学長 |
| 第4常置委員会 | 池田九州大学長 |
| 第5常置委員会 | 後藤大分大学長 |
| 第6常置委員会 | 渡辺秋田大学長 |

○ 大学運営協議会地区委員

- | | |
|---------|----------------------|
| 北海道東北地区 | 竹内室蘭工業大学長 |
| 関東甲信越地区 | 石原群馬大学長
太田東京学芸大学長 |
| 中部地区 | 林岐阜大学長 |
| 近畿地区 | 井上奈良教育大学長 |
| 中国四国地区 | 飯島広島大学長 |
| 九州地区 | 岳中熊本大学長 |

2. 大学運営協議会の臨時委員(教員)再任について

事務局長から、大学運営協議会の臨時委員の再任については、本来大学運営協議会を開いてお諮りすべきであるが、時間の関係上この席を借りて委員の方々のご了承を得たいとして、現在の雄川、山田、今堀、武田、林の各臨時委員の再任について諮られ、承認された。

3. 監事の選任について

事務局長から、昨日の理事会において、監事の候補者を選考の結果、飯島広島大学長、小泉一橋大学長のお二人にお願いしたいということになったので、そのように監事の選任を行いたい旨が諮られ、承認された。

4. 各常置委員会委員長の報告と協議

会長から、本日午前中に開催された各常置委員会の審議状況について報告をお願いしたい旨述べられ、議事運営の関係上まず第6常置委員長より報告が行われた。

(1) 第6常置委員会(渡辺委員長)

第6常置委員会では、次の2つの要望書についての審議と新たに設置する2つの小委員会の組織について協議した。まず要望書関係のことからご報告する。

① 国立大学教官等の待遇改善に関する要望

本要望書については昨日の総会で種々論議があったので、それらの意見を基に協議し、次のとおり一部訂正を行うことにした。

○ 第1項の表題「大学教官に有為な人材を確保し、あわせて義務教育教員との待遇の権衡を図るよう俸給水準を大幅に引きあげること。」を「大学教官に有為な人材を確保し得るよう俸給水準を大幅に引きあげること。」に改めるとともに説明文の表現に適宜修正を施した。

○ 第2項「大学院調整手当に再検討を加え、大学教官内部の俸給格差の是正を図ること」全文を削除する。この要望書の作案に当たった給与問題小委員会では、この第2項を残して欲しいとの要望があったが、第6常置委員会の中でも種々意見があったので保留とし、今回の要望書からは削除することとした。しかし、これを全く断念したわけではなく今後

常置委員会で検討し、秋の総会にあらためて要望する予定であり、もし緊急に処置を要する場合には理事会に諮って要望することもあり得るのでその点ご了承頂きたい。

- 上述のように第2項が削除されたので第3項から第7項まで1項ずつくりあげる。
- 第3項「引続き、中堅および若手教官の待遇を大幅に改善すること」の説明文の一部字句修正を行うほか、末尾の「あわせて」以下の3行を削除した。
- 第6項の表題「研究教育補助職員について新たに俸給表を設け待遇を大幅に改善すること。」を「研究教育補助職員について待遇を大幅に改善すること。」に改める。

本要望書については以上のような修正を行ったので、これについてよろしくご協議をお願いしたい。これについて次のような意見が述べられた。

- 第2項の「助教授と講師の俸給表上の等級の一本化を検討すること」の意味は、一本化によって助教授と講師の職階を解くことを主張するのか。もしそうだとするとこれは大学教官の職制の問題となる。また、第6項の「研究教育補助職員について待遇を大幅に改善すること」の文中にある「別建ての俸給表を新設し」とは補助職員に対して新しい職階制を国大協として要求するという意味か。この研究教育補助職員の問題は第1常置でも検討中で関連があるのでお伺いしたい。

これに対し委員長から、次のとおり回答があった。

助教授と講師の俸給表の一本化については、講師という職をなくすことを主張しているわけではない。助教授と、講師とは似かよった仕事をしていて、その間に俸給の格差が

あるのは不合理であるので、講師の俸給を引き上げるという意味である。また、「別建ての俸給表を新設し」については、従来このようにして要望書を出していたので、今回新たに表現を改める必要もないと思ったので従来どおりとした。

- 第1項中の「「抜本的な待遇改善」の“抜本的な”という表現は必ずしも適切でないので削った方がよいのではないかとの意見があり、これを削ることとし、これに代えて“大幅な”という語句に改めた。
- 指定職の定数増加に関する第4項の要求については、現行の法制上無理であることを承知のうえで要求する考え方、一方、現行の法制の枠の中で指定職の定数を増やすことを主張する考え方の2つの考え方があるが、いずれの考え方に立つのか。

これに対し委員長から、年令を問わず全部局長にその在職期間中指定職適用を要求する考え方に立つものである旨回答があった。

- 分校主事は部局長になっていないので、長年勤めても指定職にはならない。分校主事も指定職適用の部局長に含めていただきたい。

これに対し委員長より、第4項の「すべての部局長に」を「すべての部局長等に」として、細かい点は要望の際口頭で説明することにしたと回答があった。

以上で本要望書（案）についての審議を終り、若干の字句修正を施して原案を承認した。

② 国立大学の定員について（要望）

本要望書は総定員法のあり方についての要望であって昨日の理事会で、この件を総会に提案することが決まり、その文案の検討を本常置委員会に委ねられたものである。この要望の背景には、国立大学は多数の常勤的非常勤職員を有

しており、また大学、学部、附属病院等の新設、増設に当たっては多数の定員を必要とするが、これらの問題を現行法の枠内で解決することは極めて困難であるという状況がある。それでわが国の研究教育水準の維持発展に支障を来たすおそれのないよう、国立大学教職員については総定員法の枠外として扱うことを検討してほしいというのがその要望の趣旨である。以上のような内容を記したのが別紙要望書（案）であるのでよろしくご審議をお願いしたい。

ついで会長から、この第6常置委員会作案の要望書を国立大学協会の要望として採択することにしたい旨述べられ、異議なく承認された。

このあと委員長から、次のような報告があった。

○ 長崎大学長（第16回国立6大学学長会議議長）から、「国立大学の教養課程における教官定員の充実についての要望」が出されているので、第6常置委員会ならびに関係委員会において検討をすることとした。

○ 本常置委員会の給与問題小委員会は、「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書（案）」の関係資料集のまとめおよび大学院調整手当問題の審議をするため暫らく存続させる。

○ 国立大学の積算基準、施設基準等大学財政の基本的問題を検討するため当委員会に新たに大学財政小委員会を設置することとした。

○ 授業料等の学費の問題については、急を要する問題があるので、「学費等に関する小委員会」を設置することにして早急に発足させることにした。

以上で委員長の報告を終り、関連して会長より次のような要望があり、承認された。

本協会では来年度予算の重要事項について予算に関する要望書を毎年提出しているが、その

提出時期は10月頃になるので、その文案の作成、提出時期等については前例により会長、第6常置委員長に一任して頂きたい。

(2) 第1常置委員会（加藤委員長）

○ 技官等研究・教育補助職員の問題については、今後も引き続き本委員会で検討する。研究・教育補助職員については各大学の学部、学科により、彼等の位置づけ、扱いが異なっており、複雑な問題を含んでいる。また、大学における職員構成の中での彼等の位置づけが大きな問題となると思うので、本委員会では、今後その実態を調査し、検討をすすめていきたい。

○ 週5日制の問題についても検討していきたいが、制度的には大学全体で対応していかなければならない問題があるかと思う。その点の検討を今後すすめていきたい。

(3) 第2常置委員会（谷田委員長）

去る3月にまとめられた「身体障害者の大学受入れ」についての調査報告の中で今後の課題として指摘された点について確認を行うとともに、身体障害者の大学受入れについて設備環境を含めた予算の手当を充実することを中心として文部省に要望することをきめた。

具体的な項目については小委員会の検討をえてから案を作成したい。その他次のような話題について自由討議が行われた。

○ 共通第一次試験を実施する場合、第一次試験と、第二次試験とを総合して考えていく必要があるので、第二次試験に関してその在り方を検討する必要があるのではないかとの意見があった。これは入試改善調査委員会の方の仕事である。

○ 一般学部の4年という修業年限について、大学院についてはこのたび修業年限のスキッ

ブ制が採用されたので、学部段階においてもこの制度を導入する可能性はないかという問題についても検討をすすめたい。

- 先程第1常置より報告のあった週休5日制の問題の対応について教育課程との関係のことが話し合われた。

以上の報告に関し次の意見交換があった。

- 共通第一次試験の実施による入試改善の成否は、第二次試験をどのようにするかにかかっていると考えている。第一次試験で無理のない問題を出題しても、第二次試験で各大学が難しい問題を出せば受験生の負担が増大する。第二次試験の在り方が入試改善のキーポイントであるが、この問題をどこで検討するか。科目別研究専門委員会で、共通第一次試験を考える時に、第二次試験についても検討して貰い、入試改善委員会に報告し、それをうけて入試改善委員会で検討するのがよいのではないか。

これについて岡本入試改善調査委員会委員長から、次のとおり説明があった。

第二次試験のあり方が共通第一次試験の成否を左右するのご意見には、全く同感であり、本委員会でもこの問題の検討を本年度の主要な仕事の一つとしている。科目別研究専門委員会が、第一次試験の問題作成に関連して第二次試験の問題を研究するのが適当と思われるのでそのように措置したい。

(4) 第3常置委員会（広根委員長）

- 昨日の総会で「大学における課外活動の振興に関する要望」を関係方面へ提出することについて承認を得たが、委員会では、これが実現するよう事後措置も十分行っていくことを確認したのでご協力をお願いしたい。
- 学寮問題については、数年前第4常置委員

会と共同で検討し、統一見解を作ったが、総会で議論が続出し不発に終わった経緯がある。学寮問題は学生運動に波及し、台風の目のような存在であるが、学寮が正常に運営されれば、学生生活に大きく寄与し、教育上大きな意味を持つものである。学寮問題は扱い方が難かしいが、現在学寮がどのようになっているか調査研究だけでも進めることが必要であると考えるので、第4常置委員会と連絡してさらに考えていきたい。

- 学内の暴力問題が各大学に起こっているが、これを単に警察力導入だけで解決しようとするのは問題を単純化しているきらいがあるので、本委員会としては、もっと立ち入った検討を行う姿勢である。
- 授業料等学費の問題については、本委員会は学生の補導の面と関連して、関心を持っており、国立大学協会として外部に対し、説得力ある意見表明をすることが必要であると考えるのでよろしく願いたい。
- 本委員会は、学生の補導の問題を担当し、第4常置委員会は学生の厚生の問題を担当している。学生の補導の具体的内容としては、学生の組織、学生運動、生活指導、課外活動等の問題があるが、これらは第4常置委員会とも密接に関係するので、両委員会で緊密な連絡を取り検討していきたい。

以上の報告に対し、各委員から次のような意見があり、論議が交わされた。

- 昨年暮、授業料値上げの問題で国立大学協会と文部省が話した折寄宿料の問題も話題となった。昨年は文部省にも苦勞願い国立大学協会の要望が通ったが再び寄宿料や授業料の値上げの話が出てくるおそれもある。寄宿料が適正か否か問題となったときは、第3常置

委員会等で検討願いたい。

- 学内で学寮経費の負担区分の問題や授業料値上げ問題について学生とやり合っているが、受益者負担はある程度やむを得ないという学生は反撥する。学費の値上げ問題は今後も出てくるので、国大協として今からはっきりした態度を持つべきである。国立大学の授業料についてはその理論的根拠は、明確にされていない。国立大学の授業料等については受益者負担、公平な負担という見地から値上げが当然であるとの考えもあるが、国立大学の授業料は国庫負担で安いのが当然と考えてよいのか。社会一般や学生を納得させうる理論的根拠を検討し、国立大学協会として表明する必要がある。
 - 昨年は学費問題が突如として出てきた。その理由は私学との均衡という簡単な理由であった。しかし、それだけの理由では大学に通じない。学費問題についてははっきりした理論的根拠が必要である。なお、この見解は早急にまとめておく必要があると思われる。それで早急に第6常置委員会のもとに小委員会を設け検討し、見解をまとめておく必要がある。
 - 学内暴力の発生原因が最近 は 大学のあり方、カリキュラムのあり方等学内の問題から外れ、その時の政治的問題に変化してきており、地区によって事情が違うが、現在差別問題が大きく取り上げられている。これらは学外の政治的対立に根を持っており、解決が難かしいが、大学は大学自治を堅持し、外部勢力に関係なく学内の教育上の問題として積極的に問題に取り組み、独力で解決していきたい。
- (5) 第4常置委員会（池田委員長）
- 昨日の総会で「大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書」について意見を

伺ったが、委員会としては奨学制度拡充を要求する理由として「学費値上げが予想されること」を付加することは学費値上げを是認する形になり、好ましくないとの意見があったので、要望書では原案どおり「経済的状況の変化」だけを挙げることにした。また、要望書中の「大学および大学院の」を「学部および大学院」と直したらどうかとの意見があったが、ここでいう「大学」の意味については、大学の学部、併設短期大学を含む意味であって昨年と同様の表現であり誤解されるおそれもないので、この点は字句修正せず、口頭で関係方面へ説明することとしたい。

- 「正課中における学生の災害事故対策について」は、かねてより関係方面に要望書を提出し、説明をしてきたが、このたび「学生の教育研究災害補償制度に関するアンケート」が文部省より各大学に送られた。これが国立大学協会にも送られてきた。そこで本委員会でこの扱いについて検討したが、アンケートは内容が各大学で回答すべき事項なので、国立大学協会としてはそれに直接答える形ではなく、各大学から文部省に回答した写しを本委員会にも送付してもらい、これを集計整理して検討を加えこれからの進め方を考えていくということになったので、その旨、文部省に回答することとした。
- 学寮問題について再度検討されたいとのご意見が出たが、過去の経緯からして簡単ではないと思われる。数年前多数の専門委員をわずらわし、ある程度学寮問題について統一見解をまとめたが、第3、第4常置の合同委員会でも種々意見が続出し、大幅な修正を受け、総会でも更に異論が出て国立大学協会としての統一見解はまとめられなかった。現在

は当時と状況は多少異なると思うが、以上の経緯を考えると、学寮問題は検討されねばならないとしても、各大学の学寮の実情は多様であり、学寮問題について国立大学協会として統一見解をまとめ学寮の額の可否まで結論を出せるかについては、否定的にならざるを得ない。授業料の問題は、各大学共通の問題として考えうるが、寮費の問題は、各大学の実情が多様であることを理解したうえで検討することが必要である。

以上の報告に対し奨学制度拡充の要望書は、原案どおり関係方面へ提出することが承認された。そのほか次のような意見が述べられた。

○ 奨学金の額と貸与件数の枠を増すことについて要望するのに異論はないが、今後の問題として奨学制度を根本的に再検討する必要がある。現在学生の生活水準はかなり高くなってきており、本当に経済的に困窮している学生は限られており、これに焦点を合わせ奨学金の制度を考えるべきである。これからは予算の枠に限度がある以上貸与学生の数より1件当りの奨学金の額を増やすことに重点を置くべきであろう。次に大学院学生の寮の問題について検討してほしい。学部学生及び職員には寮があるが、大学院生の寮は制度的には無い。大学院生が助手になると俸給をもらい、安い家賃の宿舎に入り、研究者としての待遇上の格差が大きい。適正な寮費を徴収することを前提にして、大学院生の学寮を設置することを検討してほしい。なお、寮費については、公務員の独身寮の家賃はかなり低いので、それとの関連も検討が必要である。さらに、大学院生の研究旅費についても検討されたい。

(6) 第5常置委員会(後藤委員長)

学長の国際交流に関しフランスの大学長の来日受入れについて、本日協議したが、既に文部省では、フランス大学長協議会会長より来日する者の氏名の回答を次のとおり受けている。

ルネ・レモン氏(大学長協議会第一副会長、パリ第10大学長(ナンテール大)歴史学57才)

ミシェル・ステイフ氏(大学長協議会第三副会長、グルノーブル第1学長、物理学54才)

フランソワ・ルシェール氏(大学長協議会海外委員長、パリ第1大学長(ソルボンヌ大)憲法56才)

予定では、9月20日フランスを出発し、2週間滞日するとのことであり、この話は、前文相、訪仏の際起きたもので、文部省がリーダーシップをとっているが、できれば国立大学協会で受け入れの世話をしてほしいとのことである。受入れに伴う費用は、日本学術振興会の予算から支出され、手続き的には昨年の西独学長会議代表団招待の場合と同じである。文部省で現在、一行の滞日中の旅行日程を考えているが、多少表敬訪問的な感じがするので、検討する必要があると思う。旅行日程の中には、沖縄で開かれる海洋博覧会の見学を加える話も出ている。いずれにしても昨年の西独学長会議代表団の招待の際と同様、国立大学協会の中に準備委員会を設け、それには、第5常置委員会からは、奈良教育大学長、東京水産大学長と私(大分大学長)が加わり、旅行日程が決まればその訪問大学学長を加えていくこととしたい。6月21日には、文部省の木田学術国際局長が渡仏するので、その際、持っていく一行の旅行日程の案について明日、私共3人が木田学術国際局長のところに相談に行く予定である。本日の総会で準備委員会の設置を認めていただき、会長と第5常置委員会委員長で相談して進めたいのでご了承願いたい。

以上の報告ののち、準備委員会の設置が了承された。なお、これに関連して次のような意見があり、論議が交わされた。

- 学長の国際交流も結構であるが、同時に不十分な研究者の国際交流や国際学会への出席の予算拡充についても努力されたい。
- 外国留学生の受入れについて、西独学長会議代表団の報告書でも触れているが、大学の学生収容数が限られているのにかかわらず、いかにして外国人学生の進学の道を保障していくか、国立大学協会として検討する必要がある。
- 昨年の西独学長会議代表団の旅行日程は、各地区の類似した国立大学の管理運営を見る面に片よりすぎたきらいがある。今度、フランスの学長を招く際は、同じ型の国立大学を何か所も見せるより、型の異なる公立・私立の大学も混じえて見てもらった方が日本の大学理解のために有益である。
- 会報68号の「ドイツ連邦共和国学長代表団の来日」の報告記事のうち大阪大学での対談の個所で神戸商船大学が脱落しているのが訂正願いたい。

以上で各常置委員会委員長の報告と協議を終り、ついで会長から、今回の総会で承認を得た要望書について次のとおり確認が行われた。

第3常置委員会関係

- 大学における課外活動の振興に関する要望書

第4常置委員会関係

- 正課中における学生の災害事故対策について（要望）
- 大学保健管理施設の増設・充実について（要望）
- 国立大学共同利用研修施設設置に関する要

望書

- 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書

第5常置委員会関係

- 学長の国際交流に関する要望書
- 第6常置委員会関係
- 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書
- 国立大学の定員について

以上8つの要望書を関係各方面に提出することとした。

5. その他

- (1) 第57回総会の日時・場所等について

会長から、第57回総会の日時、場所について、「資料36」のとおり、昭和50年11月12日（水）13日（木）の両日、国立教育会館で開催したい旨諮られ異議なく了承された。

（事務連絡会議は、昭和50年11月14日（金）国立教育会館で開催）

- (2) 国大協の当面検討すべき問題について

国立大学に関する当面の諸問題について自由討議が行われ、論議が交わされた。

- 自分の大学では、「学費値上げ粉砕」の立看板が出ている。国立大学協会としても、学費値上げの問題について、第6常置委員会で検討することのだが、ドイツのように州立大学の授業料が無料の例もあり、日本ではなぜ徴収するのかその根拠を示す必要がある。また学費の値上げについては私大との均衡ということがいわれるが、国公立大学の中における国立大学の位置づけを明らかにする必要がある。なお、授業料を施設使用料と考えるのは、各大学の施設・設備の状況が多様である点からして論理として通用しない。妥当な額ということもいわれているが、何を根拠とするのか。国際的にも国内的にも授業料の

性格、妥当性について満足しうる論理を考えるべきであると思う。

- 学生の国際交流が拡大し、留学生の数も増加しているがこれらの学生の中には、個人的に親切を受け感謝しながら、日本国家の政策方針に疑念をいただき、帰国してから反日的になる者もいる。また、これら留学生について日本語の学力が弱い者もあり、もっと厳しい態度で留学生に臨めとの意見もある。しかし大学で反日的教育をしているわけではないし、学力不足があっても誠意をもって指導教育してやるのが願わしい。これが結局、長い目で見れば日本を世界に理解させ、日本のためになることである。この点ご理解を得たい。
- 国費留学生と私費留学生の援助の格差が大きすぎる。私費留学生には、世話教官や日本語教育についての援助がなく改善が必要である。国費留学生については教育のシステムが整っているが私費留学生にはこれがなく格差がありすぎる。殊に南ベトナム等からの私費留学生については、その生活維持が問題になっている。私費留学生については身分上の問題もあろうが、暫定措置でもよいから救済措置を講ずべきである。大学としてできる範囲のことはしているが、第5常置から要望してほしい。
- 文部省内でも留学生問題検討委員会で検討し、留学生の医療費補助制度等を改善し、国費留学生と私費留学生の格差是正に努力している。ベトナムからの留学生については、生活困窮学生がかなり生じており、当面、各大学でも努力しているが、外務省、文部省等でもこれら学生に生活費を貸し付けることを検討している。明日、文部省に行き要望したい。
- 同和問題に関連し、一部大学では、学生の

就職に際し、戸籍抄本を要求しないよう企業側に提出する書類を統一しようとの動きがある。就職の公平の見地から、そのようにすることが望ましいと思う。

- 昨年の就職問題懇談会でも、労働省側から各大学団体に対し就職関係書類の戸籍欄には、都道府県以外の部分は記入しないのが望ましいとの話があった。高等学校関係では、既にこれを実行しているとのことである。
- 就職問題に関連することだが、大学間の格差是正について、国大協が努力しているのは結構だが、一流大学出身者のみが一流企業に就職しうるといふ現象を無くすことが必要である。大学間に格差があるのは、一流大学学生が一流企業に就職するということが最大の要因なのでこれを改めることが根本である。この現象は容易に打破できないが、実力があっても一流大学学生でないために求人者の機会さえ与えられないというのは大学間差別であり、社会的に不公平である。まず、就職の受験機会を平等にすることを促進してほしい。第3常置で企業側と懇談するような機会があれば、このことを伝えてほしい。

(3) 新聞記者会見について

会長から、本日5時30分から関係常置委員長と会長で新聞記者会見を行いたい旨述べ承された。

(6) 第23回事務連絡会議議事要録

日時 昭和50年6月19日(木) 10.00~15.15
場所 神田学士会館本館210号室
出席者 各国立大学事務局長
湊東京大学教授
午後事務連絡のため、宮地会計課長、大崎大学課長、植木研究機関課長、内

田国際文化課課長補佐，神山会計課主査，坂本会計課副長が出席

会長から，近年の経済情勢のもとにおける国立大学の運営は，種々困難な問題をかかえているので，今後とも大学の運営にいつその協力を願いたい旨の挨拶があった。

丁子事務局長から，本日は「国立大学入試改善調査研究報告書」について入試改善調査委員会の湊委員に出席をお願いして説明願うことを予定している旨の発言があり，了承された。

事務局から，会議日程および配付資料の説明があった。

I 会務報告

事務局長から，別紙資料「第56回総会概況」に基づき，総会における会務報告について次のような説明があった。

1. 前総会以後における学長の交代について
別紙資料(4)により報告があり，了承された。
2. 委員長の交代について
別紙資料(5)により報告があり，了承された。
3. 前総会以後の主な事項の報告と追認について

(1) 入試改善調査研究報告書の公表について
昭和49年度入試改善調査研究報告書の印刷ができたので，文部省，各国立大学等に配布するとともに4月19日に記者会見を行って特別委員会から公表した。

(2) 昭和50年度予算に関連の要望等について
① 第21回特別会計制度協議会を12月20日に開催し，文部省から第3次定員削減の問題，昭和50年度予算案等について説明をきき意見交換を行った。

② 12月24日，国立大学協会と文部大臣等との懇談会を開催し，国立大学授業料値上げ問題について要望した。

③ 12月26日，会長・両副会長・第6常置委員会委員長が西岡自民党文教部会長と面談し，国立大学の運営と授業料との関係，私立学校と国立学校との関係等について意見交換を行い，この際国立大学の授業料値上げを見合わせられたい旨を強く要望した。

④ 1月4日の50年度予算案の内示では，授業料の値上げは据置かれることになったが，入学科等の値上げ案が示された。そこで1月6日文部省から50年度予算内示の概要について中間報告をきき，1月7日相磯副会長および谷田お茶の水女子大学長が岩間事務次官および井内大学局長に面談し，入学科等の値上げ問題について文部省側の善処方を要望した。

⑤ さる1月9日の理事会において50年度予算について協議した結果，会長・副会長が文部事務次官および大学局長に面談し，入学科等の大幅増額は遺憾であること，特別会計予算の積算校費が物価騰貴のため実質的低下にならぬよう文部省に対し善処方を要望した。

⑥ 特別会計制度協議会は，1月21日に昭和50年度予算案について，4月24日および5月14日には昭和51年度予算編成その他について意見交換を行った。

(3) 昨年9月大学設置審議会大学基準分科会が中間報告として発表した「医学部及び歯学部設置基準の改善について」に対する当協会医学教育特別委員会の意見を3月12日文部省に提出して参考に供せられるよう要望した。

(4) 昭和50年度卒業予定者のための就職事務開始時期等については，昨年11月に行われた大学8団体の申合せに基づき協力方を連絡したが，その後経済界の不況により多数の就職内定取消しや自宅待機等の事態が生じたため，中央雇用対策協議会では就職選考時期が早過

ざることに一因があるとして、かねて大学団体の希望するように求人活動を9月1日以降に、選考は11月1日以降とする旨の決議を行った。文部省からもこの決議の趣旨徹底方について当協会にも依頼してきたので、先般各大学長に協力方を依頼した。

- (5) 6月9日、日教組大学部会からの申出により岡本、相磯両副会長、加藤東北大学長が会見し、予算、待遇改善、入試改善等について懇談した。
- (6) 第56回総会国立大学協会事業報告書(資料(6))に基づき①諸会合83回、②要望書その他諸活動35件など主な事業報告が行われた。

II 議事概要報告

事務局長から、別紙資料「第56回総会概況」に基づき、総会における議事概要について、次のような説明があった。

1. 昭和49年度国立大学協会歳入歳出追加予算
昭和49年度国立大学協会歳入歳出決算、昭和50年度国立大学協会歳入歳出予算について別紙資料(7)、(8)、(9)によりそれぞれ説明し、いずれも異議なく承認された。
2. 昭和49年度国立大学入試改善調査研究の実施委託事業決算について別紙資料(10)により説明し異議なく承認された。
3. 理事の選任について別紙資料(11)により報告し、了承された。
4. 各委員会委員長報告と協議各委員会の報告事項について、各委員長から概略説明があり、また要望書等については、それぞれ審議の結果、採択された。(詳細は、総会議事要録参照)
5. 入試改善について入試改善調査委員会の湊委員から、同委員会
で検討中の国立大学共通第一次試験のことに關

し、大略次のような説明があった。

入学試験の改善については、数年来検討を行い「国立大学共通第一次試験」についての国立大学入試改善調査研究報告書を作成した。この報告書については6月末頃までに各大学にお送りし、9月末までに意見を提出していただきたいと考えている。なお、国立大学共通第一次試験については、5月から各地区で説明会を開いており、すでに九州・中部の両地区は終了したが、本年は大学のみでなく高等学校等についても説明会を開く予定である。

入学試験については、社会の批判もあり大学としても少しでも改善を行う必要があるということで「共通第一次試験」の案をまとめ、各国立大学の賛同を得て48年度から文部省より委託費の交付を受けて具体的検討を開始した。この国立大学の入試改善の調査研究のため国大協に入試改善調査委員会が設けられ、この下に実施方法、試験問題、コンピューター処理等について調査研究する3つの専門委員会が置かれ、検討が進められた。そして、48年度にはこれの中間報告が出され、49年度にはその研究結果を踏まえ実地研究を含め更に具体的検討を進め、共通第一次試験の全体構想をまとめ報告書を公表した。この国立大学共通第一次試験はその実施がまだ決っているわけではないが、やるとすればとの前提で調査研究を行った。大学進学のための共通テストとしては過去に進適とか能研テストとかの試みがあったが、これらが成功しなかった経緯等も勘案し研究を進めた。今回の共通第一次試験は国立大学の入学者選抜の一環として行うもので、高等学校における学業の達成度をみるためのものと考えており、実施のための組織は、国立大学共同の附属施設として入試センター(仮称)を考えた。しかし入試センタ

一の職員数については、原案のままでは不足するものと思われるので、今後なお検討したい。なお、この共通第一次試験の業務の内容と順序については報告書に掲載のフローチャートに示すとおりである。

問題点としては、入学試験が2回になるために各大学の負担が増大することになるが、1回の試験で入学者を決定するよりは丁寧な選考ができるし、大学独自に行う第二次試験は出題数や科目等について軽減できると思われる。なお入試問題の数学一般と基礎理科は、職業課程をもつ高等学校からの志望者のために用意したものである。

今後は、この報告書に基づく共通第一次試験を行った場合、大学独自に行う第二次試験の方法および共通第一次試験の利用方法等について各大学にアンケートを依頼し、その意見に基づいて更に検討を重ねたいと考えている。また、本年も昨年同様の実地研究を全国7地区、1地区2校、700名ずつ計5,000名程度を対象に行うことにしている。なお、本年度からはこの入試改善調査の事業経費は、国立学校特別会計に組み込まれ各大学に配分されることになった。

以上の説明に対して共通第一次試験と各大学が実施する二次試験との出題問題の範囲、第二次試験のあり方、入学試験を2度に分けて行うことの必然性、共通第一次試験と実施する大学とのかわり方、かつての進学適性検査との相違点等について質疑応答があった。

(以上で午前中の会議を終了)

◎ 文部省連絡事項

各関係官から大略次のような説明があった。

○ 官地会計課長：

本年度経費の節約明年度概算要求、各大学における受託研究の問題について説明があった。

○ 大崎大学課長：

明年度概算要求と定員削減の問題について説明があった。

○ 内田国際文化課課長補佐：

文化協定締結国との学者交流制限に伴う措置について説明があった。

以上の説明に対して歯学部定員増の問題、教官欠員の活用と客員講座の問題、学者招へいおよび派遣の手続き問題、研究所研究部門の時限の問題等について意見交換、質疑応答があった。

(文部省の事務連絡終了、文部省退席)

(総会議事概要報告継続)

6. 要望書の決議について

今回の総会で次の八つの要望書が採決された。

① 大学における課外活動の振興に関する要望書

課外活動における顧問教官の地位の重要性に見合う厚生補導費の増額および課外活動中における災害事故対策について要望したもの。

② 正課中における災害事故対策に関する要望書

学生の正課中における災害事故に対して、互助制度を基本とした制度を設けることについて国の強力な財政的措置を要望したもの。

③ 大学保健管理施設の増設・充実に関する要望書

保健管理センターの増設とその長に専任の教授定員を配置することおよび施設の整備拡充、経常費の増額、要員の増員等を要望したもの。

④ 国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書

学生と教官の台宿研修、交歓などの目的に使用する約200名宿泊の施設を各地区に少なくとも2カ所ずつ設置することを要望したもの。

⑥ 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書

最近における異常な物価上昇に鑑み、奨学金の貸与額の大幅増額と奨学生採用者の増員を要望したもの。

⑦ 学長の国際交流に関する要望書

大学制度・大学の行財政・大学の管理運営等について相互理解を深めるため、広く海外の諸大学の学長との相互交流を促進することを要望したもの。

⑧ 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

大学に有為の人材を確保するため、また大学教官の責務に見合う待遇を与えるため、義務教育教員との待遇の権衡を図ること、中堅・若手教官の待遇改善、指定職の定数の拡大、管理職手当の適用対象の拡大、研究教育補助職員の待遇の大幅改善等について要望したもの。

⑨ 国立大学の定員についての要望書

わが国の研究教育水準の維持発展に支障をきたすおそれのないよう国立大学の要員の確保を図るため総定員法のあり方に検討を加えられるよう要望したもの。

7. その他の報告書等について

次の報告書等についての報告があり、いずれも了承された。

(1) 「医学教育改革に関する調査研究報告書」については、医学教育特別委員会で長期にわたり検討しているが、11月の総会に報告書を提出することで作業を進めている。

(2) 「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革」については、図書館特別委員会からすでに第一次報告書が提出されているが、11月の総会に第二次報告書を提出することで作業を進めている。

(3) 「学内保育施設の実態調査報告(案)」は、

教職員の厚生等に関する特別委員会で各大学のアンケートの結果をまとめたものである。

8. 役員等の交代について

それぞれ次のとおり決定された。

(1) 理事の選任について各地区において互選された理事候補者(資料18)が総会の議を経て理事に選任された。

(2) 会長・副会長の選任について

6月16日の新理事会において会長・副会長を互選した結果、会長に林東京大学長、副会長に岡本京都大学長および相磯千葉大学長が再選された。

(3) 常置委員会委員(代表者)および教員委員の選任について

常置委員会委員の任期満了に伴い、あらかじめ各学長の意向を伺ったうえ、5月14日の理事会で候補を決定し、総会で別紙資料(20)のとおり選任された。

なお、教員委員については、定年退官等特別な理由がない限り再任願うことで別紙資料(21)のとおり選任された。

(4) 大学運営協議会地区選出委員について

大学運営協議会の地区選出委員を各地区で選出願った結果、次の諸大学に決定した。

北海道・東北地区 室蘭工業大学

関東・甲信越地区 群馬大学、東京学芸大学

中部地区 岐阜大学

近畿地区 奈良教育大学

中国・四国地区 広島大学

九州地区 熊本大学

(5) 監事の選任について

6月16日の理事会において監事を選任願った結果、広島・一橋の両大学長が選任された。

9. 各常置委員会の報告について

6月17日に開催された各常置委員会で今後検

討すべき事項について検討を行った結果、次の諸問題をとり上げるようになった。なお、各常置委員会の委員長は全部再選となった。

- (1) 第1常置委員会——研究員（技官）の待遇問題
- (2) 第2常置委員会——身障者の大学受入れ問題、学部修業年限にスキップ制を導入する問題、週休2日制実施に伴う学科課程の問題
- (3) 第3常置委員会——学寮問題、寄宿料問題
- (4) 第4常置委員会——関係要望書の事後処理
- (5) 第5常置委員会——学長の国際交流の問題、フランス学長招待の問題
- (6) 第6常置委員会——大学財政の問題、授業料等学費の問題

10. その他

- (1) 第57回総会の日時・場所について
別紙、資料(36)のとおり了承された。
- (2) 当面検討すべき問題について

総会の議題についての協議が終わったのち自由討議が行われ、次のような問題が話題となり、今後関係委員会でそれぞれ検討されることになった。留学生問題、授業料問題、就職における大学格差問題等。

以上の報告に関連し、学費問題について自民党文教部会長と折衝した経過、寄宿料の問題、助手が大学院の授業を担当した場合の手当の問題、等について質問や意見が出された。

- (3) 文部省主催の学長会議について

事務局長より、文部省主催の学長会議の様相について次のとおり報告があった。

昨6月18日に開催された学長会議では、総定員法、教員養成大学・学部と新構想教育系大学院大学との関係、地方大学の振興、科学技術大学院、就職問題、共通第一次試験等の諸問題について意見の交換が行われた。

(7) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和50年6月17日（木）10.00～12.00

場所 国立教育会館第6研修室

出席者 加藤委員長

実方、市村、平田、大山、北村、古屋、林、山田、須田、円藤、岳中、外山、金城各委員

議事に入る前にまず、委員長の任期が満了し、また、委員の交替もあったため、各委員の自己紹介があった。ついで、委員長の互選をするための座長に実方委員がなり、その選出方法は、投票によらず、協議によることとなり、その結果、加藤前委員長が再選された。

加藤委員長主宰のもとに議事を進行した。

◎ 本委員会の審議事項について

初めに委員長から次のとおり説明があった。

本委員会で目下取り上げている技官の待遇問題すなわち大学に技術研究専門職の制度を設けることの問題は、今後も継続審議とするが、この問題については現在小委員会で検討中であるので、ここでは一般的に議論していただきたい。その他としては、昨日の総会で第6常置委員会から提案された国立大学教官等の待遇改善に関する要望書が採択されると、本委員会で審議しなければならない事項があるので、本日は、この二つの問題について討議していただきたい。

- (1) 教官等の待遇改善問題について

6月17日付け「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書（案）」の内容に関連して、おおむね次のような意見が交された。

○ 助教授と講師の俸給表を一本化した場合には、「講師」の名称は残るとしても、現在の職階制の上にたった講師ではなくなる。また、講師を置く必要性は部局によって異なっ

ているので、講師の性格についても、もっとよく検討する必要がある。

- 俸給表を一本化した場合には、例えば経験年数が同じときは、助手と教授の俸給が同じで、職責が異なるという現象が起り得ることになる。
- 助手以上の教官について俸給表を一本化した場合、能力のチェックが問題となる。助手が助教授に適した能力があるかないかをチェックすることは、実際には、不可能なのではないか。
- 俸給表を一本化するということは、現在の職階制度とは異なった新しい職階制度を作ることを意味するのか。
- 俸給表は一本化しても、現在の職階制度は残すということである。その場合、現在の俸給表と職階制度との対応関係がくずれることになる。
- 俸給表と職階性は一体的に結びついているものであるから、俸給表を一本化して職階性は残すというのは、矛盾を含むのではないか。
- 要望書は、基本的には、職階性に係わる問題には触れずに、現在の俸給表を残して、それを改善することによって、教官の待遇を改善するという表現にしてはどうか。

(2) 技術職員の待遇問題について

研究の補助をしている技術職員の処遇問題について概ね次のような意見が述べられたが、更に細かく検討するのは小委員会の結論を待つこととした。

- 新たに俸給表を設けるのは、新職種を作るということであるが、その場合、現在よりも相当高給になる者が現われることになると思われる。そうした場合、学内での位置づけ、

発言力等が問題になろう。

(3) 大学院問題について

大学院問題について概ね次のような意見が交された。

- 大学院に関しては、法律、制度の方が先行しているので、それに各大学院をどのように適応させていくかということが問題となる。
- 各大学の大学院に関する構想についての情報を交換することが必要なのではないか。
- 現行大学院制度は幅の広い制度になっているので、各大学院の実情を一度整理する必要があるのではないか。
- 国大協として、大学院問題について、文部省に対して何らかの意志表示をする必要があるのではないか。

その他の意見として、週休2日制の問題について何れかの委員会で検討する必要があるのではないか、の問題提起があった。

概ね、以上のような意見交換ののち、次のことが決定された。

- ① 技術職員の問題は、継続的に検討する。
- ② 大学院問題は、まず、資料を収集してから、検討することとする。

(8) 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和50年6月17日(火) 10.00~12.00

場 所 国立教育会館第7研修室

出席者 谷田委員長

山田、松本、帷子、山本、山田、川上、

小山、清水、丸井、小江、釜洞、曾沢、

安達、蟹江各委員

委員改選後の新委員会開催に当たり、まず座長に谷田前委員長を選び、ついで各委員の自己紹介があった。

1. 委員長選出について

このことについて各委員協議の結果、谷田お茶の水大学長が引き続き委員長に再任された。

ついで、前回（50. 3. 13）の議事要録の朗読があり承認された。

本日の議事に入るに先立ち、委員長から配付資料「身体障害者の大学受入れについての調査報告」について、次のような報告ならびに説明があった。

本委員会では、昭和48年秋以来身体障害者の入試および入学後の教育指導等について、その実態を調査し、昭和50年3月本調査報告書を作成し、文部省および各国立大学に報告した。なお文部省としては特に報告書中に指摘してある今後の課題については、入試改善会議の問題でもあるので、同会議の小会議で説明を行った。

この身障者の大学受入れについて、入試改善会議では数年前より、大学入学者選抜実施要項の中に身体障害者の受験に際し、配慮するようにとの指示を与えてきたが、大学側としてこれを配慮するのは当然であるとしても、これに必要な施設、設備等を整備するための経費上の問題点がある。このことについて、文部省としては必要に応じて検討したいとの意向である。

なお、身体障害者、特に盲人の受入れについて、今後の具体的な扱いを検討する必要があると思われる。

議 事

2. 委員会の取り上げるべき審議事項について

(1) 身体障害者の大学受入れについて

「身体障害者の大学受入れ」についての調査報告書の中、「今後の課題」として指摘された問題点について今後小委員会において更に審議し、受入れに要する施設、設備に要する予算についての要望を行うことにした。

(2) 共通第一次試験に伴う第二次試験の在り方

について

このことについて、次のような意見の交換が行われた。

- 共通第一次試験を実施するにあたっては、かなりの疑問があるのではないか。なぜなら、共通第一次試験を行い、第二次試験は各大学の自主性に委ねると言うことであれば、大学側は受験生に対し、何らかの方法で第二次試験を課することとなり、受験生にとっては、以前よりも負担が増えると思われる。また、基本的見地からすれば、共通第一次試験の成績と第二次試験の成績との総合成績をもって合否の判定を行うべきではないか。
- 共通第一次試験と第二次試験について、出題および採点面からも総合的に検討しなければならないのではないか。
- 特に第二次試験を実施する場合には、問題が二重出題に成り兼ねないので、第二次試験の在り方について、今後専門委員会で検討願いたい。
- 第二次試験の実施については、各大学の自主性にまかすとなっているが、個々の大学、学部の特長があり、例えば理科系の大学であれば理科のみを出題することもありうる。また、特殊大学、および学部であれば、第二次試験に実技だけを課することもありうる。このような観点からすれば、共通第一次試験が意義をもつか、もたないかに係わると思われる。
- 足切りの問題点については、実施方法等調査専門委員会でも一次試験で極端に足切りを行うと言うことについての反対意見もある。なお、少し性格が異なるが、現在幾つかの大学では、一次試験と二次試験を実施している大学もあるので、一概にどうとは言えない。

○ 根本的には、共通第一次試験がどのような成果を収めるかであり、その事柄に対する信頼度について各大学側が受け止めなければならない。それが一番最良の方法ではないか。概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のとおり述べられた。

共通第一次試験に伴う第二次試験の在り方について検討する必要があるのではないかとの意見があったが、この件については、実施方法等調査専門委員会で検討願うこととする。

(3) 学部学生の修業年限について

現在学部学生の修業年限が4年と定められているが、修業年限を短縮する可能性の是非について、再検討の必要性があるのではないかとの意見があり、これに対し委員長より、この問題は単位制と修業年限との基本的な問題点に関する事柄であるので小委員会において今後検討したい旨が述べられた。

(9) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和50年4月30日(水) 13.30~16.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

船山, 桑原, 平, 北村, 許斐, 永松各委員

栗冠, 佐治各専門委員

(文部省) 十文字学生課長

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より本日の議題に関し次のとおり述べられた。

本日は前回(1月24日)の委員会の審議に基づき課外活動の振興に関する要望書の提出のことについて審議を行いたい。この課外活動振興のための要望書を提出することは、本委員会が47年11月に発表した「教官と学生とのコミュニ

ケーションに関するアンケート調査集計報告」およびこれに続いて49年11月に発表した「課外活動中における学生の災害事故対策について」の調査報告をまとめる過程で発想され検討が続けられてきたものであるが、これを来年度の概算要求のタイミングに合わせるため、来る6月の総会にこれを提出し承認を得たいと思う。それには総会前に開催される理事会(5月14日)にこれを諮る必要があるため、本日その原案についてご協議をお願いしたい。

今一つは大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期の問題である。このことについては昨年の暮に、大学8団体の協定と中央雇用対策協議会の決議に基づき文部省から各大学に対し通知があったが、その後最近の経済不況を反映して企業側における採用内定取消、出社延期等の異常事態が発生したため、就職選考時期について中央雇用対策協議会で再検討が行われた。その結果、昨年11月7日の決議(6月1日求人活動開始、7月1日選考開始)を変更し、10月1日求人活動開始、11月1日選考開始という新たな決議が3月19日に行われ、これが文部省から4月14日付で各大学に通知された。しかし、この変更措置についてはタイミングの関係もあって一部の大学団体で反対の空気もあり、なお流動的な状況にある。それでこのことについてその事情をご理解いただくため、本日文部省より学生課長の出席を煩わし説明をして頂くことにしたので、その上でご協議をお願いしたい。

なお、49年度卒業予定者の採用内定取消、自宅待機等の状況について国立大学関係の実情調査を行うことについては、前回の委員会において、委員長が会長の意向を伺った上で実施するともこあり得るとの了承を得ていたが、その後調査の必要があると判断され実施することにな

ったので、その調査結果について事務局より報告を願いたい。

これについて事務局より次のとおり報告があった。

前回の委員会でこの問題が討議されたが、その後文部省よりこの問題についての照会もあったので、去る1月30日付で第3常置委員会委員長名をもって各大学にアンケート調査を依頼した。この調査は2月1日現在における状況を調べて貰うことにし、2月15日期限内で回答を求めた。その結果、81大学全部から回答を頂いたので別紙資料のとおり集計を行った。これによると内定取消人員は総数56人（内女子7人）、自宅待機人員は総数1,044人（内女子51人）で、これに該当する事業所数は内定取消29社（48件）自宅待機77社（366件）となっている。なお、これを学部別にみると内定取消、自宅待機ともに理工系学部学生が多く、その中でも工学部関係が一番多くなっている。概ね以上のような状況であった。

議 事

1. 就職推薦選考開始時期について

初めに委員長より次のとおり述べられた。

先程ご説明したように大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期については、4月14日付文部省通知で昨年11月決定の決議が変更されることになった。この変更に関し大学8団体および高専3団体と労働省、文部省との就職問題懇談会が去る3月6日に文部省で開かれたが、私は都合で出席できなかったが、当日の会議の状況は次のとおりであった趣である。

昨年11月段階で中央雇用対策協議会の就職事務開始時期等についての方針（6月1日求人活動開始7月1日選考開始）が了承されこれが各大学に通知されたが、その後49年度卒業予定者

に対する採用内定取消等の事態が生じたことを契機として、中央雇用対策協議会においてこの際就職選考開始時期を繰り下げる措置を講ずべきとの意見が強まってきた（9月1日求人活動開始、10月1日選考開始の案）。それで去る3月6日の就職問題懇談会でこのことが協議された。大学8団体のうち国・公立の大学団体・短大団体は大体この案に賛成だったが、私立大学関係の団体では今年は既に昨年11月決議の線にそって諸準備を進めている関係上いまこれを変更することは困難であると反対の意向が表明された。この当日の協議の模様については先般その議事要旨を委員各位にお送りして参考に供したが、国大協としてはこれまでの本委員会の意向に基づき、①従来より10月1日以降推薦を主張してきたことでもあり基本的には今回の繰り下げ案に賛成である。②もしこれを今年実施するなら早い時期にそのことを決定してほしい。③また推薦選考開始時期を更に遅くする場合11月より遅くなることは好ましくない。という3点を述べておいた。会議当日の状況は概略以上のようなことであった。

ついで文部省の十文字学生課長より、この大学卒業予定者の就職推薦選考時期の問題の経緯について次のとおり説明があった。

大学卒業予定者の就職推薦選考時期については教育的見地よりなるべく遅い時期の方がよいということで、昭和28年以来大学8団体の間で①就職事務開始は7月1日以降、②推薦開始は10月1日以降、という申し合せがなされてきた。しかし、これに対する企業側の協力が仲々得られず、年々就職選考時期が繰り上っていわゆる青田買いの現象が生じ問題となった。このような事態に鑑み、47年度に文部大臣、労働大臣と企業側との間で折衝が行われ、同年11月に

中央雇用対策協議会（労働省、各経済団体、主要企業体等で構成）で5月1日求人活動開始、7月1日選考開始という決議がなされ、企業側の自粛が申し合わされた。大学8団体としては就職選考時期は秋以来が望ましいということであったが、この「決議」は改善への一步前進であると評価してこれに協力することにし、48年度卒業予定者よりこの方針で実施され、青田買い防止に効果を取めた。

翌年の49年度卒業予定者に対してもこの方針が踏襲されたが、その後一部の私大団体からこの5月求人活動開始、7月選考開始のやり方ではその間に2ヵ月の期間があり、その間に学生があちこちの企業を訪問して回り好ましくない、この2ヵ月の期間を1ヵ月に短縮して6月求人活動開始、7月選考開始にしてほしいとの要望が出された。それで昨年秋（10月7日）大学8団体が集まり、50年度卒業予定者の就職推薦選考時期をどうするかについて協議した。この6月—7月案に対し国大協始め大部分の団体は就職事務開始が繰り下がることでもあるので賛成であるとの意見であったが、一部の私大団体は従来5月—7月がよいとの態度を示した。また、企業側は大学側の意向に順応するという態度であった。それで11月5日に再度この問題について大学8団体で協議し、その結果、大学8団体の協定は従来どおりとし（7月1日就職事務開始、10月1日以降推薦）、企業側としては当面6月求人活動開始、7月選考開始の線で実施することを了承した。そこで昨年12月この趣旨を文部省より各大学に通知した。

ところが今年に入ってから、経済不況の影響から企業側の就職採用内定取消、自宅待機等の事態が生じこれが社会問題化し、これを契機にして労働省や企業側よりこのような事態を回避

するためには就職選考時期を秋以降にすべきであるとの意見が出てきた。文部省としては去年の秋に方針を決めたばかりであり、今これを急に変更するということが気が進まなかったが、一般の経済事情のこともあるためこの際大学側の協力を求めたいと思い、去る3月6日に大学8団体に集まって貰ってこのことを協議した。この新しい提案に対し国大協は賛意を表されたが、私大団体の中には強い反対意見があった。その理由は、去年の11月に決めた決定に従って既に大学の学年暦も決め、学生に対する就職ガイダンスのスケジュールも立て、その資料も準備してしまった。また、秋期は学生の前期試験の時期に当たり、その時期に就職試験が行われるのは大学も学生も困る、というものであった。以上のような事情から今年急に改めることには反対であるというのが大方の私大側の意見であった。そこで文部省としても慎重に検討したが、最終的には選考時期を秋以降にしないと企業側の採用計画がたちにくいこともあり、またこの機会に従来大学側が要望していた選考時期の繰り下げを行うことも得策であるとの判断もあって、10月1日求人活動開始、11月1日選考開始という新たな方針で大学側に協力をお願いすることにした。そして、各大学団体に対し一応その旨を伝えたのち、去る3月11日開催の中央雇用対策協議会の総会に臨み、企業側がこの決議を堅い決意で実行するなら大学側もこれに協力しようという態度表明をした。そして、この総会において10月1日求人活動開始、11月1日選考開始という新たな方針が決議されたので、この旨を4月14日付文書で各大学に通知した。

しかし、4月に入ってから私立大学の一部に、既に6月—7月の線でスケジュールを組ん

でしまったので今変更はできないとの根強い反対論が出され、これを新聞紙上でキャンペーンしたので企業側にも動揺が生じ、混乱が憂慮される事態となった。そこで労働省も英断をもって再度の変更を決定し、本年度の暫定措置として9月—11月との妥協案を出した。この旨を文部省から各大学団体に連絡したところ一部の私大団体も納得してくれた。また、先週企業側にこの趣旨を伝えたところ企業側もこれを納得したので、その線で大学側の意向を固めようとしているのが目下の段階である。

以上のような経緯で再三の変更で誠に申し訳ないと思うが、9月—11月の案についてご了承が頂ければ大学局長名で通知を出し直したいと考えている。中央雇用対策協議会も来週の連休明けに総会を開き前回の決議の修正を行うことにしている。以上がこの問題についての今日までのあらましの経過である。

以上の説明に対し概ね次のような質疑応答や意見交換が行われた。

- 私立大学側がこの案に難色を示した主な理由は何か。
 - 私立のマンモス大学では就職選考時期が遅れると卒業時まで学生を就職させ得るかどうかが自信が持てないので、9月頃には就職説明会や企業訪問等を行って進路決定をさせたいということである。
 - 各大学団体の足並が揃わないため就職戦線が無統制になることのないよう十分配慮を望む。学生に不安感を与えないよう措置してほしい。
 - 企業側の採用内定取消ということは極めて遺憾なことである。この採用取消について国立大学関係と私立大学関係との間に差異があるか。
 - 特に国立大と私立大との間に差は認められないようである。
 - 9月—11月の決定は今年の暫定措置とのことであるが、来年以降は10月—11月で実施するのか。
 - 今年はやむを得ないのでこのように決めたが、来年度は教育的立場をじっくり考えよく相談して決めるつもりである。
 - 私大団体の方の賛否の見通しはどうか。
 - 目下折衝中である。私大懇、私短協は了承、私大連に対しては明日、私大協に対しては明後日折衝する。多分了承が得られるものと思う。
 - 従来からの大学8団体の申し合せは7月—10月であり、去年の中央雇用対策協議会の決議の6月—7月の線は将来大学側の協定の線に近づけるものとして容認してきた。しかし、今度これが9月—11月の線となると大学8団体の申し合せの方が早い時期となるので、大学側の申し合せをこれに合わせて修正しないと混乱を生ずる懸念がある。
 - 従来も大学側の申し合せと中央雇用対策協議会の決議との二本建てでまぎらわしい点があったので一本化したいと考えていた。しかし、大学側と企業側の立場が違うため困難であった。また、企業側が言う「求人活動開始」と大学側が言う「就職事務開始」とはその内容が異なる面もある。両者の調整のことは来年度に基本的に考えて行くことにし、今年は大学団体の申し合せはそのままにし、今回の9月—11月の暫定措置の線で処置することにした。
- 概ね以上のような点について論議が交されたのち、本委員会としては大学8団体が共同歩調をとること、および企業側がこの「決議」を遵

守すること、の2点を前提として、今回の9月—11月の暫定措置で本年度の就職あっ旋事務を実施することを了承し、この決定を速かに行うよう要望した。

なお、このことについては来る5月14日の理事会において委員長より経緯を説明し了承を得、6月の総会にもこれを報告することとした。(学生課長退出)

2. 課外活動の振興に関する要望書(案)について

このことについて委員長より次のとおり説明があった。

このことについては前回の議事要録にもあるように、課外活動の振興については、①顧問教官制の確立、②厚生補導費の増額、③災害保険への加入奨励等の措置が必要であり、そのため文部省側の意向も参考にした上で要望書をつくり、来る6月の総会に提出することとした。それで過日文部省の学生課長と会い、この課外活動の振興の問題について相談をした。以下その経過の概略をご報告する。

まず「厚生補導費の増額」のことであるが、これの中味はいろいろあり、かつて本委員会から要望したサークル部室の充実、その他課外活動施設の整備については、文部省としては充実の方向に向かって一定の努力をしているとのことである。また、山岳部、グライダー部等の危険を伴うクラブ活動に対しては、その専門的指導の充実を図っているとのことである。ただ、顧問教官制の強化——教官と学生の接触交流に要する費用、学生と行動を共にするための旅費、対外的な折衝に要する費用等の国費援助のことについては消極的な態度であった。

そのようなことで、要望書の中にこの顧問教官制の強化を明快な形で盛り込むことがむずかかった。なお、この素案は叩き台として作っ

たものに過ぎないので忌憚ないご批評を頂き、具体的な要望事項等があればおきかせ願いたい。

以上の説明ののち「大学における課外活動の振興についての要望(案)」の朗読があり、これに関して概ね次のような意見交換があった。

○ この課外活動の振興についての要望書の内容は、本委員会がこれまで取り上げてきた「教官と学生とのコミュニケーションの促進」それに続く「課外活動中における学生の災害事故対策」の検討の過程から生れてきたものである。課外活動は大学教育における重要な意義を持っており、それにはクラブ顧問教官の役割が大きいにも拘らず、学内的にこれを十分育成する体制が確立しておらず予算措置も講じられていない。このような実情から、厚生補導費を増額して特に顧問教官が活動しやすいよう措置することが重要であるとの結論となったわけである。従ってその事実経過をふまえ、現実はそのから程遠い状態にある点を強調して要望するのがよいと思う。今まで本委員会で調査研究してきたことを実現させるために予算増額を要望し、各大学の要求に応えることが大事である。一度だけでなく何度も繰り返してこの要望の達成を図るようにすべきである。

○ 顧問教官の充実なくしては課外活動の振興はむずかしい。それでこの顧問教官制の確立のための厚生補導費の増額——顧問教官旅費その他活動援助措置を要望することにした。これまでの本委員会の二つの調査報告書に即した表現にして要望を打出して行くようモディファイすることにしたい。

○ 顧問教官は学生が個人的に頼んで就任してもらっているが、大学としてもこれを公式に認めている。しかし、この顧問教官の活動に

対して旅費が全然ない。この顧問教官旅費を厚生補導費の中に予算化することが要望の重点となる。学園紛争時には文部省は新入生指導費をつけたことがあるが、事態が起きてから措置するのではなく平素から教官と学生との接触を深めるための経常的経費を計上しておく必要がある。

- 要望書（案）の2）の「課外活動等に伴う災害事故処理についての要望」の終りに「国の補助により保険料の引下げと給付の増額を促進されることを要望する」という結びをつけたが、この点はこれで差支えないか。
- 正課中の災害事故に対しては国費による援助を要求しているのだから、人格形成に役立つものとして大学が認めている課外活動に対しても同様な要求をしてもよいのではないか。
- 山岳部などの遭難の場合、校費からは何らの措置もしていないのはおかしい。
- その費用を教官のポケットマネーで賄うようなことでは困る。何らかの国の援助が必要である。
- 課外活動中の災害事故に対する国費の援助の問題でむずかしい点は、課外活動が大学の正規の教育計画に含まれていない学生の自主的活動であるという点である。
- この要望書（案）の1）の表題が「顧問教官制の確立のため厚生補導費の増額」となっているが「顧問教官制の確立」というのはどういう意味か。ここでは顧問教官の果たしている役割のことを言おうとしているのではないか。
- 「顧問教官制の確立」というのではなく、これまでの二つの調査の結果により顧問教官の役割が重大であるということを強調するのがよい。顧問教官の制度の確立ということだと

種々議論がある。僅かな手当の給付を受けて公の責任を負わせられるようなことには反対の空気もある。ここでの問題は、顧問教官が学生とのコミュニケーションの面や課外活動中の災害事故防止等に大事な役割を果たしているのにそれに応ずる措置がされていないので、この顧問教官の役割を正当に評価し必要な財政的裏づけの措置を講ずる必要があるということである。

- 既に二つの調査報告書が出されているので、その要旨を盛り込んで今の話の趣旨を明らかにするような表現にすればよい。一般に正課の教育に比べると課外活動はウエイトが低いような印象があるが、しかし人間形成上からみてそう考えるべきではないということをもっとはっきり打出すとよい。それと、要望書を出す場合には、要望事項を絞って重点的に強く押した方が効果的だと思われる。課外活動の振興については当面顧問教官の活動に対する援助措置を最重点とし、災害事故処理の要望の方はそれに添える程度にした方がよい。なお、顧問教官に対する「経済的援助」とあるが、「援助」という字句は適切でない。本来必要な経費を顧問教官が個人負担している不合理な現状を、国費負担にすべきだという当然の要求という発想の立場にすべきである。

概ね以上のような意見交換ののち委員長より次のとおり述べられた。

本日伺ったご意見を骨子として要望書の原案のまとめを行いたい。その際、専門委員の方々には書面を送り推敲をお願いするかもしれないので、その節にはよろしくお願ひしたい。なお、このあとの委員会開催は6月の総会時になると思うのでご了承頂きたい。

(10) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和50年6月17日(火) 10.00~12.00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 広根委員長

船山, 岡本, 福井, 博田, 加藤, 豊田, 脇坂, 桑原, 平, 釜洞(代水野), 北村, 山本, 許斐, 永松各委員

委員会開会に先立ち山形大学長より委員長任期満了の挨拶があり, 続いて各委員の自己紹介が行われた。委員長の改選を行うための座長として広根山形大学長が推薦され, 委員長の互選が行われた結果, 全員の意見一致により, 前委員長広根山形大学長が再選された。

議事

◎ 委員会の取上げるべき審議事項について

まず委員長より今回の総会に提出した「課外活動の振興に関する要望書」について概略の説明があり, 続いて今後本委員会が取上げるべき審議事項について, 学生補導の領域で広く問題を提起していただきたい旨が述べられた。

各委員から, 次のような意見があり論議が交わされた。

- 審議事項を決めるにあたり, 第3常置委員会(学生の補導)と第4常置委員会(学生の厚生)との境界がわからず守備範囲が不明確であるため確認したい。
- 第3常置委員会では主に課外活動や自治活動等正課以外の分野での人間形成に関わる事項を担当すると考えるのが妥当と考える。
オーバー・ラップした問題については第3, 第4常置委員会の合同委員会で処理していきたい。

そのため両委員会の連絡を密にし, 運用面で曖昧な面を解決してゆく。

○ 本総会に提出した「課外活動の振興に関する要望書」についての意見だが, 予算の増額だけでは解決しない問題が多くあるように思われる。

○ この要望書については, 制度をあまり強調しすぎると反発を招く恐れもあるので, そのためのリアクションを考えたため多少曖昧になった点は認める。

今回は顧問教官(課外活動の助言・指導)の処置についてのみ取り上げたが, ご意見もあったので, 補導教官(学生全般の指導: 例えばクラスの担任教官やゼミの指導教官が正課授業以外に行なっているようなことを専門に行う教官の制度)についてもあわせて検討していきたい。これは要望書のアフターケアとして審議事項の一つとする。

- 授業料問題については, その理論的根拠がはっきりしないので, 審議事項として提案したい。
- 授業料に関する問題は当委員会の守備範囲を超えるようにも思うが学生生活に関する重要な問題であるため一応審議事項の一つとしておいて, 第6常置委員会とも適宜連絡し対処して行くことにしたい。
- 学寮の問題を提起したい。学寮の問題については4年前にまとめが出ていたように思うが, もう一度洗いなおす必要があるように思う。
- 学寮問題は難しいが大学側がしっかりした考えを持ったためにも, 洗いなおす具体的方法を考え取り組みたい。
またこの問題は第4常置委員会にまたがるので相談してみたい。
- 最近学内暴力が各大学で頻発しているが, この問題を警察力の導入だけで解決しようと

いうのは問題を単純化しすぎると思われる。
この問題については教育的立場から立入った
検討が必要である。

以上の意見交換の結果今後の審議事項として
次の4点を取り上げることとした。

- 1 要望書のアフターケア
- 2 学寮問題
- 3 授業料値上げ問題
- 4 学内暴力に関する問題

(11) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和50年6月5日(木) 13.30~15.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 池田委員長

村尾, 白淵, 小江, 増尾, 具島各委員
井上臨時委員, 小路専門委員

池田委員長主宰のもとに開会。

委員長より, 今回新たに委員に就任された小
江京都教育大学長の紹介があり, ついで本日の
会議開催の経緯について次のとおり述べられ
た。

本委員会の開催については, 手数を省く関係
から総会直前の時期に開くことも考えたが, 本
委員会関係の要望書の取扱いのこともあり, 本
日お集まり頂くことにした。ご承知のとおり本
委員会関係の要望書として昨年度4つの要望書
を提出した。それは①大学保健管理施設の増設
・充実についての要望書, ②国立大学共同利用
研修施設設置に関する要望書, ③正課中におけ
る学生の災害事故対策についての要望書, ④大
学および大学院の奨学制度の拡充についての要
望書, の4つであるが, これらの要望書に関して
はその趣旨は文部省においても既に了承してお
り, 特にその中の①と②は既に軌道に乗ってき
ているので, 本年度はこれらの要望書を改めて

提出する必要はないのではないかと考えた。
それでこの由を去る5月14日開催の理事会に諮
ったところ, これらの要望書の提出については
文部省学生課とも事務的な打合せをし, また本
委員会でも検討した上で結論を出すようにとい
う了解になった。それで過日文部省学生課とこ
の件について相談したところ, 学生課としては
省内における予算編成ならびに大蔵省との予算
折衝の関係から③, ④の要望書のみでなく①,
②の要望書についても重ねて提出してほしいと
のことであった。そのような事情となったので,
この要望書提出のことについてご意見を伺
うため本日委員会を開催することにしたわけ
であるが, 総会直前でなく本日委員会を招集した
ことについては今一つの理由がある。それは今
度の総会では役員および委員の改選が行われ,
総会時に開かれる常置委員会は新しい構成とな
るので, 従来から扱っていたこれらの要望書に
ついては現在の委員会の責任においてしめく
くりをつけたいと考えたからである。以上のよ
うな次第であるのでよろしくご了承頂きたい。

以上の委員長の挨拶ののち前回(2月26日)
の議事要録の朗読がありこれを承認した。

議 事

1. 教育研究災害補償制度の問題の経過につ いて

このことについて委員長より次のとおり報告
があった。

前回の議事要録に関連がある学生の教育研究
災害の問題についてまずその後の状況をご報告
したい。この教育研究災害補償制度に関する中
間報告をまとめるについて, 文部省の調査研究
会ではこの研究会に参加している各大学関係団
体からの意見を徴することになり, これを受け
て前回の委員会で「中間報告(案)」に対する

国大協としての意見の取りまとめを行い、3項目の意見を文部省に提出した。調査研究会ではこれら各大学関係団体から提出された意見を基に成案のまとめを行い、過般「学生の教育研究災害補償制度について（中間報告）」の答申を行った。この中間報告は本日配付の「学生の教育研究災害補償制度に関するアンケートについて」の後半に添付されているが、この中間報告の内容と先般本委員会から提出した意見との関係についてご説明したい。

本委員会からは中間告報（案）について①前文に記されているこの補償制度の創設の趣旨を述べた部分の文章表現の一部修正、②この補償制度の内容のうち廃疾見舞金及び死亡見舞金の増額、③最後の部分にある国の援助について記した個所の「例えば事務的経費の一部を補助するなど」の字句の削除、の3点を意見として提出したが、今度の答申では①は大体取り入れられたが、②については具体的金額を現わすことはまずいということで抽象的表現に変えられ、③については削除の申し入れが通らず原文のままとなった。

おおよそ以上のような経緯を経て「学生の教育研究災害補償制度についての中間報告」の成案がまとまったが、その後その方面の専門家と文部省が折衝して①見舞金と掛金との関係、②加入手続、③事務系統等の問題について事務的な詰めを行い、これを盛り込んだ文書「学生の教育研究災害補償制度に関するアンケートについて」を作成し、これに「中間報告」を付した資料を添えてこのたび各大学に対するアンケート調査を行うことになった。この文部省がまとめた文書では掛金の額が原案の時より大きくなっていて、この点或いは大学側から意見が出されるかもしれないが、しかし専門家筋の意見で

はこの程度の額が必要とのことのようである。ともかく、以上のような経過で、この学生の教育研究災害の問題について文部省が各大学にアンケートをする段階まで来たわけである。なお、本日受取った全国大学院生協議会の機関紙には、この中間報告に対する批判が載っている。それによるとこの中報間告の内容は従来の国大協の線より後退しており、もっと国の強力な財政的措置を講ずべきであるとしている。

以上、前回の議事に関連して教育研究災害補償制度の問題をまずご報告した次第でよろしくご了承頂きたい。

2. 第4常置委員会関係要望書について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

本日の議題である本委員会関係の要望書の件については、先程ご報告したように文部省としては本年度も引続きこれを提出してほしいとの意向であるので、前年度のものに若干手を加えて別紙資料のような形で提出したいと考えている。その修正点を述べると次のとおりである。

① 大学保健管理施設の増設・充実について（要望）

これの内容については特に変更する必要もないと思われるので、表書きの中の年次の数字だけを訂正して提出したい。（了承）

② 国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書

これについては前年度の内容のまま提出することにした。（了承）

③ 正課中における学生の災害事故対策について（要望）

これについては48年度以降の国大協の要望により文部省に調査研究会が設けられ、教育研究補償災害制度に関する中間報告の答申がままと

るところまで進展した。そして本年度において51年度概算要求にこの予算を計上し来年度実施を目指している。このような状況であるが、この要望書についてもその内容を特に変更する要はないと思われるので、表書きの部分にその後の事態の動きに関することを付け加えて提出することにしたい。なお、要望書の中の「記」の3に記してある「国の強力な財政的措置を要望する」という部分は調査研究会の中間報告では弱い線になっているが、要望段階としてはこのままの表現で差支えないと思われる。(了承)

④ 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書

最近における育英会の奨学金の推移についてみると、学部学生については47年度に増額があったが、その後48～50年の3年間は据え置きとなっている。大学院生については45年度以降48年度を除いて毎年増額が行われてきた。このような状況であるが、一昨年以来の異常な物価上昇により学生生活の困窮の度合も高まっているので、昨年に引き続き要望書を出したいと思う。要望の内容は①貸与額の大幅増額、②奨学生採用者の増員、の2つで、この内容についてはこのままで差支えないと思われる。ただ、前文については、本年度に大学院生に対する奨学金増額が行われたので、これに対する謝意の言葉を挿入したいと思っている。

これについて挿入文の表現について意見交換があり、原案の一部を修正した。(了承)

以上で要望書の作成についての審議を終ったが、この要望書に関連し①共同利用研修施設の設置の条件、利用状況、運営方法等について、また②保健管理センターの要員充実、医学部のない大学の場合の医師招致の問題、等について懇談が交された。なお、上記の保健管理センタ

ーに関する問題点については、関係当局に要望する際に委員長から口頭でその旨を伝えることにした。

(12) 第4 常置委員会議事要録

日時 昭和50年6月17日(火) 10.00～12.00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 池田委員長

竹内、白淵、三輪、勝木、林、吉利、
三上、増尾、綾部、山岡、太田、具島
各委員

議事に先だち、委員長の改選が行われ、委員長に池田前委員長が再任された。

池田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、これまで本委員会で審議されてきた、次の4つのテーマの要望書等について経過説明があり、そのうち2つのテーマを中心に協議が行われた。

- (1) 正課中における学生の災害事故対策について
 - (2) 大学保健管理施設の増設、充実について
 - (3) 国立大学共同利用研修施設設置について
 - (4) 大学及び大学院の奨学制度の拡充について
- 議 事

1. 正課中における学生の災害事故対策について

先ず委員長から、文部省の「学生の教育研究災害補償制度に関するアンケートについて」(配付資料)のその後の進捗状況について、説明があった。

ついで委員長より、このアンケートは各大学のほかに各大学団体に対しても送られてきているが、このアンケート中の「この制度の内容等についての意見」については、国大協として回答する段階ではないので、各大学のこれについ

ての報告の写しを本委員会に提出してもらい、別途検討させて頂きたい旨が諮られ、文部省にこの旨報告することで了承された。

これに関連して、教育研究災害補償制度について、下記の事項に関し、各委員より種々意見の交換があったが、結論を得るまでには至らなかった。

- (1) 制度上の問題点について
- (2) 加入者の負担する掛金と加入率について
- (3) 医療費及び廃疾見舞金・死亡見舞金の給付額について
- (4) 掛金の徴収方法及び時期について
- (5) 制度の実施主体及び事務組織について
- (6) 国の援助について
- (7) 制度の対象とする傷病等の範囲について

2. 大学及び大学院の奨学制度の拡充について

この問題について委員長より次のとおり述べられた。昨日の総会に提案した「奨学制度の拡充についての要望書」の内容について意見があったので、そのことについて協議したい。その一つは、このことを要望する理由として「最近における異常な物価上昇」のほかに「授業料等学費の値上げが予想される情勢にあること」を付け加えたらどうかとの意見であり、今一つはこの要望書のタイトルの「大学および大学院の奨学制度」を「学部および大学院の」と改めたらどうかとの意見であった。これについてご意見を伺いたい。

これについて協議の結果、前者については学費値上げのことに触れるのは値上げを前提としているように取られる恐れがあるので適当でないとの結論となり、後者のタイトルの表現は昨年もこれと同じであり誤解も生じなかったので原案どおりとすることになった。

3. その他

学寮問題について新設大学の学寮のことや旧寮改築のことなどに関連しそのあり方について検討を求める意見があったが、学寮については各大学固有の特殊性もあり、国大協としての統一した見解を出すのは難しいので、各大学の実情をふまえつつ、この問題については、第3常置委員会と話し合い討議を進めていくこととなった。

(13) 第5常置委員会議事要録

日 時 昭和50年4月4日(金) 13.00~15.30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

大原、玉山、坂本、井上、芦田(議)、

太田各委員

新堀専門委員

(文部省)七田学術課長外1名

後藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

前回(2月14日)の委員会でもお話ししたように、今後の国際交流の問題については昨年11月の総会で本委員において検討するよう委託された。その後、このことについて委員会で2回検討を重ね、前回の委員会で「学長の国際交流のあり方について」の報告についての案文を委員長のもとでまとめる約束をした。それで一応素案をまとめたが、作成が遅れ事務局と相談するいとまがなかったので、報告書の体裁も整っておらず、内容も十分整理されていない面がある。それで、この素案を本日検討して頂き、手直しをして取りまとめたいのでよろしくお願いしたい。なお前回の議事要録は後刻ご覧頂くことにして朗読は省略したいのでご了承頂きたい。

以上の挨拶のち鐘ヶ江学長(東京外国語大学)の学長退任に伴い今回新たに委員に就任さ

れた同大学の坂本学長の紹介があった。

議 事

◎ 今後の国際交流について

委員長より、別紙の私案「学長の国際交流について報告（案）」についてご検討願いたいと述べられ、同報告（案）の朗読が行われた。

このあと、この報告（案）の内容について次のような意見交換が行われた。

- 全体としては結構と思われるが、ただ1ページの文中にある「学生、教官の国際交流……」とあるのは「教官、学生の国際交流……」というように、また「留学生の相互交流、在外研究員制度等……」とあるのは「在外研究員制度、留学生の相互交流等……」というように「学生」と「教官」の順序を逆にした方がよいと思われる。また、2ページの「学長を招待して」は「学長との相互交流を行い」とした方がよいと思われる。
- 問題は5の「学長の国際交流を担当する委員会について」の部分である。この案では第5常置委員会にするか或いは特別委員会を設置するかの二つの方法があると述べられているが、これまでの経験からして、国際交流の問題は一括して第5常置委員会が担当し、具体的な実行段階に入る場合に臨時にその関係の専門家を入れた特別委員会を設けるようにした方がよいと思う。国際交流のための別個の特別委員会を常置することは特別委員会の趣旨にも添わないし、また第5常置委員会と重複することにもなる。
- 特別委員会を設けることの長所は、広い範囲から国際問題に関心ある学長を集めることができる点にある。
- 昨年の西独学長招待の際の準備委員会の委員は国大協のメンバーであったのか。今後東

南アジアの学長を招待する際の準備委員会には他の方面の専門家も入れるのか。

- 今のところ国大協のメンバーから入れることを考えている。臨時の構成のものとなる。
- 国大協の学長の中にその方面の専門家がいない時には別な専門家をオブザーバーに入れることも考えられる。
- このことについては余り細かい規定は作らずに漠然としたものにして臨機応変にやった方がよい。
- この案に記載されている「かなり長期に亘って存続することを予想される委員会として……」とあるのは諸外国との交流があるため長期に亘るということか。
- 今後継続して国際交流を行うので長期に亘ることになる。学長の国際交流の特別委員会をつくると諸外国との関係ができ長期化する。しかし、「特別委員会」というのは本来臨時的なものなので、長期的なものを特別委員会としてよいかどうかということについて疑問を呈したわけである。
- 第5常置委員会で国際交流の問題を扱い、必要に応じて特別委員会を設けるとするのがよいのではないか。
- 長期的には第5常置委員会でこの問題を扱い、交流の相手国が決った段階で必要な専門家を入れるようにすればよい。初めから専門家を入れた特別委員会を常置すると国大協以外のものに動かされることになる。
- 国大協の常置委員会は学長の委員が中心となり、それに教官委員が若干加わっているが、各常置委員会の構成は2年毎に組み替えが行われる。それで、その委員会の担当事項の適任者を集めるということが必ずしも十分に行なえないこともある。それと、もともと

この第5常置委員会は「大学間の協力」がその担当事項であって国内的な問題もある。本委員会の任務が国際交流担当というならばはっきりするが、その辺の事情もあって特別委員会設置という考えも出てきたわけである。

- 国内問題が余りないので国際交流の方が主になった。本委員会としてはそれでやって行き、具体的問題についてはワーキンググループを置けばよいのではないか。
- 学生や教官の国際交流のことはこれまでどおり扱うとして、学長の国際交流だけを特別委員会でやったらどうかとの考えを一応提起してみたわけである。
- 今まで国際交流一般について第5常置委員会でやってきた。それを他の委員会に所属している人も集めて新たな委員会をつくらうということか。
- 西独学長招待の場合はどうであったか。
- 西独学長招待の場合は一応第5常置委員会で審議し、その後具体化した段階で別個に「西独学長招待準備委員会」というものをつくった。その準備委員会には一昨年西独に招かれた学長が入り、またそのあと、西独学長が訪問する大学の学長を追加した。委員長は会長になった。
- 訪問先の学長は入るようになるのではないか。
- 昨年招待した西独学長は6人であって国内視察は団体行動をとって貰った。しかし、今後は団体行動でないやり方も考えられる。なお、いま論議中の学長の国際交流を担当する委員会は常置のものがよいか、或いはその都度設けるのがよいか。
- 必要に応じて臨時の委員会をつくるのでよいのではないか。一応第5常置委員会で審議

したあと必要に応じてその都度特別委員会を設けることでよいのではないか。特別委員会は余り固定しない方がよい。なお、外国の学長の招待については団体でなく1人、2人でも行えるようなやり方も考えてよいのではないか。

- 国際交流のことは特別委員会の発起でなく基本方針は第5常置委員会で立てるのがよい。
- 具体的に決った段階で専門的な人を臨時の委員に入れるようにすればよい。
- 本委員会に臨時の委員を入れることもできるし、また臨時の委員会をつくることもできる。
- 余り細かく規定しない方が実際的ではないか。

概ね以上のような意見交換ののち委員長より次のとおり述べられた。

この学長の国際交流のことについては文部省側の意見をきく必要もあるので連絡をとりながら進めて行きたい。今まで論議していた国際交流を担当する委員会のことについては、検討の結果「第5常置委員会で継続して担当する。ただし、実行の段階で必要があれば臨時の委員会をつくってこれに当たる」というような趣旨とする。なお、6の「当面の計画について」の事項、特にその中のフランスの大学長の招待のことは文部省の関係の事項なので、本日ご出席の七田学術課長より説明を伺うことにしたい。

ついで七田学術課長より概ね次のとおり説明があった。

フランスの大学長招待のことは昨年10月に奥野前文部大臣がユネスコの総会に出席した際にフランス側と取りかわされたもので、2～3人のフランス学長の招待のことでモロッコの研究

所から2～3人招待のことが話し合わされたが、モロッコからの招待の方は目下具体的なことは分らない。それで、差し当ってはフランス学長の招待のことについてご相談をしたい。

このフランス学長の招待については文部省から正式な招待をし、国内の教育を中心に視察して貰うことになるが、他方国大協の方でも外国の学長との交流促進の意向があるので国大協側と相談して進めたいと思うわけである。今度のフランス学長の招待のことは文部省で招へいするが、学長同士の交歓のこともあり国大協と一体になってやった方がよいと考えている。それにはどういう形でやるのがよいか。昨年の西独学長招待の場合のような形がよいか、或いは別な形がよいか。その辺のことについてご相談をしたいと思う。

以上の説明に対し次のような意見交換が行われた。

- フランス学長招待の時は国大協としてお世話できるが、モロッコの場合は新興国なので日本の科学者との交流を希望するのではないか。そうすると国大協としては処理しにくい面があるのではないか。それは先方の目的にもよることではあるが。
- 学長の場合はディスカッションが目的になるろう。
- 先方の要望により態様は異なることになるが、場合によると一部を——例えばパーティーとかを国大協でやるということもあり、或いは全面的に国大協がやるということも考えられる。もう一つの問題はフランスの大学は国立大学であるので、来日した時に私立大学の方をどうするかの問題がある。国により、学校制度により、いろいろ態様があつて一律にはいかない面がある。

- 今度のフランスやモロッコからの招待のことは文部省が決めたことであるが、今後国大協が計画をする場合どのような問題意識で考えるか。例えば大学の制度、行財政、管理運営、留学生の相互交流、在外研究員制度等の問題が考えられるが、何を基準にして相手国を選ぶか。それらの点を第5常置として考えておく必要があるのではないか。
- 学長の国際交流については国大協の要請によるものと政府間のものがある。いろいろなやり方があるので国大協と連絡を密にして進めて行きたい。
- 国大協として10名程度の招待を要求してもよいか。
- 場合により学長何名分かの招待の予算を流動研究員予算に計上することも考えられるので相談をしてみたい。文部省が直接扱うか、学術振興会に任せるかについても相談してみたい。政府招へいとなると文部省の予算で行うのがよいようにも考えられる。
- 社会主義国からの招待は政府間交渉でないと思ふがしい。
- アメリカの場合にはいろいろな態様があり千差万別である。フランスは中央集権的だが、アメリカの場合は研究者の中から盛り上げてきたものを取り上げてやるというようなところがある。国の事情によってフレキシブルに対応して行かなければならない。
- 報告(案)の3「学長の国際交流の方法について」の簡所に「その実施にあたっては公立大学、私立大学との協力関係について検討する必要がある」とあるのはアメリカなどの場合を考えてのことか。
- 国大協が中心となつて行つての考えだが、国大協だけでは片手落ちになるので、場合に

- より公・私立大学団体との交渉があった方がよいと考えた。
- 日本から外国に招かれて行く場合私立大学から行ってもよいか。
 - 最近の傾向として公・私立を除外するということはむしろかしくなっている。それで国・公・私立の各団体の上にこれの統合機関が必要かもしれない。文部省予算でも外国の私立大学から招くこともできるし、また私立大学の人を外国に送ることもできる。この予算を一般会計予算に計上するか特別会計予算に計上した方がよいかの問題もあるが、国立大学の場合は特別会計予算の方が取りやすいと思われる。
 - 国大協としてはこの(案)のような方法でやれるが、公・私立大学を含めるとなると各大学団体との関係が出てくるのではないか。
 - それはその都度個別的に考えるより仕方がないであろう。
 - 外務省で諸外国の学長を呼ぶこともある。他省にもそのような例が若干ある。
 - 国大協としては国大協の範囲にしないとむずかしい。
 - 国際交流のことを国立大学だけで取り上げると国立偏重との批判が起こる。それで、表面的には国・公立ということにして国大協で計画を立て、必要に応じて私立大学と連絡するというようなことも考えられる。余り範囲を広げない方がよいかもかもしれない。
 - 広げ出すときりがないので狭い範囲の方がよい。
 - その程度の表現にしておいて具体的な場面で考えて行くのがよい。
 - フランス学長の招待はいつ頃実現するのか。
 - まだ具体的に決っていないが国大協の希望に沿って進めたい。もし9月初め頃だとするとそろそろ招待状を出さなければならない。
 - スケジュールによっては関係者を早く決めなければならない。
 - 今度のフランス学長招待の場合は、文部省の方で具体化した時にこちらで検討するということになる。まず、先方の希望をとって、それからスケジュールを立てることになる。
 - この前の西独学長招待の際はスケジュールが余りに強行軍で、ゆっくり話し合う機会がなかったが、その点考え直す必要がある。
 - 今度のフランス学長の招待は一応9月中・下旬から10月上旬にかけての2週間くらいとし、夏休み前にその氏名と希望訪問先をきくことにする。
概ね以上のような意見交換ののち委員長より次のとおり述べられた。
- 本日提案の「学長の国際交流についての報告(案)」については、先程来のご意見に基づいて私の手元で修正したうえ原案を各委員にお送りしてご意見を徴し、それをとりまとめて次の理事会に提出して承認を求めることにしたい。そして、この「報告」を受けた形で学長交流強化の要望書を作って来る6月の総会に提出し、文部省に予算措置を要望するという段取りとしたい。なお、その前に5月中にもう一度委員会を開くことにしたい(5月26日(月)13.30より開催に決定)。
- 以上の提言に続き七田学術課長より次のとおり述べられた。
- 次の委員会の時までにはフランスにインビテーションを入れ、5月20日までに回答を求め、その上でこの席でまた相談することにしたい。このあと次のような懇談が行われた。

- 文部省は毎年学長招待を実施する意向か。
- 毎年招待した方がよいように感じている。
- 第5常置委員会として希望があれば文部省に申し入れることにする。
- この「報告（案）」では中国との交流のことを考えているか。
- 西独だけではないということを言っているのである。
- 社会主義国の高等教育の実情を調べる必要がある。
- 私立大学独自で国際交流をやっているか。
- 文部省としても十分実情を把握していないが、国際交流を盛んに行っている大学とそうでない大学とありまちまちである。ミッション系の大学は国際連帯が密である。概して私立大学の方が多様な国際交流をしやすい状況にある。大学によっては国際部を設置している所もあり、国立大学の方はそのような組織が弱い。その点をもっと強化する必要があると思う。それで、51年度概算要求では学術国際の部局を強化したいと考えている。
- 私学の方はかなり国際交流の実績がある。それに対し国立大学の方はまだ始めたばかりである。この国際交流の問題については私学は私学、国立は国立で自由にやったらよいと思う。国立は予算がないと動けない事情にある。国立と私立ひとからげの形でなく連携という関係で進めるのがよい。
- 外務省関係の国際交流基金の方でも国際交流の事業を行っているが、これは主として日本と外国との国際理解の促進を図るものである。学術・教育・文化関係の国際交流は文部省の方でやっている。同じ国際交流でも両者の発想は違う。
- 昨年の西独学長の招待は日本政府の招待

で、外務省はこれに対し協力をしたいという理解でよいか。

- 政府レベルとなると形式としては外務省ということになるが、外交ルートを通すものと非公式のものがある。西独とかフランスの場合は外交ルートを通す。また、社会主義国も外交ルートを通す必要がある。本来は外務省を通した方がよいが、いろいろなケースがある。日本政府招へいでよいかどうか検討してみる。
 - 昨年の西独学長招待の場合文部省と外務省との意思統一をお願いした。招へい状は文部省の大学学術局長名で出された。
 - 文部大臣招へいで外務省を通じてやる場合と外務大臣招へいで外務省を通じてやる場合とある。
 - 昨年の西独学長の招待事業の報告書に「日本政府招へい」と書いてよいか。
 - それは差支えない。51年度には学術国際局の事務組織を整備して国際交流の強化を図りたいと考えている。
- 以上のような懇談があつて本日の議事を終了した。

(14) 第5常置委員会議事要録

日 時 昭和50年5月27日（火）10.00～13.00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

坂本、佐々木、水戸部、桜場、芦田（淳）、牧、芦田（譲）、西沢、太田、勝木各委員

白倉専門委員

（文部省）七田学術課長

後藤委員長主宰のもとに開会。

まず、前回（4月14日）の議事要録を朗読し

これを承認した。

ついで委員長からつぎのことが述べられた。

前回は、議事録にもあるように国際交流の今後のあり方とそれに関連する周辺の問題についてご審議をいただいた。このことは、昨年11月の総会において、第5常置として今後の学長の国際交流について検討し、その見解を出すようにということになっていたので、その報告案のとりまとめにつき素案をもとにご協議いただき、その議論を踏まえて素案を修正し各委員にお送りして、さらにご検討をお願いしておいた。なお、その際に、第5常置としては、意見をまとめて会長に報告するとなれば当然その実現をはかるべく、次回の総会において最終的に承認をえて、関係方面に要望すべき事柄については要望すべきであると考え、会長に対する答申案とともに要望書の原案もともにお送りしてご検討をお願いした。この二つの原案については、本日ここで内容的にさらにご検討いただきご承認をえて総会に提出することにした。ところで、総会提出の手續としての順序が前後したが、去る5月14日の理事会において、第5常置としては、ほぼこのような内容の報告書と要望書を総会に提出しご審議をお願いする予定であるというように、その大綱についての了承を得ることができた。なお、文案の内容等については修正することもある、という条件付の了解になっているのでよろしくご協議をお願いする。

つぎに前回にも触れたように、今年秋にフランスの学長をわが国に招待する計画があることを仄聞しているが、それが国大協として検討しているような形での国際交流になるのであれば、その一環として受け入れることも適当であると考えたので、その意味のこともく学長の国

際交流について報告の中に触れておいた。なお、フランスの学長招待のことについては本日七田学術課長にご出席をお願いしたので、フランス側の意向などその後の経過についてのお話しを伺うことにしたい。

以上のような経緯の報告があったのち議事に入った。

議 事

◎ 今後の国際交流について

初めに委員長から、さきに各委員に送付してご検討をお願いしておいた報告(案)と要望(案)については、すでに二・三の意見が寄せられているが、これは後程修正意見として提案したい。と述べられた。

つぎに資料<学長の国際交流について報告(案)>および<学長の国際交流に関する要望書(案)>の朗読があった。

これに対し修正意見が交され、それらの意見を考慮に入れて文案の内容を整え、これをもって第5常置委員会の国際交流についての報告および要望として総会に提案することにした。

ついで委員長から留学生問題についてつぎのような提言があった。

今回は、このように学長の国際交流に関する要望書を出す、昭和51年度の概算要求に関連して何かを要望するかどうかについては、とくに検討してこなかった。例えば留学生問題についても今年はとくに要望すべきことはないと考えているが、若し要望すべきことがあれば、前回に理事会の了承は得ていないが、緊急の問題であればそれなりの処理はできると思うのでお考えのうえご意見を寄せられたい。

以上をもって<今後の国際交流について>の協議を終った。

つぎに、フランスの学長招待のことについて

学術課長からつぎのような報告があった。

前回の第5常置委員会において論議された趣旨に基づき、外務省を通じてフランスの教育庁文化部長に申入れをした。その文面の趣旨はつぎのとおりであった。

昨年10月20日に奥野（前）文部大臣が訪仏し教育大臣と会談した際にフランスの学長数名をわが国に招へいすることを提案し賛同をえた。については下記の計画により提案を実現したいのでよろしくご回答を願いたい。なお、訪日される学長が確定しだい文部大臣名で招へい状を送付する予定である。

- 1 招へいする大学長は3名
- 2 招へいの時期および期間は、1975年（昭和50年）9月中旬～10月上旬
- 3 旅費・滞在費 日本側負担
- 4 懇談・視察先等 文部省幹部、国・公・私立大学長および視察先国立大学および研究所、公・私立大学等その他希望する視察先・懇談者

これに対するフランス側の回答はないので、昨日フランス大使館に電話で問合せたところ先方の人事異動などで回答が遅れているが、学長3名を招へいのことについては応ずる見込みである。しかし、学長会議の了解をとるなど官庁手続のこともあるので回答は6月中旬まで待たれたい、ということであった。

以上のような経緯の説明に対してつぎのような意見交換が行われた。

○ 文部省のこの画計と国大協の計画との関連は、国大協としては諸外国の学長の団体等と連絡をとりながら学長の国際交流を進めていくことが考えられている。それらのことを検討している際に、たまたまフランスの学長招へいの計画があることの話しがでてきたの

で、そのような計画があるのであれば、それは国大協の作業とは無関係だとはしないで、国大協の計画の一環に関連した形の事業として進める方がよいのではないかと考え、文部省との連絡をとることになった。

- しかし、前回の西ドイツとの相互交流の場合とは経緯に若干の相違がある。前回は、最初の話しは学長会議からでてきて最終的な手続は政府レベルで進められた。また、わが方からの招へいも初めの交渉は国大協レベルで進められ、予算的には政府が学術振興会の予算に計上した形で行われた。しかし、招へい状は文部省からだした、というようになり複雑な形になっている。
- 国柄によっては政府レベルで進めなければならぬ場合もあり、また、大学団体のレベルで進める方がスムーズに進展することもある。今後はその辺の事情をみながら文部省と第5常置が密に連絡をとって相互に協力しながら学長の国際交流を発展させていきたい。
- 今後の国際交流については、前回の西ドイツの学長招へいのような多人数の交流だけにこだわる必要はないと思う。勿論例外はあってもよいが、一般原則としては小人数の交流ということである。また、要望書に51年度以降10名以上とあるのは数カ国にわたって、という意味である。
- 具体的にどの国から招へいするという事まで考えているわけではないが、多数の留学生をわが国に送っておる東南アジア地域の諸国との交流も考えてよいと思う。
- 学長の国際交流は、初めは国大協レベルで話し合いが進められることは好ましいことではあるが、今回のフランスの学長招へいのように文部省の幹部が先方に赴いた際に、やむ

をえず約束せざるをえなかった場合もありうる。そのような国際儀礼的な事情も含めて考えておきたい。

- 来月半ばになればフランスの学長招へいの具体的な内容が分かるが、それにより国大協が受け入れることができる見通しが明らかになればその時点で受け入れのための準備委員会を設けて、前回の西独の学長招へいの例も参考にしながら作業を進めることになろう。
- 第5常置には関係のない大学を訪問する可能性もあるのでそれについての連繋のとり方も考えなければならない。
- 西ドイツは州立大学だけであるので、日本の典型的な私立大学もみてもらいたいという趣旨で東海大学と慶応大学を選んだ。ただ、東海大学はスケジュールの上で、一行が箱根に行く通り道にあるということも選択した要因になったと思う。
- 受け入れが確定すれば訪日する学長の専攻なり大学なりが明らかになるが、日仏会館の中に日仏の学者交歓と日仏文化の交流を扱っているところがあるから、そちらとも連絡をとれば参考になることが得られると思う。
- フランスの学長招へいのことについては、先方から回答があり次第、第5常置の方にもご連絡いただき、それにより受け入れの具体的なあり方などにつき協議することにした。

以上をもってフランス学長招へいのことについての意見交換を終った。

つぎに委員長から、総会を前にして要望その他のことについて問題があれば意見を伺いたい。と述べられ、これに対しつぎのような意見が交された。

- ベトナムからの留学生については、どのよ

うな対処の仕方を考えておられるのか。

- 事態の推移をみなければ明らかなことは言えないが、基本的にはベトナムから来日している人達の生活保障等については外務省が検討しているということである。
- 留学生連絡協議会においても、ベトナムからの留学生については難しい問題もあるが、できる限り生活困窮者は、救済する措置はないかと検討しているということであった。
- それには生活費の貸付けをする方法も考えられるということであったが、その前提として生活困窮度の実情把握がまだ充分にできないということである。
- 身分上の問題については、ベトナムの新政府が新しい措置を講ずるまでは、旧身分がそのまま有効だということである。
- いまのようなベトナムの状況にあるから、この際、奨学金あるいは授業料免除を日本の学生に斂寄せにならない限度で適用することはできないものであろうか。
- 大学レベルで裁量できる財源でもあれば別問題であるが、いまの段階ではまず留学生の実情を把握することが先決問題である。それから対応の仕方を考えるということになる。
- 留学生には宿舎がないことで、困っている。学寮を一時的に提供することはできないものであろうか。
- 地区別に共同利用のための宿舎を設ける計画が考えられている。学寮を一時的に留学生に提供できるかどうかということは、建前と実行の問題であって、余り形式的に考えると具体的妥当性のある運営はできなくなる。実情に即した合理性のある運用があってもよいと思う。しかし、そのような臨時的な措置で

なく、恒久的な地区毎の措置を講ずることが検討されなければならないであろう。

以上をもって閉会した。

(15) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和50年6月17日(火) 10.00~12.00

場所 国立教育会館第8研修室

出席者 後藤委員長

大原, 玉山, 坂本, 佐々木, 水戸部,
桜場, 芦田(淳), 牧, 井上, 角山, 芦
田(譲), 勝木各委員

(文部省) 企画連絡課田保橋課長補佐

最初に委員長の互選があり, 後藤前委員長が推薦され, 引き続き第5常置委員長に就任した。

後藤委員長主宰のもとに開会。

初めに, 昨年西ドイツ学長団が訪日された際の感想について種々意見交換があったのち委員長から, 本日は, 今秋来日するフランス学長の受け入れについての協議の関係で文部省の担当官に同席をお願いしたと紹介があり, ついでこの件について次のとおり説明があった。

このフランス学長の訪日のことは昨年, 前文部大臣が渡仏の際フランス学長を日本に招待することについて約束されたことによるもので, 来る9月20日(土)から約2週間の予定でルネ・レモン氏(大学長協議会第一副会長, パリ第10大学(ナンテール)学長, 歴史学, 57歳), ミシェル・スティフ氏(同会第三副会長, グルノーブル第1大学(自然科学中心)学長, 物理学, 54歳), フランソワ・ルシェール氏(同会渉外委員長, パリ第1大学(ソルボンヌ)学長, 憲法, 56歳)の3人の学長が来日することになっている。

今回のフランス学長の訪日について文部省と

しては, 昨年の西ドイツ学長会議代表団の訪日の例にならい国大協で受け入れ体制をとってほしいとの希望があり, そこで, 国大協としてはその受け入れ体制及び国大協としての考え方をどうするかについて本日協議したいと考えている次第である。

ついで文部省学術国際局企画連絡課田保橋課長補佐から, 昨年の西ドイツ学長会議代表団の来日の場合に準じ, 今回も文部省は, 協力する体制で実施するのがよいのではないかと考えている。ただし, 西ドイツ学長代表団の場合と同じように旅費については, 日本学術振興会から支出するので, 日本学術振興会の考え方を伺う必要があるのではないかと考えている, と述べられた。

このあと, 昨年の西ドイツ学長招待の際の行事日程表が参考資料として配付され, これを基に具体的問題について協議し, ①レセプションの持ち方について, ②日仏協会, 日仏会館との関連について, ③来日学長の行動日程について原則として同一行動として, 個人希望も入れてはどうか等に関し意見が述べられたほか, 西ドイツ学長訪日の際の受け入れ関係大学から, 感想, 反省を含めた実情について種々意見の交換があった。

つづいて, 文部省から訪問先として予定されている筑波大学, 高エネルギー研, 国立遺伝学研, 東海大海洋学部, 阪大(顕微鏡), 民族博物館, 海洋博(沖縄視察)等の各施設についての紹介があった。

最後にまとめとして委員長から, フランス学長来日受け入れの主体は国大協第5常置委員会とし, 国大協として西ドイツ学長会議代表団来日に準じた準備委員会を設け, 文部省, 日本学術振興会と協力体制をとること。第5常置委員

会からは、国大協の準備委員として後藤委員長、井上委員、佐々木委員を選出したい旨提案があり、異議なく了承された。

(16) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和50年4月17日(木) 10.00~13.00

場所 国立大学協会の会議室

出席者 渡辺委員長

小泉、和田、市村、氏原、太田、神代、飯島、中村各委員

古井、高梨各専門委員

初めに前回(2月15日)の議事要録の朗読があり、ついで小泉新委員(一橋大学学長事務取扱)の紹介があったのち、丁子事務局長より次のとおり述べられた。

本委員会の都留委員長が3月末をもって学長任期が満了になり退官されたため、委員長が欠員となった。それで、委員長の互選を行い、また当面する本委員会の担当事項について協議を行う必要があるため、本日の委員会が招集された次第である。なお、現在未出席の委員もおられるので、委員長の互選は出席予定者が全員揃った際に行うことにし、それまでは仮議長を立てて議事を進めることにしたいがいかがかであろうか。

この提案を異議なく了承し、仮議長に渡辺委員(秋田大学長)が当たることになり、まず前回議事要録についての意見を求め、その結果一部(10ページ12行目の①の部分)を削除することにしてこれを承認した。

議 事

1. 当面する本委員会担当事項について

(1) 国立大学教官等の待遇改善問題に関する調査研究報告書収録資料について

初めに高梨専門委員より次のとおり提案があった。

前回の委員会で給与問題小委員会作成の「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」に關係する諸資料を教官待遇改善の問題提起としてまとめることが決ったので、その収録資料の一覧表を別紙のとおり作成したのでご検討をお願いしたい。

以上の前置きののち同資料の内容全般について紹介があり、更に次のような補足説明があった。

○ この報告書(案)に關する「国大協における審議経過」を冒頭に載せることにする(既に作成したものにその後の分を附加する)。

○ (8)の中の「国大協關係委員会の意見(第2回)に對する給与問題小委員会の見解」はこの収録資料中に収めた方がよいと考えているが、これは小委員会の了解という形で出してよいか。

○ (9)の「国立大学の助手・教務職員の職務等の実態調査結果」は集計データは既にできているが膨大なものなので別に項目別に整理したものを作る。これについては文章は既にできている。なお、この資料は(8)の中にある「報告書(案)の修正」に關係するものである。

○ 以上の新しい資料については給与問題小委員会を開いて作成したい。その際に原案を提出したい。

以上の提案に對し次のような意見交換があった。

○ この一覧表に記されている資料は大体予想されているもので別に異論はない。(8)と(9)の新しく作成する資料については委員会にかけて貰うのがよい。

- これらの資料のまとめのスケジュールはどのようになるか。
- 文案は大体できているので、まず給与問題小委員会にかけ、その上で委員会に提出することになる。
- その場合、小委員会はどういう手続で招集することになるか。
- 来る6月の総会で委員会の構成が変わるが、それまでは後任委員長が引継いでやることになろう。できれば6月の委員改選の以前にまとめるのが新委員会のためによいであろう。概ね以上のような意見交換ののち渡辺仮議長より、この教官待遇改善案に関する諸資料のまとめは以上のような内容および手続によって進めてよろしいか、と諮られ、一同異議なくこれを了承した。

(2) 大学財政小委員会について

これから発足する大学財政小委員会のことに関し、氏原委員より次のような発言があった。

私は給与問題のために委員に就任をした関係からして、給与問題の審議が一段落したら交代したい旨都留前委員長にお話した。それに対し都留前委員長から東大関係の教官で財政問題に詳しい人を推薦してほしいとの要請があった。それで、東大関係の然るべき方に折衝してきたが、この大学財政小委員会は何をやるかはっきりしないと、どのような人が適当か判断しにくい点がある。その点がはっきりしたら後任の人選を進めたいと考えている。

以上の発言に関連して次のような意見交換が行われた。

- 入学料・授業料等の問題もこの小委員会で検討しなければならないのではないか。
- 一昨年6月の委員会で大学財政小委員会を設置することの提案があった時の話では、こ

の小委員会の目的は、各大学の財政実態をサンプリング調査で詳しく調べ、それに基づいて大学財政がどうあるべきかの長期的展望を立てるということであつた。入学料・授業料等の問題は当面の問題ではあるが、大学財政の立場からの問題ではない。大学財政小委員会の目的は大学財政の長期的展望を立てることである。

- 一昨年6月に委員の改選が行われ新委員会が発足した時に、第6常置委員会としては教官の給与問題も大事だが大学財政問題の検討が重要であるということから、財政問題検討のための小委員会を設けることの発議がなされた。国大協では毎年国立学校特別会計の年度予算について文部省と協議を行っているが、大学財政の実情の把握が十分でない。予算審議するには大学財政についての基本的見解を持つことが必要である。大学財政の硬直化の問題、積算校費の扱いにも問題点がある。そこいらの問題を国大協で調査検討し白書的なものを作り、それをふまえて大学財政の改善を図ろうというのが大学財政小委員会設置の趣旨であつたと思う。ただ、この大学財政問題を今取り上げても、2カ月後の6月には委員の改選が行われ新委員会が発足することになるので、今この問題に手を着けることはタイミングが悪い。この問題はむしろ申し継ぎ事項として新委員会で検討を始めるのがよいのではないか。なお、この問題を検討するには大学財政の専門家の協力が必要である。
- 総合大学における人文系部局と自然科学系部局とでは財政面における事情が違うので、双方から関係者を出して食い違いのないようにする配慮が必要である。積算校費はそれぞ

れ金額は決っているが、末端に流れている金額を押えないとこの問題の究明はできない。

- 各大学それぞれ自主性を発揮してやっているわけであるが、不合理な点はある。
- 特別会計予算のことは仲々むずかしい。
- 国立学校特別会計も以前と変ってきた。この制度は大学として余りメリットはない。大学側が強い発言ができなくなった。

以上のような論議が交されたが、ここで出席予定者全員が揃ったので委員長の互選を行うことにした。

2. 委員長の互選について

初めに丁子事務局長より次のとおり述べられた。

委員長の互選は委員総数の半数以上の出席がないと行えない。本日は委員総数15名の中9名が出席されたので条件は整ったが、選出の方法をどのようにしたらよいか。話し合いによって決める仕方もあり、投票による選出方法もあるがいずれがよろしいか。

これについて協議の結果、渡辺委員（秋田大学長）に委員長就任をお願いすることに衆議一決した。これについて渡辺委員より、学長任期が来年の2月23日までであるのでいま委員長に就任するのは不相当と思うが、来る6月には委員の改選もあるので、それまでの間の残務整理に当たるため委員長をお引受けする、と述べられた。

以上で委員長の互選を終り、渡辺新委員長より次のとおり述べられた。

只今事務局長より連絡を受けたが、本委員会の当面の問題として、①給与問題の関係の整理の仕事、②国立大学教官等の待遇改善に関する要望書の作成、③大学財政小委員会に関すること、④来年度の概算要求の編成方針に関するこ

と、⑤学費問題に関すること、などのことがあるとのことであるので、これらの問題についてこれからご協力をお願いしたい。

3. 当面する本委員会担当事項について(継続)

(3) 来年度概算要求編成方針について

このことについて事務局長より次のとおり説明があった。

概算要求編成方針については毎年文部省が各大学の事務局長を集めて説明を行うことになっている。その説明を行う前に第6常置委員会としては文部省の予算編成方針をききこれに対する意見を述べ、その後に関われる特別会計制度協議会でもこのことを協議することになっている。文部省ではそこでの国大協からの意見をふまえて事務局長に説明を行うことにしている。この事務局長に対する説明会は5月20日に予定されており、その前に特別会計制度協議会が開かれるので、本委員会としては本日も或いはその説明会の直前かにこの問題について審議して頂きたいと思う。

これについて次のような論議が交された。

- 特別会計制度協議会はいつ開くのか。
- 5月20日の直前か2、3日前くらいになる。文部省としては来年度の概算要求についてはいろいろ問題があるので、5月20日の直前だけでなくその後も何回か協議会を開いて大学側の意見をきいて予算編成をしたいとのことである。この概算要求についての話し合いのことは、文部省からは4月中に開きたいとの話があったが、第6常置委員長が欠員であったため待つて貰っているわけである。
- 文部省に意見をきいて貰うということはよいことである。説明会の直前だけということだけでなくその後も話し合いをするという対応の習慣をつくることはよいことである。

○ このことについて今日急に意見を出すことは無理なので5月の下旬頃にでも会議を開いたらどうか。

○ 文部省から予算編成上の問題点をきいておいて貰ってこちらの考えを詰め、委員長からこれを伝えて貰うようにしたらよいと思う。

(4) 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

昨年度の要望書を基に検討が行われ、次のような意見交換があった。

○ 人材確保法によって小・中学校教員の待遇は大幅に改善されているが、このことと大学教官の待遇の調整のことはこの要望書に盛り込むのか、或いは別途に根本的に検討するのか。

○ そのことは要望書の中にうたってもよいのではないか。

○ 前回の委員会で「国立大学教官等の待遇改善に関する国大協としての共通の見解をまとめ、これを文部省の調査会に提出する」ことが決められたが、この統一見解の中には要望書の中に盛り込まれ、付け加えられるものがあると思うが、それをどう扱うか。

○ いずれにしても小委員会を早急に開いて検討する要があるろう。

○ 新たに付け加える事項として大学院調整手当の問題がある。これを廃止して教官の待遇改善のための財源に繰り入れることを要望したいと思う。

○ 大学院調整手当には不合理や問題点がある。また、大学院調整手当の根拠をつくるのに事務の方では大変な手数がかかる。これを廃止すれば事務の簡素化にはなる。

○ 研究教育補助職員の待遇を大幅に改善するために別建ての俸給表を設けることをこれま

で要望してきたが、この別建ての俸給表を設けることは当局側も乗り気のようなのである。ただ、教務職員や技術職員の実態を調査してみると非常に複雑な点がある。また、教務職員を教育職にすることは賛成のようであるが、図書館司書については賛成でないようである。

○ 現在の実態が複雑であっても、別建て俸給表の枠ができれば将来それによって整理されるであろう。そのことは提案した方がよい。

○ それをやる場合、教務職員、技術職員には行一と行二があり、これをどうまとめるか。何らかの歯止めの措置が必要であろう。

○ 理科系の技術者は民間企業の待遇がよいのでその方に取られてしまう。大学は民間の技術者の養成機関になっているような観がある。

○ 附置研究所では教務職員、技術職員を助手、講師にしている所があるが、その場合これらの人達の位置づけという大学の管理運営上の問題が出てくる。

概ね以上のような意見交換ののち委員長より、この要望書の件についてはいろいろ問題があるが、本日の意見を参考にして給与問題小委員会で詰めて頂きたい、と述べられ、今後の委員会開催の日程について協議し、次のとおり決定した。

○ 給与問題小委員会 4月30日(水)13.30より

○ 第6常置委員会 5月19日(月)10.00より

なお、この要望書についての協議の際、関連して、委員長の交代に伴い文部省の「教員等待遇改善研究調査会」に新委員長を送るべきかどうかについて協議が行われ、その結果、渡辺委員長に参加して貰う措置を講じた方がよいとの結論となり、事務局において会長と相談の上その手続をとることとした。

(17) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和50年5月19日(月) 10.00~13.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 渡辺委員長

今村, 和田, 小泉, 市村, 石原, 太田, 井上, 佐野, 釜洞(代佐野), 飯島, 田中各委員

高梨, 福田, 岩田, 稲野, 長谷川, 手塚各専門委員

(文部省) 三角大学局審議官, 大崎大学課長, 佐野高等教育計画課長他2名
渡辺委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

本日は①来年度の国立学校特別会計予算の概算要求について, ②国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について, ③国立大学教官等の待遇改善問題に関する調査研究経過報告書について, の3つの議題について審議をお願いすることになっているが, ①の概算要求に関する問題については文部省側より説明を伺ったうえで討議をお願いしたい。②の要望書の件と③の経過報告書の件については去る4月30日開催の給与問題小委員会で検討され素案がまとまったので, これを基にご協議をお願いしたい。

以上の挨拶ののち, 今回新たに委員に就任された今村北海道大学長の紹介と釜洞委員(大阪大学長)の代理として出席された佐野教授の紹介があった。

ついで前回(4月17日)の議事要録の朗読があり, 一部削除のうえこれを承認した。

議 事

1. 昭和51年度国立学校特別会計予算の概算要求について

このことについて文部省大学局三角審議官よ

り次のような説明があった。

本日は別紙資料に基づき来年度の国立学校特別会計予算の概算要求について概略の説明をし, これについてご意見を伺いたいと思ひ出席した。この資料は明5月20日に開催される国立大学事務局会議に配付する説明資料の案であつて, 各大学が新規の事項について要求をまとめて提出する場合の文部省の受け止め方の基本を示したものである。換言すれば各大学が予算要求をまとめる際のガイドラインを示したものである。

以上の前置きののち別紙「昭和51年度国立学校特別会計予算の概算要求について」(説明資料)に基づいて, 1. 一般の方針の4項目と, 2 以下14までの個別の方針について概略の説明があり, ついでこれに関連する検討課題として次の5項目の提起があった。①既存の定員, 欠員の活用: 各大学の教育研究組織の増設整備に当たって「大講座制等の新しい教員配置方式を考慮するとともに既存の組織・定員の転換・振替を考慮する」ことおよび「各大学(又は学部等)単位で, 教官定員の欠員の半数を限度として, 既存の助手定員を振替えて, これをもって新規定員要求に充当することはできないか。この場合助手定員は大学(又は学部等)単位で一括管理することを考える」という案はどうであろうか。②客員講座制の導入: 各大学相互間(私立大学を含む)の教員, 研究者の交流を図りつつ教育研究体制の充実を期するため, 客員講座制等を導入する。この場合, 客員講座等に教員定員を配置せず, 当該大学・学部又は研究所以外の教官, 研究者等をもって充てる。なお, 研究費については通常の講座等に準ずる措置を講ずる, という案はどうか。③特別研究員制度の導入: 修士課程終了程度の者に, 一定期間給費を

支給し研究等に從事させる特別研究員制度（仮称。以前の特研生的なもの）を導入することにしてはどうか。④基準的経費の改善：教育研究費の充実を図るに当たって、一律に増額することは各大学、学部の特徴ある教育、研究を促進するうえで必ずしも効果的とはいえないので、この際従前の学生、教官当積算校費のほかに特別教育研究費的なものを大学の専門分野、規模等に応じて積算し、大学における教育研究上のプロジェクト等に必要に応じ重点的に配分することとしてはどうか。⑤事務組織の整備：事務組織については再編整備等による合理化に努めるが、差し当っては医学部と病院の事務の一体的運営ができないか。

以上はいずれもまだ検討段階であるが、見通しが立ったら今年の秋から暮にかけて大蔵省と折衝したい。

なお、ご承知のように49年度予算は歳入欠陥を生じ、これの影響は51年度にも続くものと思われる。また、定員問題は、総定員法の枠が天井に近づいてむずかしい情勢にある。

以上のような状況下で要求の優先順位をつけて予算をまとめたいと考えている。

以上の説明に対し次のような点について質疑があった。

- 資料の中の3「大学院の整備充実」の箇所に「大学院相互間の交流に資するものについて考慮する」とあるが、何か具体的な考えがあるのか。
- 8「高等専門学校整備充実」の箇所にある「卒業者の進学のみを拡充するため大学の受入体制の整備について検討する」とあるが、具体的にはどういうことか。
- 1.一般方針の(4)に「相当規模の用地の取得を新たに必要とするものについては、既に計

画中のものを除き原則として認めない」とあるが、「既に計画中のもの」とは進行中のものを指すのか。

- 技術科学大学院、教育系大学院大学、新設医科大学等の新設計画は、昨年度までの財政状況下ではよかったが、51年度の窮屈な予算においては計画の洗い直しが必要なのではないか。また、今朝の新聞紙上に、今国会に私学振興法案が提案されるとの記事が載っていたが、その趣旨はよいとして、これの財源が国立大学関係予算の方から流用されることになると問題がある。（これに対し、国立大学に対する外部の空気は冷たく、国立大学予算について風当たりが強いような状況があり、国立大学としてもその経営の効率化を考えなければならない、というような趣旨の答弁があった。）
- もしそのような厳しい状況があるとするなら、そのような客観情勢についてのインフォメーションを貰って国大協としても真剣に検討しなければならない。情報を教えてもらい、その対処について努力したい。
- 5「附属病院の整備充実」の箇所に管理運営の適正、体制の確立ということがいわれているが、具体的に何か考えがあるのか。
- 9「附属図書館の整備充実」の箇所にある「管理責任体制の確立」とは、どのようなことを考えているのか。
- 補足説明の中の「客員講座制の導入」、「特別研究員制度の導入」、「教官欠員の流用、活用」等の内容について更に詳しく伺いたい。
- 教官欠員の流用、活用のこの考えの趣旨は結構だが、＜助手定員を大学（又は学部等）単位で一括管理し、欠員の半分を振り替えて

新学科増設等に使う」ということになると、オーバードクターの問題と微妙に絡んできて学内に無用な摩擦を起こすおそれがある。

- 附属病院の新設には多大の定員と予算を要するので、これを毎年設置する計画で進むことは現在の財政的なバックグラウンドに整合しない。このような方針で進むと、これが圧迫要因となって国立大学の整備が困難になる。
- 国大協ではこれまで定員削減について、国立大学に対してはこれを対象としないよう要望してきたが、総定員法の枠外扱いとするとしてどのようにやるのか。

概ね以上のような質疑があり、これに対し文部省側よりそれぞれ説明が行われ、この議題についての討議を終った。

2. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

この要望書については去る4月17日開催の常置委員会において審議を行ったが、その際の意見を基に去る4月30日開催の給与問題小委員会において原案が作成された。この原案は本日これから審議して頂くわけであるが、去る5月14日に理事会が開催されたので、その節一応この原案の内容について説明を行い、いずれ常置委員会にかけたうえ総会に提出したい旨を述べ承された。

この原案の内容は昨年度の要望書の内容と等しい点もあるが、その要望事項の配列の順序を変え、また新規のものを追加してある。それでその内容を紹介しご意見を伺うことにしたい。

ついでこの原案の朗読があり、続いて以下のような意見交換が行われた。

- 大学教官の待遇改善に関する ことである

が、大学の医学部教官は厚生省系の医師に比べると待遇が低いので、この格差を是正するよう人事院方面に働きかけた結果、漸次改善の方向に向いつつある現況である。これは医学部教官に関することではあるがこのような情勢もあるので、大学教官全般の給与引上げを強力に進める必要がある。

この要望書案の1の「義務教育教員との待遇の権衡を図るよう俸給水準を大幅に引上げる」ということについては、人事院でもそのアンバランスについては是正したい意向のようである。3の「助教と講師の俸給表上の等級の一本化を検討すること」および4の「中堅および若手教官の待遇を大幅に改善すること」の2つの提案も結構だと思う。ただ、2の「大学院調整手当に再検討を加え、大学教官内部の俸給格差の是正を図る」ということについては異論がある。大学院教育担当教官は大部分の時間を大学院関係の仕事に費している実情であって、現在の大学院調整手当8%では少ないとの意見が強く、また人事院でもこれを引上げる方向で検討している現状であるので、この調整手当をなくすような提案をすることは混乱を生ずる恐れがある。

- 人材確保法に基づく義務教育教員の待遇改善によって大学教官の下位等級者については義務教育教員の俸給額を下回るいわゆる逆転現象すら生じた。それで1のような要望事項を挙げたわけであるが、ただ義務教育教員の待遇改善におぶさって大学教官の俸給引上げを提案するのでは根拠が薄弱なので、一応その根拠と理由を提示した。2の「大学院調整手当の再検討」のことは、この大学院調整手当に問題があるので再検討を加える必要があ

るといっているのであって、これを廃止せよとはいっていない。最近、学部基礎を置かない大学院もでき、大学院の専任教員もできてきた。そうすると大学院調整手当をつけることの根拠は薄弱となり、人事院でも超過勤務手当もしくは特殊勤務手当という形のもの不要であるとの考えもある。しかし、そのため大学院教育担当教員とそれ以外の教員とで別建ての等級を設けるような措置は好ましくないで、そのことについて最後のところで触れておいたわけである。3の「助教授と講師の俸給表上の等級の一本化」の提案は、自分の方はそのまま俸給表の適用を変えろという考えである。なお、ここでは助手制度の問題も関係するが、助手の実態は複雑なので、今この制度をいじるよりも講師を助教授の2等級格付けに変更し、助手は3等級に格上げするのがよいように思う。なお、今回の要望書案に掲げている7項目のうち4、5、6、7は大体昨年どおりのものであり、1、2、3は新規の提案である。

- 大学院調整手当の問題について検討する必要があるとの提案であるが、どういう方向で再検討するのか。
- 調整手当については従来から国大協は反対の態度であった。調整手当の支給があるとこれをアップする要求が起こるが、アップしてもそれは僅かなものである。それよりも俸給アップの方を考えてその中で調整を考える方がよい。また大学院教員には兼任と専任とがいるが、この両者を別扱いにせず一本にした方が人事上好ましいと思う。ここでは大学院調整手当の再検討を提案しているのであってこれをカットすることをいっているのではない。

- 手当をふやす方はよいが、廃止の方向で検討ということは具合が悪いのではないか。大学院教員の論文審査の仕事は大変な負担である。

- 今の発言のことは大学院の制度問題と関係する。単なるロードの問題でなく制度の問題に関わることである。現実的問題として思想の体系の問題である。ロードの比較となると相対的問題となり水かけ論になる。忙しいというだけで待遇を云々するのは国大協としては低位の議論となる。

- 理事会でこの要望書案の説明をした時にも、大学院を有しない大学や学部と大学院を有する大学、学部との教員の俸給の一本化により、低い方に統一されることがあっては困るとの意見があったが、格差是正は必要である旨を述べておいた。この大学院調整手当をどう修正するというのではなく、検討を加えて俸給格差の是正を図るよという提案はよいのではないか。

- この原案の考え方でよいと思うが、誤解の起こらないような表現に改めるとよい。

- この大学院調整手当の問題は、根本的には字句修正だけで済む問題ではなく大学院の調整の問題まで含んでいる。国大協としては原則的姿勢のこととその時々現実的作戦問題とがあるので、それらのことを議論する必要がある。

概ね以上のような意見交換ののち、要望書原案の2の大学院調整手当に関する項の後段の部分「こうした諸問題を解決するためには、大学院調整手当に再検討を加える必要性がある。」の文章中に一句を挿入して次のとおり修正することにした。「こうした諸問題を解決するためには、大学教員全般の給与改善に資する方向

で、大学院調整手当に再検討を加える必要性がある」。また、原案の7.の研究補助職員の待遇改善に関する項の文中の「司書」を「図書館職員」と訂正することにし、以上をもってこの要望書案を承認した。

3. 国立大学教官等の待遇改善問題に関する調査研究経過報告書について

このことについて高梨専門委員より次のとおり説明があった。

本日配付の5つの資料によって本経過報告書の資料はほぼ揃ったことになる。ただ、附属参考資料2の「助手・教務職員の職務内容に関する実査態調結果」だけは間に合わなかったが、これのまとめについてはご一任頂きたい。なお、この教官待遇改善問題に関係した全委員の名簿を報告書に添付したいと考えているのでご了承頂きたい。以上のような次第で本経過報告書の原稿は殆ど整ったが、これらの資料は給与問題小委員会の責任文書であるので、その個々の資料の内容についての本委員会での検討は省略させて頂き、この経過報告書作成の経緯を記した「はしがき」についてご検討をお願いしたい。

ついで「はしがき」の原案朗読があり、一部字句の修正を行ってこれを承認した。

このあと高梨専門委員より更に次のとおり述べられた。

本日午後3時より文部省の「教員等待遇改善研究調査会」が開かれ、当委員会から渡辺委員長、太田委員と私の3名が出席する。そこで今回の教官等待遇改善要望書の趣旨を話し検討して貰う考えである。なお、概算要求に関する事項として、①サバティカルイヤー制度の創設、②流動研究員の増員、期間延長、③奨励研究員の定員増、期間延長、④研究旅費の大幅増、⑤地域調整手当の給付（地方教官優遇措置）など

の問題を提起したいと考えているのでご了承頂きたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

(18) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和50年6月17日(火) 10.00~12.15

場所 国立教育会館第9研修室

出席者 渡辺委員長

今村、和田、加藤、石原、福原、太田
小泉、井上、佐野、高橋、飯島、中村
田中、氏原各委員
高梨専門委員

議事に先立ち自己紹介を行い同時に出欠を確認した。次に座長渡辺委員を選んで委員長選出にはいり、協議選出によって渡辺前委員長に再び委員長をひきうけてもらうことになった。

渡辺委員長主宰のもとに議事にはいった。

議 事

1. 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」について

渡辺委員長より、昨日の総会において原案が多少修正された旨報告があり、各項について修正案の説明があった。ついで総会での論議の結果再検討されることになった第2項の大学院調整手当につき検討が行われ、種々論議の結果、今回は本要望書よりこの項を削除することとし、秋の総会までに更に具体的な事項について審議し、何らかの形で別個に要望することとなった。なお、事情によっては総会前に理事会において承認を得て要望を出すこともあり得ることを午後の総会において承認してもらうこととした。

なお、他の各項については修正案どおりとし、第3項以下の番号を各々繰りあげることとした。

2. 「総定員法のあり方について(要望)」について

委員長より本要望書が出されるに至った経緯およびその主旨の説明があり、ついで理事会より託された要望案の内容の検討を行ない、次のように取りまとめて総会に提出することとした。

- 標題を「国立大学定員について(要望)」に改める。
- 最初の「去る6月16日同17日開催の」を「このたび開催の」に改める。
- 「わが国の研究教育水準…おそれのないよう」を「予算編成にあたり」の次にそう入する。
- 次の添え書を付け加える。

「殊に国立大学は多数の常勤的非常勤職員を有しており、また大学・学部・附属病院等の新設・増設にあたっては多数の定員を必要としますが、これらの問題を現行法の枠内で解決することは極めて困難な状況にあることを申し添えます」

3. 給与問題小委員会の存続について

1で述べた教官待遇改善に関する要望書のうち大学院調整手当関係の問題が宿題となって残されたことと、「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書(案)」の関係資料編集の作業もあるので給与問題小委員会は今暫らく存続させる。

4. 大学財政小委員会の設置について

委員長より、当委員会内に大学財政のあり方、特にその予算積算基準、施設基準等のあり方等を検討する機関を設けることが、都留前委員長当時決められているので、この機関を大学財政小委員会として正式に設置し、審議を開始したい旨の提案があり、承認された。

次に担当メンバーの選出があり、都留前委員長の時に決っていた飯島委員、岩田、稲野両専門委員のほか小泉・渡辺、太田、和田各委員ならびに氏原委員に代る教官委員が参加することとなった。なお小委員会委員長は飯島委員とし、先の決定の古井委員は病気のため委員を辞退したい旨の希望が報告され了承された。

なお、この小委員会の検討事項のうち現在諮問されている「授業料等学費問題」の検討を含めるかどうかを審議した結果、この件については早急に結論を出す必要もあり、また予算積算基準等の検討とは別のものであるとのことで別途「学費等に関する小委員会」を設置することになった。

5. 「学費等に関する小委員会」のメンバー選出について

前項4で述べたように当小委員会を設置することとなりそのメンバーを次のとおり決定した。

渡辺・今村・飯島・福原・井上各委員で発足し、小委員会委員長は福原委員に決定した。

6. その他

- (1) 高梨専門委員より文部省の「教員等待遇改善研究調査会」の審議状況について報告があった。
- (2) 長崎大学長(第16回国立六大学長会議議長)より提出のあった「国立大学の教養課程における教官定員の充実についての要望」について、その取扱いについて協議された。

(19) 大学格差問題特別委員会議事要録

日時 昭和50年5月26日(月) 14.00~17.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 水戸部委員長

加藤，石原，岡本，太田，豊田，
桜場，芦田各委員

下沢，小松，長谷川各専門委員

水戸部委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長からつぎのように新委員および
新専門委員の紹介があった。

委員	東北大学長	加藤陸奥雄
専門委員	埼玉大学教授	下沢 隆
"	千葉大学教授	白田 貴郎
"	金沢大学教授	小松 周吉

議 事

◎第1常置委員会小委員会資料（格差是正に関する報告書）の検討について

初めに委員長からつぎのように述べられた。

前回までに、第1常置委員会小委員会がまとめた報告書について検討を重ねてきた。ところで、二回の検討によって、つぎのように大学間のみならず学内にも格差が存在することが明らかになった。

① 大学間の格差については、大学院の博士・修士課程のあるなしがその要因になっている。

② 同じ学部レベルにも講座制・学科目制によって差別がある。

③ 文部省の考え方あるいは大学に対する認識の中に、旧帝大とその他の国立大学に対する差別感があるように思える。

④ 文部省の予算の付け方に、博士課程・修士課程・講座制・学科目制によって相違がある。

⑤ 教員養成大学・学部と他の大学・学部との間にも格差がある。

⑥ 教養部と専門学部との間にも格差がある。

⑦ 実験科目と非実験科目の間にも大きな格

差がある。

これらの格差は是正しなければならないという意見が強調された。原則的には格差を現状のままに固定しあるいは更に格差を拡大するような方向の多様化は好ましくない。

つぎに大学院の有無に関係なく、まず学部段階での教育・研究上の格差を解消するということが、共通理解として承認されたように受け取れた。結局は、低レベルにある大学・学部のレベルアップということに格差問題は繋がることだと思う。それは必ずしもすべての大学を旧帝大並に一率に揃えるということではなく、とくに低レベルにある大学・学部のレベルアップということに格差是正に関する特別委員会の目標を置かなければならないと思う。

本日は、報告書についての問題点の指摘を更に重ねてみたい。殊に報告書をまとめていただいた加藤第1常置委員長および下沢専門委員も出席され、更に新専門委員のご出席もお願いしたので、報告書についての討議を重ね、つぎに報告書の中に提案のまとめがあるので、これにどのように対応するかのことを協議願ひ、最後には報告書とその資料を6月の総会に配付し国大協の全学長にもこのような報告書がだされていることをお知らせするかどうかについてお諮りしたい。

以上のような委員長の説明と提案につづいて加藤委員から第1常置における報告書作成の趣旨の経緯につき、つぎのように述べられた。

この問題は、かなり前から国大協においては採り上げられてきた問題である。しかし、第1常置としての結論がでていないという訳ではない。以前にもこれに類似の報告書がだされたいきさつはあるが、それも第1常置の結論までには至っていないので、いずれもこの課題につい

て総会に報告された経緯はない。

昨年、わたくしが第1常置委員長になってから、残されていた問題を整理している段階で、この格差是正に関する問題が結論をみないまま放置されていることが分かったので、第1常置としてはこの問題に一応の区切りをつけて責任を果たそうということになり、その作業を進めている過程で、この課題を担当する特別委員会の置かれていることも明らかになった。そこで、これはそちらに回付すべき議案であるということになり、第1常置の下に置かれていた小委員会レベルで検討を重ねた時点までのまとめをして、それに第1常置委員会としては、この議案についてはこれだけの作業をしたということだけを了承し、その趣旨を付記して回付することにした。したがって、この大学格差問題特別委員会において、この報告書を協議の叩き台に利用されてもよろしかろうという性格のものである。

以上のような説明につづいて、主につぎのような問題点の所在を指摘しながら意見交換が行われた。

- この報告書をこのままの形で各大学に流すとなると、更に細かな問題が指摘され收拾がつかなくなる。
- この報告書は、学部長の合同会議などに提出するとすればかなりの効果があると思う。例えば、理学部長会議であれば旧帝大から新大までの理学部長がおられ、同じ理学部であるから、そこでは実験・非実験講座の問題や教養部と専門学部の問題はでてこないで報告書がそのままの形で議題になりうる。ところが、学長レベルの会議の議論となると教養部の問題、教育学部の問題が議論の対象になる。そこで、格差是正の小委員会段階では教

養部の問題、教育学部の問題は別に特別委員会があるからそちらにお願いすることにし、また実験講座・非実験講座の問題には触れずに、いわば学部長会議の資料に適した形でこの報告書が作成されたように察せられる。

- 講座増に対応する事務官定員の増については、この報告書では触れなくてよいのであろうか。
 - その問題は原案には触れてあったが、見るからに概算要求的な物欲しげの感があるということで削除し、まず筋論をたてることにした。しかし議論の段階ではかなり強調された問題である。
 - 課程制の問題にも触れてないが、初めて読む者にとってはそのことは奇異な感がする。この問題についても十分な論を詰めたいうえで流してもらいたい。
 - 国立大学と公・私立大学間の格差には触れなくともよいものであろうか。
 - この特別委員会が論ずる格差問題の範囲は無限界ではなく一応の限界があると思う。
 - 端的に言えば“金と人”に密着した底辺のレベルアップの問題、そしてその差別を解消して、ある程度のスタートラインを揃えることに目標を置かないとまとめを見ることはできないと思う。
 - その点に関連して最近国大協で扱った問題に、第6常置からだされた教官待遇改善の問題がある。これは根本的に教官待遇を改善するには大学の制度の根本的改革をせざるをえない、という提案があったので関係の委員会・研究部会で検討された経緯がある。
- ここでの問題も、根本から格差を解消することになると同じような経緯を辿らざるをえなくなり、混乱をきたすことになる

が、人的、経費的な差別解消は現行制度の下でも不可能の問題ではない。そして、それによって一つの突破口が開かれ、そこからつぎの問題としての制度改革の問題に直結し、その必要性が国大協内で叫ばれるようになればおのずからそれぞれの委員会で採り上げることになるから、当面は現行制度の下で可能性のある差別解消の問題から入るのが実際的ではなからうか。

- 従って、この報告書に寄せられている事柄を主軸にして、それにまつわる周辺の重要問題を盛り込むことであればまとめやすいが、その範囲を逸脱するとなると議論の範囲が分らなくなる。
- 差当りは、積算校費の格差と不完全学科目制の解消は大多数の大学の強い要望であるから、この事実を明らかにしてその解消を文部省に要望していくという方向をとる必要がある。
- 不完全学科目・講座の解消問題は、各大学において講座・学科目を設置した事情が異なる。つまり講座・学科目の設置を要求する場合に、不完全でもよいから増やしたいという条件付で設置された経緯があり、結局は、各大学の姿勢に関することであるので報告書には載せなかった。
- 不完全の問題としては、定員削減も不完全を生んだ最近の原因である。
- 確かに、不完全のあることは各大学の事情によることであるが、国大協の姿勢としては解消を要求すべきである。
- つぎに、国立大学の規模の大小の問題は一つの大きな格差問題だと思う。
- 第1常置においては、格差是正を論ずる場合に、その格差とは何か、ということは常に

問題になったが、制度の上からみた格差に限定するという事になった。別の方向性から格差を追及するとすればそれなりの意味はあると思う。

- 規模の適正ということの議論は特にはしなかつたが、学長の給与に格差があることが大学間格差のすべてを象徴するものであって、その根拠は学部数・学生数や予算規模等によるのではなく、旧大学官制に基づくヒストリー以外に何もものないことが明らかになり、適正規模を論ずることもなく、規模の大小が格差の要因になっているということも議論するところまで行かなかつた。
- 従って、第1常置としては規模の大小にかかわらずでてくるであろう格差問題を採り上げることにした。
- 地域間格差の問題もあるが、ここで採り上げる問題としては疑問がある。
- 地域の格差には、例えば積雪地帯の体育館やプールの基準面積に格差をつけるべきである。また、地方大学の旅費基準は上げるべきである、という逆に格差をつけてもらいたいという要望がある。
- 独立大学院が現実化してくると、その教官は大学院専任教官になるので、どういう基準で積算校費が付けられるか、それにより現在の大学院との間に格差がでるかでないかの新たな問題が生れてくることが予想される。
- つぎに、報告書の4<格差是正のための提案のまとめ>のところに「現行講座制の教官当積算校費の程度の額に一律とする」とあるが、これは勿論講座制・学科目制を含んでの結論だと思うが、この原則でよろしいかどうか。
- 講座制にはマスター、ドクターの二つの講座制があつて、そこに差別がある。この精

神はレベルを修士講座制まで上げるということ、差別をつけるなということであった。

○ つぎに、予算執行の責任者からすれば教官研究費と大学・学部・学科の運営費は分離しておく方が実際的である。

○ このところの表現で「……検討する必要がある」とあるが、これに絡み合う問題として博士・修士コースの大学院をもっている場合に、教官当積算校費の中に大学院をもっているところは教官当積算校費が高いということで、その高いという理由の中には大学院の管理・運営費が加味されているからである。したがってそれは是正すべきだと提案しているのだから、提案する側としてはそれなりの見解をもっておかないと説得ができないと思う。

○ ここでは、大学院の運営費というのが隠れているので、それを表に出すべきである、

○ 教官研究旅費 ここでは二つの提案がある。その一つは、教官研究旅費の内容は、例えば野外実習などを想定しているが、それは学部学生に対するものである。他の一つは、大学院学生に対する学生研究旅費の新設である。これはいまでは教官研究旅費の一部を大学院生に廻しているという実情があるので、それを制度の上ののせるということである。

○ 旅費は、事務官の出張に教官研究旅費が食われているという実情がある。

○ 学科の編成について 原則的にはこれでもよしいが、医学部・歯学部・教養部・教育学部などは別に考えるという断り書きを加えなければならないであろう。

○ 学生定員について 学生数は、学科の性質によって多くてもよい場合、逆に多くてはよくない場合があるので、その数をはっきり

と現わすのは適当でない。ただ学科目制と講座制の間に差のないような立場をとるべきだということ強調したい。

○ 施設面積基準について ここで先程の地域間格差の問題がでてくるから、地域の特殊性に応じた基準面積を設けるべきだという趣旨のことを触れるべきだと思う。

概ね以上のような意見が交わされたのち、委員長からつぎのことが述べられた。

これをもって五つの提案についての検討を終わりにしたい。つぎの作業としては、これまでの論議を踏まえ表現に更に分りよい工夫を凝らすことになるが、この五つの事柄については格差を解消していくという原則的な方向性については共通理解が得られたと思う。そこで、これをまとめて、それに二次的な検討を加え、表現などを十分に整えたいうで総会に報告することになるが、その作業の手順・担当者およびその期限をどのように考えるかということになるので、それについて協議をお願いしたい。

委員長の以上の提言に対して、つぎの意見が述べられた。

○ この委員会が報告書をまとめるに当たって、各項目について各大学の意見を聞く必要があるかないかという問題がある。

○ 第1常置でこの報告書をまとめる際に、第1常置としてとくに各大学の意見を徴した経緯はない。しかし大学運営協議会で事細かな調査を行ったので、その際の各大学の意見がこの報告書に隠然と反映されている。その意味では一応の問合わせをしたことにはなる。

○ 報告書をまとめてしまったあとで、各大学の意見がでも後に退けなくなるということはある。

○ それらの議論の前に、教育系大学と教養部

および医学部のことについては、この報告書には触れていないのでそのことを踏まえないとその部分のまとめはできない。そのうち、教育系大学では現行の課程制のままでよいというのか、それとも学科制ないしは学科目制に変えようということのコンセンサスがあるのかどうか。また教養課程に関する特別委員会では教養部というのを無くして一般学部になろうというコンセンサスがあるのかどうか。その辺の前提が分かれば原案作成もできると思う。

- 教育系学部では教大協の方で設置基準の試案をまとめた。それは研究体制としては学科目をとり、教育体制としては、いままでのように課程制の形態をとることになるということの了解はえられていると思う。予算基準については教育系学部では学科から学生数を割り出すことはできない。学生定員が先に決ってその上で学科を立てるということになっているので、むしろ学科目で押え、その学科は修士講座並にする、という考え方が当を得ていると思う。
- 教養部の方はまだ議論がそこまでは煮詰ってはいない。
- 医学部についても、教育面についての今後のあり方などを主として検討中である。
- だとすれば各大学の学部構成にはいろいろな事情がある。それを格差の土俵で議論してよいかどうかという問題がある。教官当り・学生当り校費の面で大学の間に差があるかどうかということが最も問題になるのであって、その面では講座制と学科目制に差があってはならない、ということと、つぎに教官研究費と運営費の問題、施設面積基準の問題が共通の土俵での議論になると思う。従ってこ

れらの点については十分な論議をつくすべきである。

以上をもって本日の意見交換を終わり、つづいて委員長からつぎのように今後の作業の進め方について提言があり、これを了承した。

これまでに交された議論を踏まえ専門委員会のもとで、とりあえずは五つの提案を中心に素案をまとめることにする。その予定は秋の総会には中間報告することを目標にし、一応9月末までとする。なお、各大学にアンケート調査をするかどうかは素案ができてそれを検討する過程において協議することにする。

(20) 医学教育に関する特別委員会 議事要録

日時 昭和50年4月17日(木) 13.30~16.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 北村委員長

白淵、加藤(代諏訪)、勝木、豊田、
吉利、脇坂各委員

尾島、中川各専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から、本日は前回の継続で附属病院のあり方のうち病院の管理・運営のところから議論をお願いしたい、と挨拶があったのち、議事に入った。

議事

◎ 医学教育改革に関する調査研究報告書のまとめについて

これについて、前回に引き続き、概ねつぎのような問題点の所在を指摘しながら意見交換が行われた。

- 新たに設置された医科大学では、まだ附属病院が具体化していないので、病院の管理・運営の問題は起きていない。

- 新設医大では講座の形も、従来とそれ程の違いはないと思う。講座と診療科の関係は、たとえば内科教官全体としてなるべく協力していこうということである。
- この委員会で附属病院の問題をとらえたとすれば、その主体となるものは何であろうか。
- 国大協としては、講座あるいは診療科の管理・運営については、各大学にそれぞれの特色があるのだから、統一見解というよりは幅のある意見をだした方がよいのではないかと思う。
- この委員会では、従来は総合大学ないしは複教学部の中の附属病院の管理・運営のあり方ということについて討議する必要があるということと、もう一つは、より上位段階の大学本部および他学部と附属病院の調整の問題があるということ論議が進められてきた。
- 附属病院の管理・運営を具体的にどうするかということは、医学部と病院において考えればよいことである。それよりは現在の大学病院を大学全体の管理・運営の中でみた場合の問題点を指摘するということであろう。
- 附属病院の特殊性を強調する方向にたつて制度上分離し独立性をもたせて解決するか、それとも大学一体性の方向でいくのが正しいかという議論は以前にもあったが、この独立論と一体論は現段階ではいずれも確たる論理があるものとは思えない。
- この議論に深入りしても納得のいく結論には到達しないと思う。
- 結局は、各大学の自治を尊重し、大学の管理下に置かれる独立部局としての大学附置の病院にするかあるいは医学部所属の附属病院にするかは各大学が自主的に決定されるべきである。というところまでの結論しかでないということになる。
- いずれにしても、大学が一つの附属病院を持つということでは了解しておきたい。
- 関連のある問題として、関連教育病院という考えがあることの問題を提起しておきたい。これらの具体化がうまくいくことになれば附属病院のあり方の考えも変わってくると思う。
- 関連教育病院というのが、法的に認められる関連教育病院を指すのか、大学のそれぞれがその地域において具体的にもっていく方向性を示すのか、この問題は関連教育病院審議会なるものが、厚生省、文部省にあるのでそれらとのかかわりあいにおいて調査研究しなければならないであろう。
- 新しい大学でそれを実行してみて、うまくいけば古い大学でも応用することになって、すべての大学が受け入れる可能性はあるといえよう。
- レポートではそのようにいえる。しかし現実には容易なことではない。
- 大学病院で、よき臨床教育をやるとすれば、物すごいベッド数が不可欠であるということは、かつての美甘委員会で強く主張され、そこから発展して関連教育病院に力を注ごうということになった経緯からすれば、大学病院はいまの規模でよろしいとは言にくいことである。
- この問題は、大学教育としての医学部の教育はどこまでやるのか、ということである。大学がすべての教育を背負込もうとするとところに無理がある。
- 結局は、大学病院のベッド数をふやすかそ

れとも関連教育病院を充実するかという問題は、大学の臨床教育の線をどこに引くかということの判断との関連において考えることになる。

- 臨床医としての一通りの教育を大学でやるのが、長い目で見た場合に最も望ましいことかどうかは、臨床・基礎の双方から大きな問題だといわれている。

以上をもって、(6)附属病院についての一応の論議を終り、(7)の卒後の問題に入った。

(7) 卒後の問題

初めに、尾島専門委員から別紙資料を基に、その要旨の説明があったのち、つぎのような問題点の所在を指摘しながら意見交換が行われた。

- 広い意味での卒後の研修は、いろいろな形で行われて余りにも複雑になっている。そこでこれをまとめ、たとえば医学教育研究員制度というものを設けることはできないかということである。
- この考えの起源は、臨床大学院制度のあり方についての批判からでてきたものである。これは現在の教授・助教授・助手のほかに研究員制度を設け、これにより現在の複雑な卒後教育を簡単明瞭なシステムにまとめようとするものであって、研究員の定数はあるが、年限はないということである。しかし、現行の研修医制度は残すことにしている。
- 期間に制限はないといっても、はじめから全くの無期限というのではなく、1年毎の契約更新をすることになっているから、不当解雇の論議を呼ぶ余地はあるが、定数の枠ということから調整できると思う。
- 他の学部では大学院を充実しようという傾向にあるのに、医学部だけがたとえ形の上だ

けのことにしても、大学院を廃止しようということは容易に通りにくいことと思う。

- 医学部が特殊だということは確かではあるが、それを余り強調することがよいのか、成る可くなら他学部の同意が得られるように、大学院の形は残しても中味をとるという政策論の方が納得してもらえるのではないかと思う。
- 研究員という身分が、学生、職員のいずれのサイドになるか、それによって大学院手当はどうなるかなどの問題について医学部長会議では盛んに論議されたことがある。いずれにせよそれらの論議の前に、医学部大学院のメリット、デメリットの問題についての十分な論議は尽されていない。
- この問題は、医学部の特殊性を強調しなければ成り立ちにくいし、一面ではそれを余り強調すると一般には通りにくいという難しい問題である。
- ここで問題点を整理してみると、現行の大学院制度が完全でないことは確かである。そこで大学院を否定する前提に立って、肯定するとすればその改善を望むとして、それとの二本立てのあり方を考えるかどうかということから入らないと、解決はできないと思う。
- むしろ、大学院存続案と廃止案の二案を立てて、述べることはどうであろうか。
- 実質的な問題であるが、大学院を肯定した上立って大改革をするということと、もう一つは診療に関係しているということで、臨床の医員に該当するものを定員としてつけてもらいたいということは言えないものであろうか。
- それには医員という名称を踏襲するか、医

学教育研究員とするかということがある。

- 研究員だとすれば、大学院を残すという前提であるから、大学院卒業を有資格者としなければならなくなるということが医学部長会議で議論された。
- 医員ということにして、診療にも深くタッチするというのであれば、文部省も他学部にも通りがよいと思う。
- そうすると、ウェイトの置きどころが変わって、大学院の改革には触れないことになる。
- 現在の大学院制度には欠点が多いので改革する必要がある。現段階で過渡的な手当をすれば、多くは診療に関係しているから相当数の医員をふやすことを要望する。それが実証できないのなら大学院の根本的な改革を検討すべきである、とすれば筋は通る。
- これまでの議論を整理すれば、大学院は否定の立場だということである。そうして、現在の大学院は再検討を必要とする、ということともう一つは、臨床だけに医員があって、基礎にはない、ということでは困る。やはり診療に関係しているということで、医員あるいはそれに代る制度が必要だということでは、共通の認識があるといえる。それを尾島専門委員の理想案にどのようにタッチさせていくかという問題になる。
- その問題は、国大協として新しい提案をするについて、相当の熱意と責任をもって考えるか、それともある程度現状に即したところでやめておくかということになる。
- 大学院については、制度の問題の外に運用面の問題がある。また、制度に欠点があるとはいっても、欠点の所在と対応の細かな検討がなされた訳ではない。
- 制度の問題から入るか、医学の研究・診療

の側面から入って望ましい大学院のあり方の議論に入るかということがある。原案では後者の側面から入った理想案で、このような考えが大学院制度の上に乗せて改組、拡充するとなれば可能かどうかということで、それができなければ別の制度を考える可能性はあるということであろう。

- 医学教育研究員制度の問題は、結局のところは、各大学の自主性に任せるということにならざるをえない。国大協の立場で、こうすべきだとかあるいは一方を奨励するような姿勢はとるべきではない。

以上のような論議が交されたところで委員長から、卒後の問題にはとくに多くの重要な問題が内在しているから、次回にもう一度論議をお願いしたい。ついては、尾島専門委員のもとで本日の論議過程を考慮に入れて原案を書き改め、次回に提出願いたい。と要望が述べられ、これを了承した。

次回は6月6日(金)13時30分~16時30分

(21) 医学教育に関する特別委員会 議事要録

日 時 昭和50年6月6日(金)13.30~16.00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 北村委員長

白淵、相磯、勝木、豊田、脇坂、北村
(義)各委員

尾島、中川各専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

前回の継続として、大学院のあり方の問題から議事に入った。

議 事

初めに委員長からつぎのことが述べられた。

前回は最後に(7)の卒後の問題のうち大学院の

問題について論議が交され、他の学部では、比較的現行の大学院制度を肯定し、これを積極的に進めようとする姿勢にあるが、医学部は割合に消極的な方向にある。このような情況から、医学部は現行の大学院を是認するのかわしないのか、それとも新たな大学院体系を設けるか、または、既存の大学院を肯定したうえでどのような改善を望むか、などの点について論議が交されたが、結論を見るところまでには至らなかった。本日は、そこらを起点として論議を進めたい。

以上のような提言があったのち、尾島専門委員から原案作成の経緯について、つぎのようなことが述べられた。

前回は、現行の大学院には幾つかの問題があるから、これを廃止する、つぎに医学教育研究員制度を設ける、（これは、基礎研修を含めた形の研究員制度である）ことについて提案した。しかしこれについては、現行の大学院が他学部との関わりの上に設けられており、また、将来の大学院というものを考えてみた場合に、いま直ちに、このような新しい形態のものに変えることには多くの問題がある。いままじ、大学院問題の本質を掘り下げ、関連する問題を論じ尽したうえでなければならない、という意見が述べられ、それらの論点をふまえたうえで原案を書き直してほしいということであった。

本日配付した第三次案は、大学院の存続を是認したうえで、大学院・臨床研修という二つの制度を併列的に残したうえでの構想である。

以上のような説明につづいて資料の朗読があり、これに対し、概ねつぎのような論点を指摘しながら意見交換が行われた。〔なお、(7)卒業後の問題を「卒業後の教育」に改めた。〕

(7) 卒業後の教育

- 臨床系大学院入学資格「卒後2年の臨床研修修了後」とあるが、これは基礎の方からみた発想であろう。臨床系では、たとえば基礎系の大学院を終えてから臨床系の大学院に入ってくる者がある。その場合にはどのように考えるのか。
- やはり、臨床研修は必要だと思う。ここでは一元的に考えている。
- 臨床と基礎を分別して考えると、臨床でも基礎的な研究は少なからずありうる。この点についてはどうか。
- 臨床の研究というのは、基礎的研究といえども、あくまで患者から得た知識を出発点にして、それを展開する研究、そういう意味での研究だから、一応、出発点になるところの臨床の基礎である患者を見る、つぎにそこから問題をとらえる、という能力がなければ真の意味での臨床研究は発展しない。そのようにはじめの臨床研修を終えておくことが、臨床研究を展開する前提条件となる。というように考えた。
- しかし、そのことを国大協が規定して全大学を拘束することには無理がある。このことは、各大学の意思に任せるべき性格の事柄だと思う。
- 臨床研修を2年やった者が、大学院に入ることが可能ならば、その方が大学院のカリキュラムを組むうえではやりやすい。大学院のカリキュラムの中に研修を組み入れていかなければならないことは、本来の研究そのものの遂行を困難にする。けだし、臨床研修と研究は時間的にも取り扱い方からしても、本来両立しない場合が多いと思う。ただ、このところの記述が「基礎・臨床を分けて考えることは当を得てない。」「また、講座に1対1に

対応して構成」される専攻のあり方が適当でない。「いくつかの講座」が組み合わせられた形での大学院ができることが望ましい。という意味に解釈されるというのであれば、それは基礎も臨床も一体になる可能性がある。そうすると「臨床系」大学院ということとは矛盾し、基礎と臨床の区分ができなくなり、基礎から入ろうとする者にとっては臨床研修をやらなければならない。その辺のところ、学生個々の問題として考えればともかく、制度として考える場合にうまく分けられるかどうかという問題がある。入学資格を統一する必要があるかどうかという問題はあるが、いま、論議の混乱をきたすのは、研修と研究を組み合わせるということによって起る臨床系大学院の取り扱い方が、臨床系の方からはやりにくいと考えられることだと思う。そのようなことからすれば、現在のような学部卒業という入学資格が潜在的にあって、それから2年間の臨床研修をやったうえで入学してくるという資格条件を置いてよいと思う。

- 現実の問題として臨床系では、基礎系のような研究はできないことは事実である。このように規定してしまうと、大学院制度において医学系は根本から差別をつけることになる。このところは、ただ、このようなあり方が好ましいという程度に止めておく方がよいと思う。臨床系のエキスパートになるのであれば、むしろ専門医制度の考えを伸ばした方がよいのではなからうか。いまでは専門医は幾つかの学会だけに存在しているが、これを制度的に採り入れてもよいと思う。
- 臨床系の大学院では、研究のはじめは臨床に密着している。それがたとえ基礎的な研究

であっても出発点はやはり臨床にある。大学によっては、規程では学部卒業が入学資格であるが、臨床系の大学院はテーマによって2年以上の臨床研修を終えた者から募集しているところもあるので、このところの表現は「望ましい」という表現が適当ではないかと思う。

- 現行の大学院では、規程上は内科系・外科系・病理系等いくつかの系で構成されているが、実際上はその規程によっては実施されていないで、旧態依然とした従前の学位制度に即した講座を主体にして、教育・研究が行われておるといふ矛盾した実情にある。この問題についてはどのように考えらよいのであろうか。
- それについては、かなりの幅をもった多くの研究テーマを提示し、それぞれのテーマに関係した講座を示して募集している。しかし、その講座の担当教官が、テーマの指導教官としてセットされているわけではない。
- セットされていないとなると大学院の組織としては生きてこない。しかし、そうかといってセットすることは難しい問題である。
- 「講座に1対1に対応して構成されている現行大学院の組織を検討し、いくつかの講座にまたがる在り方、附置研究所、研究施設、他学部ならびに他大学（たとえばブロック別連合大学院）などとの関連を一層深めるあり方などの検討を含め、医学系大学院の再編を検討すべきであろう。」とあるところは、文部省が定めた現行の大学院が実践されない典型的な形であると思う。これについて、この委員会の考えを意思表示することはできないものであろうか。これからの大学院が、単科の講座でやるのか複数の講座でやるのか、そ

の具体策を示すべきだと思う。

- たとえば、病理学の大学院では病理学の専門家になるのだから、病理のある部分だけを研究して病理学者になるというのがこれまでの日本の通例であった。やはり病理という学問領域に対するアドヴァンススタディはある時期にやらねばならない。それには特定の大学だけではすべてを補うことはできない。だとすれば、幾つかの大学をして組織的に教育しなければならない。その後で、個別的に研究を進展させるということになれば、いわば片輪の学者ができるということにもなりかねない。
- もう少し、現行大学院に対する批判の一言をいれることはできないものであろうか。
- 現行制度のもとでも、ある程度のことではある余地はあるのに、講座の閉鎖性から実行されないのだから、これ以上に具体的に現わすのも適当でないと思う。
- 医学研究制度の行き詰りは、世界的な趨勢だということを聞く。
- 大学院志願者の減少これは大学紛争当時の一時的な現象であった。いまでは、現状把握が当を得ていないと思う。
- 研修医制度「各大学の実情に応じた適正受け入れ人数がある筈」ということは何を意味するのであろうか。
- 十分な指導の余裕がないのに、手助けが欲しいという現実の問題から多くの研修医を受け入れるという傾向がある。本来の意味での指導ということを考えれば、適正人数については再検討すべきである。ということである。
- 「各大学・各講座の実情に応じた適正人数」とすれば明らかになると思う。指導とい

うことにはやはり適正規模ということがあるのでなかろうか。

- 医学教育のみに限ることではないが、医療社会全体の中で、大学が多くの医師を抱え込んで、社会に出すことは考慮が足りない。相当程度の教育を終えたら社会に出して働かせる、という意味での自己規制が欠けている。そういう意味も含めての適正ということを考えなければならない。
 - 専門医制度 これはある一部分を除いては、確立された制度ではない。当分は、社会の評価の積み重ねによって確立されていくことが望ましい。これ以上に前向きの姿勢を示すことは適当でないと思う。
 - 生涯教育 ここでは、自己学習を動機づけるということが、言うは易いが実は難しいことである。むしろ学部教育レベルで、しっかりとした教養を植付けておくべきだと思う。
- (8) 研究体制と研究者養成
- 「研究における倫理性」この部分は、前述の学用患者のところで、論及してあるので削除する。
 - 「パラメディカル要員に関する問題」は、パラメディカルの教師を養成することが先決問題である。
 - このところは、広い意味での医療制度の中では最も大きな弱点だといえよう。したがってもっとはっきりした形での意見を述べるべきであろう。
 - パラメディカル教師の養成それ自体は大学の任務であろうが、医学部の任務ではない。けれど、医学部は医学教育をやることによってパラメディカルの教育をやるのではない。したがって医学部の中の修士課程にパラメディカルの学生を入れることは適当でな

い。

以上のような論議が終ったところで、委員長からつぎの提言があった。

これをもって、尾島専門委員担当部分の検討を終ることにする。つぎに、中川専門委員から提出された三次案については、次回に討議を願うことにするが、本日ここで一通り朗読して、次回までに各自のご検討をお願いしておきたい。

なお、現在行われている医師国家試験についても、批判を加える必要があるかないかについても、お考えおき願いたい。

ついで、医学教育改革に関する調査報告書(三次案)の朗読があった。

今回は、7月21日(月) 13.00~16.00

(22) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和50年4月25日(金) 14.00~16.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 谷口委員長

広根(代・久佐)、川上(代・本庄)、

谷口各委員

今井臨時委員

深川臨時専門委員

吉田、森口、長沢、佐竹、藤井各専門委員

谷口委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長からつぎのことが述べられた。

本日の議題は、さきにご通知しておいたように<大学図書館改革に関する第二次調査研究報告書の原案作成について>というのが主な議題であるが、その協議に入る前に、その他の案件からさきにお諮りしたい。

議事

1. その他

(1) 前回(1月10日)の議事要録

これは、ここでの朗読は省略するので、各位において後刻ご一覽いただきたい。

(2) 大学図書館改革に関するアンケート集計報告

これについては、各大学の希望部数を照会したところ754部の申込みがあった。いま増刷中であるので、でき次第各大学に配付することになっている。なお、いまだ申込みのない大学には再照会を予定している。

(3) 昭和50年度の図書館予算

これについては、去る4月4日の小委員会の際に、吉川情報図書館課長に出席を願い、本日配付の資料<昭和50年度大学図書館関係主要予算額事項別表>をもとに、その概略の説明を伺った。その主な事項は、①図書館維持費が昨年より2倍に、②図書購入費の中の学生用図書購入費が昨年より約3倍に、③参考業務担当職員は24名の、それぞれ増になった。これらのうち学生図書購入費が大幅に伸びたことについて情報図書館課長からつぎのような希望意見があった。

これは、入学料の大幅増額に対応したもので、情報図書館課と学生課との緊密な連携による強い要求の実現といえる。これは学生に対するサービスを十分にしようという配慮の現われであるので、各大学においては機会をとらえてこの趣意をご披露願うとともに、このように今年度の図書館予算が大幅に伸びたことは、大学図書館運営の必要性から得られたものであるので、各大学における予算配分の際には、その経緯を十分に理解され、上積み分相当額を配付予算からカットされることのないように強調されたい、ということであった。

なお、この特別委員会としては、ようやくこ

こまで図書館に対する認識を高めることができたのであるから、今後はこれの発展充実に努めなければならないと考えている。

(4) 当特別委員会内の人事について

第1は、今井委員および深川専門委員が去る3月末をもって定年退官され、それに伴いこの特別委員会の委員もそれぞれ退任されることになるのであるが、ここでの承認が得られるのであれば、当面の報告書原案が完成するまでの間、臨時の委員としてご尽力をお願いしたい。このことは小委員会の切実な要望でもある。第2は、報告書原案作成もほぼ完成間近になった。ついては、これを新たな立場から最終的に見直し全体的に整えていただく作業をお願いしたいと思うので、つぎのように新たに2名の専門委員を委嘱したい。

東京大学教育学部助教授 長沢 雅男

東京工業大学附属図書館事務部長 藤井和夫

第3は、今井委員（東大附属図書館長）の定年退官に伴うこの委員会委員退任の後任にはつぎの者を委嘱したい。

東大附属図書館長 安藤 良雄

第4は、香山委員（和歌山大学長）の任期満了に伴うこの委員会委員退任の後任にはつぎの者を委嘱したい。

和歌山大学長 角山 栄

以上のように4件の提案があり、協議の結果いずれも異議なく承認した。

(5) 委員長互選について

わたくし（委員長）が来る6月13日をもって岡山大学長を退官することになるので、それに伴い当委員会の委員ならびに委員長も退任することになる。そこで、とくにご異議がなければ本日ここで次期委員長の互選をお願いしたい。

以上の提案に対し、早速互選に入りつぎのと

おり次期委員長を選任した。

東京工業大学長 川上 正光

2. 大学図書館改革に関する第二次調査研究報告書の作成について

はじめに委員長からつぎのことが述べられた。

本日午前の小委員会において、ようやく小委員会としての報告書原案をとりまとめることができたので、お手許に配付した。ついては、まず第二次報告書としての目次の資料をご覧願いたい。目次は、これまで10項目をたてて検討を重ねてきたが、このままの編集では必ずしも適当でないところもあるので、第一次報告のときから懸案になっていた「図書館予算の問題」と「図書館情報学の振興の問題」とをクローズアップしたいということになり「図書館予算のあり方」を第1部、「図書館情報学の振興と図書館職員の養成・待遇」を第2部とし、その他の各章を「大学図書館が当面する諸問題」として第3部にまとめる編集にしたいということに小委員会では合意を得た。このことについて当委員会としてご協議のうえご承認を願いたい。

以上の提言について協議に入り、最終的には、なお幾らかの修正もありうることを留保のうえつぎのとりの目次を承認した。

大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について（第二次報告）

目 次

まえがき

第I部 大学図書館予算の在り方

第1章 図書館予算問題の性格

“ 2 “ 図書館予算の源泉

“ 3 “ 文部省よりの直接の配当予算について

て

“ 4 “ 積算校費中の図書館予算

第5章 図書館予算の現状と問題

〃 6 〃 その他の問題点

〃 7 〃 図書館予算のたて方について

〃 8 〃 学内図書館予算の作成と決定

〃 9 〃 予算決定の学内機構

深川 臨時専門委員

長沢 専門委員

藤井 専門委員

佐竹 専門委員

第II部 図書館情報学の振興と図書館職員の養成・待遇

第1章 図書館情報学の振興・発展

〃 2 〃 大学・学部等における図書館学の充実

〃 3 〃 大学図書館における研究機能の強化

〃 4 〃 図書館職員の養成

〃 5 〃 図書館職員の待遇

〃 6 〃 専門職制度の確立

第III部 大学図書館が当面する諸問題

第1章 大学図書館の管理・運営

〃 2 〃 大学教育と大学図書館

〃 3 〃 学術情報体制と大学図書館

〃 4 〃 大学図書館の国内レベルでの組織化

〃 5 〃 大学図書館の国際的協力・交流

〃 6 〃 大学図書館の建築・設備

〃 7 〃 国立大学図書館の新設置基準の確立

あとがき

これにつづいて、上記目次の順に委員長および提案担当者から原案をもとに、その要旨の説明があった（ただし、第III部第2章 大学教育と大学図書館は、日高専門委員外国出張より帰国後提案し印刷に廻すことにした）。

以上の説明に対し、とくに異議もなく原案どおり第二次報告書原案として承認した。

つぎに、今後の作業の進め方についてつぎのことを了承した。

- ① 深川臨時専門委員を主査役にして、つぎのとおり作業部会を設け、原案を整理し印刷を進めることにする。

(23) 特別会計制度協議会議事要録

日時 昭和50年4月24日（木）10.00～12.30

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者（文部省側）

岩間、井内、木田、宮地各委員

佐野、大崎各専門委員

三角審議官他9名

（国立大学協会側）

林議長、渡辺、相磯、岡本、飯島、田中各委員

岩田、手塚、丁子各専門委員

林議長主宰のもとに開会。

初めに林議長より次のとおり挨拶があった。

本日は、文部省から昭和51年度国立学校特別会計予算に関し協議会開催の申越しがあつたので、急にご参集を願うことになりご迷惑をおかけした。

次に国立大学協会側の委員の異動について申し上げます。

- ① 都留一橋大学長が任期満了のため退任され、このたび渡辺秋田大学長が第6常置委員長に就任された。

- ② 新たに飯島広島大学長が会長指名の委員として参加された。

なお、専門委員であつた文部省会計課の中村副長は過日東大経理部長に転任になったので、併せてご報告する。

ついで岩間委員（文部事務次官）より次のとおり挨拶があった。

本日はご多忙のところご参集頂き厚くお礼申

し上げる。この特別会計制度協議会は国立学校特別会計法が出来た時に、国立大学関係の予算について文部省と国大協とが協議するための連絡機関として設けられたものである。それで本日は昭和51年度予算に関してご協議願うわけであるが、その前に本年度予算のことに關し若干申し述べたい。昭和50年度予算は過日国会で成立をみたが、大蔵省の話では、今年は全般に予算が苦しい中であって文部省関係の予算は伸び率がよかったとのことである。しかし、今年度の予算は、49年度予算で歳入欠陥が出たような事情があるため全般に苦しくなるものと思われる。一方、国立学校設置法の改正案は去る4月15日に成立をみ、それらの状況の中で本年度予算は執行されることになる。次に来年度予算については、来る5月20日に各国立大学の事務局長会議を開き、そこで概算要求の編成方針の説明をすることになっている。本日は、その前にこの51年度予算の方針についてご説明をし、ご意見を伺う趣旨でお集まり頂いたのでよろしくお願ひしたい。

議 事

◎ 昭和51年度予算について

このことについて井内委員（大学局長）より配付資料に基づき次のとおり説明があった。

この資料は、新規概算要求について各大学から提出する分野について事務局長に説明するための資料である。まだ素案の段階であるがご検討をお願いしたい。本日に引続き5月20日の事務局長会議までにもう1回この協議会で相談し、調整した上で各大学に対し説明したいと考えている。なお、51年度は予算全般にも問題があるが、特別会計についても種々困難な問題がある。それらの点については5月20日以降も更にご相談したいと思っているのでご了承願いた

い。

以上の前置きののち、配付資料に基づき、①国会で取上げられた諸問題、②高等教育懇談会の報告、③昭和51年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案（大学局関係部分）等の諸事項について詳細な説明があり、ついで「個別協議事項等」について概ね次のような説明があった。

(1) 国立学校特別会計制度の改善と基準的経費の充実

これは特別会計のあり方に工夫、改善の余地がないかということの問題提起である。その内容の一つは「原資の確保」についてである。その二は「特別会計の執行方法」の問題である。これは、大学の業務は一般行政事務とはその性質を異にしているのので、会計諸法規について特例措置を設け執行しやすくする必要があるのでないかということである。その三は「基準的経費の充実」の問題である。これについては各省所属の研究機関との関係もあるが、大学の予算を十分確保するために、何か独特の基準的経費が考えられないかということである。

(2) 教職員定員の確保と活用

教職員定員の確保の問題をどう展開して行ったらよいか。50年度予算では定員削減が行われることになっており、これについては総定員法との関係を今後どうするかの問題があるが、公務員給与の財政上に占める比重は極めて大きく、この点からして教職員の定員を総定員法からはずすことができるかどうかむずかしい問題がある。このような諸情勢なので教職員の定員の確保と活用について考慮すべきではないかと思われる。たとえば①国立学校間の併任教授を考へること、②客員教授や客員講座の拡大、③私学教員との相互乗り入れ、④従前の特研（給費によるもの）のようなものを設け、これ

の研究・教育面への活用を図ること、などが考えられる。

(3) 非常勤職員問題

これについては本年度その実態を調査することになっているが、この事態にどう対処して行ったらよいか。

(4) その他

授業料、寄宿料等の問題について、その事柄自体の問題とその扱い方の問題がある。

以上のような諸事項についてご検討を願いたい。

以上の井内委員の説明に続いて木田委員（学術国際局長）および佐藤計画課長（管理局長代理）より51年度予算概算要求編成方針案の所管部分についてそれぞれ説明が行われたのち、次のような意見交換が行われた。

○ 国会で取上げられた事項の中に「大学格差の是正」という問題があり、そこで地域格差の是正と地方大学の充実のことがいわれているが、国立大学の形態で分けて行くと、①旧帝大系、②地方の総合大学、③専門分野別の単科大学、の3系列が考えられる。旧帝大系大学は、研究において国際水準を維持し、また日本の学術の推進力として必要な存在であるが、地方総合大学の拡充整備も文教発展の重要な柱である。その地方総合大学の整備計画を立てる場合、それはどの程度の規模であるべきか。また、これを実現するためのキャンパスの確保などはその大学だけ、或いは文部省だけでは困難な点があり、地方自治体の協力や国全体としての協力がないと解決がむずかしい。

また、予算面の問題としては、医学系の附属病院の建設が全体の圧迫要因となっている。そういう時に財政規模の拡大をどうやっ

て行くか。これらのことが地方大学の計画的整備の圧迫にならないよう配慮してほしい。

なお、地方大学整備に関して、新制大学も発足以来25年を経過し充実している学部もあり、それらの学部がこれから先の展望を考える際、その目標を持ちたいと思うのは当然である。すなわち質的な充実——大学院とくに博士課程の設置を望んでいる所が多い。それで、いわゆる新制大学に博士課程を設置することを積極的に考えてほしい。そのことは地方大学の充実、ひいては大学格差の是正になる。

もう一つは先程話しのあった「当り校費」の問題である。これについては他省庁の研究機関との関係で文部省関係のものだけを高率にすることは困難なので何か別な工夫がないかとのことであったが、この考え方には賛成である。なお、この「当り校費」の問題については、学内での配分に当たってもいろいろ困難な問題がある。大学の本部経費はこの校費から吸い上げているが仲々うるさい問題があるので、本部経費については別個な措置を講ずるよう配慮してほしい。

○ 博士課程の設置が大学格差の是正につながるという考え方の是非については論議の要がある。博士課程の整備の問題を修士課程の整備と同様に考えてよいかどうか。これは国立大学全体の研究体制のあり方に関係することで、今後十分検討してほしい。

○ 各大学に博士課程をつくるという考えではない。他の分野を総合した連合大学院、ブロック大学院等、今までと違ったものを構想すべきだと考えている。

○ 基準的経費の充実を図るため、現在の積算校費のほかに何らか大学独自のものをたてる

ことは必要である。他の省庁との関係があるかもしれないが、大学の経理のあり方からしても何か大学当りの特殊のものが必要と思われる。ただし紐つきのなものをふやすことは問題である。なお、この新しい大学当りの校費のことを検討する場合、その計上の基礎をどこに置くか。従来の積算校費を含めてこれに比例して行われるのか。それでは大学独自のものとしては根拠が弱いと思われる。もし、それ以外とすればどういう配分基準を考えるか。また、大学財政の枠からして、どの程度の額を考えるか。これは自ら限度があると思う。以上のような点が分かると検討しやすいと思う。

- 文部省としても幾つかの案を考えているが、まだまとまった考えはない。具体的計数作業もして、この問題について51年度にはできなくても方向として進めて行きたいと思う。大学が他の研究・教育機関と違う特徴をはっきりさせて具体化を考えて行きたいと思う。
- 長期展望はそれでよいが、過渡的に財政技術的問題とともに管理運営面の問題としても研究させて貰うとよい。
- 従来の教官当積算校費や学生当積算校費は教官数や学生数に応じたものになっているが、大学独特の分野で予算獲得するについて教官や学生を基準としない何か別なものが考えられないか。
- 大学自体が自主的に使える枠があることが望ましい。
- 積算校費は一定の率で交付されるが、コンピュータ設備の運営などにその予算が随分食われる。その他、たこ足の大学とか、研究所が分散している場合などにも余計な経費が

かかる。また、附属図書館、保健管理センター、中央研究所などの維持運営のための積算校費からの吸い上げも大きい。それで、それらの所要経費を掛け算して交付するようなシステムを考える必要があるのではないか。このような積み上げ方式の方が余計予算が取れるかどうか疑問ではあるが、それにしてももう少し細かくみてその必要財源を交付するという措置が必要ではないか。たとえば公害対策の予算なども一般経費を随分食っている。

- 一般会計に比べると特別会計では予算が取りやすい面がある。一般会計となると細かいものは仲々取りにくいだが、特別会計で大枠を取った中での処理はしやすい。また、細かいものを挙げて行くと予算の詰めに苦勞するので、特別会計の枠を抜げるにはむしろ大枠で要求する方がやりやすいように思う。個々の事項は技術的に処理することにし、国立大学全体の枠をどうするか、その重点をどうするかを考える方がよいように思う。
- 現在の大学の予算のことで困るのは会計検査である。会計検査院は一般会計の枠組みで予算の執行状況をみており、研究・教育という大学の特殊性を考えてくれないので苦勞が多い。
- 国会で取上げられた事項の中に「夜間学部、公開講座の増設」ということがあるが、そういう社会的要請があるなら学生がもっと来そうなものだが実際にはそうでない。社会的要請というものをどう汲み取ればよいか。
- たしかにそういう事実があるが、これは大学としてシステムティックサービスを考えてほしという趣旨である。いま起きている声の中に国立大学の教官、施設を利用してくれというものがある。前進させ得る分野があ

れば進めなければならないと思う。

- 社会人に対する大学の開放ということはいろいろなものを含んでいる。公開講座くらいならよいが、直接的な大学の施設、教官の開放となると大変なことである。検討を要する問題である。
- 国大協の第6常置委員会では、これから大学財政問題を検討する予定にしている。大学財政の現状を分析し将来の展望をたてたいと考えている。それを早急に始めたいが、物価上昇の折さした当って積算校費の増額を考えてほしい。
- 先程の「教職員定員の確保と活用」についての説明の中に国立学校間の併任教授制や私学教員との相互乗り入れの話があったが、学内において教養部教官の学部併任のことも考えたい。同一大学内での併任措置も考えられるか。
- 大学間と大学内の両面について検討したい。学外者非常勤講師と併任教授とした場合のメリットと、どの点をチェックすべきかを検討したいと考えている。
- 国大協の教員養成制度特別委員会の調査研究報告書で新構想教育系大学院の問題についてコメントを記したが、この問題についてはなお検討の要があるのではないか。これと並行して各教育系大学・学部修士課程を整備することを考慮してほしい。その両者が並行して進められて行く中で、国大協の中でこの問題の検討をするのが望ましいと考える。何かインフォメーションがあれば検討したい。
- このことはデリケートな問題なのでよく連絡する必要があると思う。動きのサイクルが合わないことがあるので、特別委員会と文部

省との間で相談して進めて行きたい。

概ね以上のような意見交換ののち議長より、予算のことに関してはいろいろ問題があるが次の機会に譲ることとし、次回協議会は5月14日（水）（10.00～13.00）に開催することにしたと述べられた。

なお、次回より協議会のメンバーとして文部省の研究機関課長を専門委員に加えることが諮られ、異議なく承認された。

（24）特別会計制度協議会議事要録

日 時 昭和50年5月14日（水）10.00～13.00

場 所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 （文部省側）

岩間、井内、木田、宮地各委員
佐野、大崎、植木、坂元各専門委員
松浦人事課長他7名

（国大協側）

林議長、渡辺、相磯、岡本、飯島、田中各委員

岩田、手塚、丁子各専門委員

林議長主宰のもとに開会。

初めに議長より、本日は前回の第23回協議会に引続き主として「昭和51年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針案」についてご審議をお願いする、と挨拶があり、ついで前例に倣って新任の文部省会計課坂本副長に専門委員を委嘱することについての諮問があり、異議なく承認された。

議 事

1. 昭和51年度国立学校特別会計予算について
このことについては井内委員より別紙「昭和51年度国立学校特別会計予算の概算要求について（説明資料）（案）」に基づき次のとおり説明があった。

この資料は来る5月20日に開催される国立大学事務局長会議に提示するものであって、51年度特別会計予算の概算要求に当たり、各大学等からの要求に係るものの取り扱いについての方針を示した説明資料である。この説明資料については前回(4月24日)の協議会でその素案についてご審議を願ったが、その際の意見を基にその後検討を加え若干表現上の訂正を施した。それで本日はこの案の全体の構え(一般的なもの、基本的なものを含め)について更に討議して頂き、これを決定したいと考えているのでよろしくお願ひしたい。

以上のような前置きののち、同資料に基づき修正点を指摘しながら各事項についての説明があり、ついで木田委員より同資料の中の学術国際局関係の事項について説明が行われた。

このあと議長より、只今の説明では前回の素案の内容と余り変更はないとのことであるが、ご意見があれば伺いたい、と述べられた。

これについて概ね次のような意見交換が行われた。

◎事務機構の整備について

- この説明資料の13「事務組織の整備」のところで「事務組織については、再編整備等による合理化に努める……」とあるが、旧い大学では組織を動かすことがむずかしい面があるので、文部省からのアドバイスがあればやりやすいと思われる。
 - この事務組織の再編整備で一番大きな問題は医学部と附属病院の事務機構の一元化である。新設医科大学では事務機構が一元化している。既設の大学ではその大学の伝統やキャンパスの関係等もあって簡単に一元化しにくい面もあるかもしれないが一元化することの
- メリット、デメリットを検討してみる必要がある。また、大学では学部自治の建前から各学部がそれぞれ事務スタッフを抱えていたい気持が強いが、各学部の事務職員の配置にはアンバランスの面もある。そのようなことからこの定員の再配置のことを各大学の状況において検討して貰いたいということであるが、定員再配置ということは組織の再編にかかわってくることになる。
 - 事務組織の整備については事務職員と技術職員との関係の問題もある。技術職員は一般の事務職員と仕事の性質、内容が違うのに事務職員の中に一括されている。これを分離した場合どうなるかよく分らないが、少なくとも技術職員にはプラスになる面があると思われる。
 - 大学の事務組織の中には学生部関係の仕事のようにやや専門職的なものと純然たる事務的なものがある。それが区別されないで一括されているが、その点も検討の必要がある。なお、先程の医学部と附属病院の事務機構の一元化の話は理解できる点もあるが、現在医学部予算と病院の予算は別建てとなっているがこれをどうするか。また、医学部事務を病院に吸収した形にすると病院ペースになり、医学部の講座運営上に問題を生じないか。病院を中心に事務をまきこむよりも全体をならして再編成をする方が大学としては取り組みやすいと思われる。
 - 学内の各事務部は自給自足体制になりすぎている。最終的には事務局で処理されている事務が多い。全体を通じて再編がどこまで可能かというその方法の分析が必要と思われる。
 - 単科大学では事務局と病院事務部と学生部

が一元化している。

- 事務機構の一本化には努力しているが、新制大学が寄合世帯で発足した経緯もあってむずかしい問題が絡んでくる。
- ◎ 定員削減および臨時職員問題について
- 第3次定員削減の際に大学の教職員は特殊な職務なので総定員法の定員外として扱うという話があったが、結局は一般事務職員と同じ扱いになった。また第3次削減問題について折衝していた当時、田中前首相に定員外の臨時職員の問題について話したところ、前首相は総定員法は考え直す段階にきているとの話しをされたが、その後の状況を見るとこの問題は後退している感がある。
- 定員削減の話があった当時と事情が多少変わったのは事実である。国家財政が悪化し硬直化してきて増員はむずかしい情勢となっている。それだから具体的に総定員法をどうこうという問題ではないが、一般の定員問題が出ているので、その点をふまえると大学教職員の特別措置の実現はむずかしい感じがする。
- 昨年夏の行政管理庁との間の申し合せでは総定員法の枠をはずすことを来年検討するということがあったが、行政管理庁は現在も総定員法の枠を考え直すつもりでいるのか。
- 一般的にはそうだが、全般との関係の両面を検討してということである。
- 国立大学に対しては削減負担を軽減するという、および所要の増員措置について配慮するという文部省と行政管理庁との間の申し合せに基づいて大学では定員問題について対応しているのであるから、事務職員の実態を把握してそれに基づいた指導をしてほしい。
- 非常勤職員の実態調査のことは今その具体

案を詰めている。このことは総定員法との関係とは別といえば別の問題である。

2. 国立大学予算関係検討事項について

このことについて井内委員より別紙「国立大学予算関係検討事項」に基づいて次のとおり説明があった。

前回の協議会でこのことについて問題提起をしたが、その後内部で相談して本日やや乱暴な課題提供の資料を提出した。これは特別会計予算については種々困難な問題、例えば附属病院の新設とか臨時職員の問題とかいろいろあるので、このような事態に対処して今後の国立大学の予算をどのようにもって行ったらよいかについての検討事項を提供したものである。なおこの問題については5月20日の事務局長会議までということではなく、もう少し時間をかけて検討したい。

以上のような前置きののち、別紙資料に基づき以下の事項について説明があった。

- ① 既存の定員、欠員の活用：これまでの講座・学科目制にとらわれない大講座制等の新しい教員配置方式を積極的に考慮するとともに、極力、既存の組織・定員の転換・振替えを考慮する。また各大学（又は学部等）単位で教官定員の欠員の半数を限度として、既存の助手定員を振替えて、学科の改組、講座・学科目の増設等に伴う新規定員に充当することを認めることとする。この場合、助手定員は大学（又は学部等）単位で一括して管理することとする。以上のようなことを考えられないか。
- ② 客員講座制等の導入：大学相互間等の教員、研究者の交流を図りつつ教育研究体制の充実を期するため、客員講座制等を導入することとしてはどうか。

- ③ 特別研究員制度の導入：修士課程修了程度の者に、一定期間給費を支給し研究等に從事させる特別研究員制度（仮称）を導入することとしてはどうか。
- ④ 基準的経費の改善：教育研究費の充実を図るに当って、従前の学生、教官当積算校費のほかに特別教育研究費的なものを大学の専門分野、規模等に応じて積算し、大学における教育研究上の各種プロジェクト等に必要に応じ重点的に配分することとしてはどうか。
- ⑤ その他検討事項：教官研究費を弾力的に運用する制度および奨学寄附金、受託研究費等の受入れの拡大等のことについて検討したい。

以上はまだ固まった案ではないが、このような問題について検討中であるのでこれについてご討議をお願いしたい。

これに対し概ね次のような意見交換があった。

◎ 既存の定員、欠員の活用について

- 欠員教官の活用のことは大胆な提案で趣旨は結構だが、このことについては各大学も既に或る程度は実行している。ただそれは半年ないし1年くらいの貸借関係であって固定化されないように運用されている。しかし、この提案だとそれが固定化されて貸したものが返還して貰えなくなる心配がある。
- これは日銀プール方式のようなものであって、講座、学科目別台帳はある。助手は一括何名というように発想を変えるわけである。ただし、とりつけ騒ぎが起こると困る。
- 今まで欠員の活用はこげつきが起こらないようにやってきた。この案だと貸した権利が失われることになり問題がある。なお、実験

講座の助手は末端の事務機構のカバーをしている現状である。これは先進国に比べて欠陥とみられる点で、わが国ではテクニカルな助手が少ない。助手は教官なのか補助職員なのかはっきりする必要がある。ただ定員が足りないからとの発想だけでは不十分な点がある。

- 助手の考え方は画一的にいかない点がある。助手を研究アシスタントにして教授に直結しない考えもある。特別会計の定員については、4ケタ単位の欠員がある一方で定員は足りないという実情になっている。それで大蔵省、行政管理庁等からは欠員を返して増員に回せというようにいわれる。「欠員」は活用されていない定員であるので、それをうまく使う方法はないかというのが、ここでの考え方である。
- 教官定員の欠員の半数くらいまでは積極的に活用してはどうかとのことだがそれがうまく活用できるか。1回そのことが行われてから先にどうしても定員が必要となった時にそれが充たされる保証があるか。
- ここでいっているのは学科の改組、講座の増設等に充当するというので貸借はない。貰った方は借りたという意識はない。
- 欠員のある所では適格者があれば埋められるという意識をもっている。バランスシートさえうまくいけば差支えないかもしれないが。
- このことについては定員管理とは何かという問題がある。ポストと人間との二つの関係があり、ポストが保証されていれば問題ない。ポストと人間をワンセットにして考えると取りつけ騒ぎが起こることになる。
- 欠員の半数を新規定員に充当することは、

一遍これを使うとそれで終りになり毎年これを行うというわけにはいかない。1回の凌ぎだけということになる。

- 助手定員を大学一括で管理することはむずかしいし、学部単位では大した活用はできない。
- 教官欠員の半数を新規定員に使って充たした時にその後で組織の変動や機構改革が行われたりすると困ることになる。
- 51年度をどうやって凌ぐかの問題で真剣に考えなければならない。
- 内々の活用にはバランスシートがあるが、これを制度化すると埋められなくなるおそれがある。帳じりをどこでつけるか。
- この考え方の前提には各講座1.1.2.のセットがあるべきとの前提への批判がある。そのセットを固定的に考えないで、研究のユニットを大きくして助手は集団としてつかんで処理しようというものである。欠員があるのに定員削減ができないのははりつけがあるからである。それをマスで処理しようというのである。
- その前提には各講座1.1.2.のうち助手2は欠員があってもそれはその講座の定員ではない、つまり供出である、ということをおこななければならない。そうなると先行きのことを考えて供出ししないのではないか。
- 供出しても潜在主権はあるのではないか。
- 不完全講座の備整の要求が強い状況の中で、もしこの案を実施しようとする、不完全講座の整備どころではないということをおこななければならない。この問題についてはいろいろ技術的問題や現実的問題を考慮しなければならない。
- この問題については総定員法に具体的に盛

り込まないといざという場合に困ることになる。

◎ 客員講座制等の導入について

- 客員講座は当該大学以外の教員、研究者をもって充てるとのことだが、1講座の全部が客員教授でもよいのか。客員講座の研究費は通常の講座等に準ずるとしているのは結構である。
- 研究費や旅費が整備されるならよいと思われる。
- この客員講座制の可能性の見通しはどうか。
- まだ未知数である。
- この客員講座制は研究所には適当と思われる。従来 of の体制を変えることになる。
- 教養部教官の活用も考えるべきである。

◎ 特別研究員制度の導入について

- この特別研究員はリサーチフェローかドクター学生かの点をはっきりさせる必要がある。
- 特別研究員という仮称が適当かどうか問題がある。非常勤職員みたいに公務員並にするのかどうか。
- この特別研究員は大学院学生の定員の中に入るのか。
- 大学院学生の身分と特研究生（給費）とダブルさせる。博士課程学生の8割は奨学金を受給しているが、その中から何人かピックアップできるかの問題である。育英奨学金を貰っている奨学生と大学院学生の身分がきれた学術振興会の奨励研究員とダブルことがあるかもしれない。身分問題が起こるとうるさいことになる。
- 奨励研究員の方が適当なのではないか。

- それも一つの方法論である。専攻分野によって異なる点もあると思うが、ここでは修士卒から苦勞させずに研究に没頭させることを考えている。将来大学の研究者になる者をいつの時点で選べるかの問題がある。かつての特研究生制度の運用の再開を考えてみてもよいのではないかと考えている。
 - 大学院学生の一部から選ぶというのはむずかしい。修了してからの方がよいのではないか。
 - 博士課程を終った者の方が 適当と思われる。
 - 私立大学においては助手で博士課程学生の身分を兼ねている場合がある。ここでの提案は助手ということではないがそれと同じような待遇ができるものはないかを探ったものである。博士課程と切り離してしまうと考える余地がなくなる。
 - 大学院の博士課程をどう考えるかを含めて検討してほしい。
- ◎ 基準的経費の改善その他について
- 教官研究費の弾力的運営が検討事項として掲げられているが、従来の校費の単年度執行に弾力性をもたせることを検討しており、差し当って施設設備関係のものについては翌年度予算と合せた方が効果的なものについては繰り越しができるようにしたいと考えている。
 - 教育研究費の充実を図ることについて、一律に増額することには限度があるので一つの考え方として従前の学生、教官当積算校費のほかに特別教育研究費的なものを積算することはどうかとの提案をしてみた。大学の専門分野や規模に応ずる合理的、客観的な線が引ければ、それに基づいて更に高い単価区分を作るという趣旨のものであるが、うまくその線が引けるかどうかの問題である。
 - 一律アップで今までやってきたが、それがむずかしい情勢となってきた。それで他の事項でかせぐことはできないかというのがこれの発想である。
 - 大学には大きな設備が次第にふえてきた。これらのものは年数が経過すると更新しなければならぬが、現在の設備更新費よりもっと多額に支出してほしい。
 - 教官当積算校費については講座制、修士講座制、学科目制の単価について再検討すると提案されているが、単価差を一本にする場合、上の方に統一すること、大学院についてはそれにプラスアルファをつけること、学部内における積算の基礎は平等にすること、の諸点を考慮すべきである。
 - 国大協の大学間格差是正の考えは根本的には予算的なことか。
 - 重要な要素は積算校費の問題である。現在のように大学院を学部の上に乗せることによって学部の積算校費に差が生ずるのはおかしい。学部については積算校費の格差をなくし、大学院に対しては別個に予算をつけるのがよい。そうしないと学部を整備したいために大学院設置を要望するという事態となる。修士レベルまではどの大学も積算校費を均一にすべきである。それと、積算校費については実験、非実験の問題がある。その両方に絡んでくる。
 - 50年度予算については積算校費の総枠がきまっているので、その総枠の中での論議となる。
 - 総枠の中でならすのではなく総枠をふやし

て考えることである。

- 当面は総枠の中での公平な分け方の問題とならざるを得ない。
- それだけの枠でやるならここに掲げられている細目の検討はむりである。
- 積算校費について傾斜政策をとるかならし政策をとるかの問題である。ここ数年間はならし政策のムードで来た。学生当積算校費は学部と大学院ではっきりするが、教官当積算校費は学部、修士、博士と分けるのはむずかしい。何か大学院関係でとれば都合がよい。
- 大学院の中で博士課程は別に考える要がある。
- 当り校費だけでやってきたものに別な要素を加えることはできないか。
- 今年予算の節約の雲行きはどうか。
- きわめて厳しい状況にある。具体的な率は決っていないが原則節約は2割を越す感じだが、それを10%程度に押えるよう努力している。

概ね以上のような意見交換があつて本日の協議を終った。

(25) 入試改善調査委員会議事要録

日時 昭和50年4月19日(土) 13.30~16.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 岡本委員長

加藤、谷田各副委員長

実方、相磯、湊、川村、丸井、佐野、

三上、永田、増尾、細川、長瀬、岳中各委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のおり挨拶があつた。

委員各位のご尽力のお蔭でこのほど49年度の

入試改善調査研究報告書が完成され厚くお礼申し上げる。この入試改善についての調査研究は48年以降2カ年に亘って続けられてきたが、なお積み残しの問題もあり、50年度も研究を継続する成行きになった。

本委員会で研究中のこの国立大学共通第一次試験については、世間一般の期待が次第に高まり、特に昨年秋に実施した実地研究に出題された試験問題が高く評価され、高校側からも積極的支持が寄せられるようになった。また、国大協内部においてもこれに対する理解が深まりつつある。そのように共通第一次試験については客観情勢は熟しつつあるが、国大協の立場としてはこれを研究し見解をまとめるまでが任務であつて、これの実施のことは文部省が情況判断をして決めることになる。

本日は上述のように50年度も研究を継続することになったので、その実施事業計画について大綱を決めたいと思つてお集まり頂いたわけであるが、協議に先だつて新委員の方々のご紹介をしたい(岳中熊本大学長および永田京都大学教授の両新委員の紹介あり)。

なお、50年度の調査研究は特別会計予算により運営されるようになった関係で、中央における関係事務の処理は東京大学の入学主幹室の方で取扱われることになり、そのための要員も配置されたのでその担当者の方々をここで紹介しておく。

以上の挨拶ののち丁子事務局長より配付資料の説明があり、ついで先般(3月28日)開催された科目別研究専門委員会委員長連絡会議の概況について湊委員より次のおり報告があつた。

先程の委員長の挨拶にもあつたように50年度もこの調査研究が継続されることになったが、これについては積み残しの研究課題のこともあ

るが、社会一般の動きのことも関連がある。最近いわゆる受験地獄の問題についての社会的関心が高まり、これに伴って各方面から大学入試の改善についての動きが出始めている。これらの中には大学の実情に即さないものも見受けられるので、このような状況に対処するためにはこの国立大学共通第一次試験の調査研究の進展状況を何らかの形で社会一般に理解して貰う必要がある。そのためには実地研究を今年も実施して更に入試改善の具体化を図って行くことが肝要と思われる。それにはまず、これに使用する試験問題の作成を行わなければならない。

そのようなことから、去る3月28日に各科目別委員会の委員長にお集まり頂き、本年度の試験問題の作成のことについてお願いをした。当日は急な提案であったこともあり、また代理出席者もあったりしたため、その場で全員の承諾を得るには至らなかったが、各科目別委員会の委員構成に一部異動があっても差支えないからということで引続き協力方をお願いし、大方はこれを了承された様子であった。

なお、本年度実地研究を行うに当たっては、高校の新教育課程による出題を考えなければならない。従って出題範囲も変り、新しい科目も加わることになる。この新しい科目としては数学一般、基礎理科、地理（AとBに分れた）などがあり、それらの新科目の扱い方についても相談をしたが、数学一般と地理A、Bについては在来の数学と地理の委員会が委員数を若干増員する条件で引受けてもよいということになった。なお、基礎理科についてはその場で担当委員会は決まらなかったが、その後4月15日に理科4科目の委員長が会合して協議し、その結果別個の委員会を新設する方針に決定した。

概ね以上のような状況であったが、関連事項

について若干ご説明したい。先程の委員長の話にもあったように本年度の調査研究は特別会計予算で運営される関係で、各科目別委員会委員長の委嘱は委員長所属の大学の学長が行うことになる。各委員の委嘱については本協会の岡本入試改善調査委員会委員長が行う。また、委員の出張旅費は科目別委員会委員長の所属の大学から支給されるようになるので、これらの点についてご了承いただきたい。

以上の説明ののち岡本委員長より更に次のように付言された。

先般の科目別委員会委員長連絡会議で48・49年度に引続き50年度も試験問題の研究と作成をお願いしたが、即答は得られなかった。しかし、大方は受諾の態度を示された。それで本日50年度の実施事業計画を立て、来る5月14日の理事会にこれを諮り承認を得たいと思う。

なお、今回の調査研究報告書の公表については、去る4月16日に報道関係者に対する事前レクを行い、本日正式発表となるのでご了承いただきたい。

このとあ3月28日開催の実施方法等調査専門委員会小委員会の議事要録の朗読があり、3カ所の訂正が行われて承認された。

議 事

◎ 昭和50年度入試改善実施事業計画について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

50年度の実施事業計画については先程朗読した議事要録に7項目の課題があげられているが、本日はそのうち①入試改善調査研究報告書およびアンケートについての説明会、②同報告書についての各大学に対するアンケート、③試験問題実地研究の実施計画、の3点についてご協議をお願いしたい。

(1) 説明会開催要領について

このことについて次のような意見交換があった。

- 去年は5地区で開催したが、大体この程度の数がよい。余り数をふやすとむずかしくなる。
- 今年は高校側に対する説明会もあるので、大学側の説明会と絡ませて同じ説明者が当たれるよう考慮した方がよい。また、高校側に対する説明会は実地研究への協力依頼のこともあるので余り遅い時期でない方がよい。
- 説明会の会場はその地区内の集まり易い所を選ぶとよい。また、昨年と同一場所だとその大学の行事のようにも受けとられるので、会場を変えることを考慮してはどうか。そうした方がこの共通第一次試験のことを広く浸透させることにもなる。
- 高校側の参加者はどういう範囲から集めるのか。人数はどの位にするか。
- 説明会の規模は余り大きくしないほうがよい。大きすぎると参加者が発言しにくくなる。
- 時期はいつ頃がよいか。
- 近畿地区と中部地区は分離して別個に開いた方がよいのではないか。

概ね以上のような意見交換ののち委員長より次のとおり述べられた。

説明会の開催時期は概ね昨年並に5月末から6月初め頃と考えたい。会場の地区割も昨年並に5地区程度を考える。講師は昨年に準ずることとし、参加者は各大学3名宛（教官2名、事務担当者1名）とする。高校側については高校長会等と相談して決めることにする。以上のような基本方針のもとに後日小委員会で具体的な詰めを行うことにしたい。

(2) 報告書についてのアンケート調査について

このことについて次のような意見交換があった。

- アンケートは時間をかけて検討して貰った方がよいので、回答締切りは去年より遅らせた方がよい。
- 締切りの期限はアンケートの内容にもよる。何をきくかが重要な問題である。
- 今度のアンケートで共通第一次試験についての賛否を問うという最終的段階の問いをすることは無理であろう。
- 共通第一次試験と第二次試験との関係を明らかにしてほしいとの意見が多いので、その辺の問題をたずねてみる必要がある。
- 共通第一次試験を足切りに使うことは大学の格差拡大につながり、また受験生に混乱を与えるので、この足切りの問題をはっきりさせる必要がある。
- 去年のアンケート項目の中のC項「共通第一次試験の利用については本年もきく必要がある。」
- 共通第一次試験受験の際に二校受験の志願をさせることは足切りが絡むと問題がある。
- 二重出願を許すと混乱が起こる。
- 共通第一次試験の実施によって「一発勝負」を避けることができるという点がよく分らない。
- 1回だけの試験で決めないということである。内容的には二段階を経るということである。
- 今回のアンケートは最終的なものでないと理解のもとに、今度の報告書の結語に述べられている共通第一次試験の3つのメリット①高校教育の正常化に寄与する、②入試問題の適正化ならびに「一発勝負」による判定の

- 是正に役立つ、③より客観的に入学者を適正に判定することができる、の3点について各大学の意見をきくことはどうか。
- 共通第一次試験の実施時期とか利用方法とかについて試案をつくって、こう実施することはどうかとたずねてその反応をきくことはどうか。
 - 昨年のアンケートのA項（実施方法・実施機関等について）、B項（共通第一次試験の教科、科目について）、C項（共通第一次試験の利用について）の中から本質的なものを選んでアンケートし、その答えによって共通第一次試験の実施案をモディファイすることはどうか。
 - 去年のアンケートは「もし共通第一次試験を実施するならば」という前提で各項目についての意見をきいており、共通第一次試験のフィロソフィーについては触れられていない、との意見がある。フィロソフィーと実施方法とは両者相関連するので、その点も考える必要がある。
 - 最も障害的なものを取り上げてきくことはどうか。今頃具体的なことをきくこともどうかと思われるので、本質的な重要なものを選んできくのがよいのではないか。
 - 共通第一次試験を1月頃に実施することは浪人優遇になる。入試の時期は本来3月末であるべきである。大学入学時期を9月にすればこのような問題も解消する。
 - アンケートの締切りはいつにするか。10月末ではどうか。
 - アンケートのとり方にもよる。また来年度の仕事がどうなるか考えると予算編成との関係がある。また10月締切りだと国大協総会への報告にも間に合わない。
- アンケートの内容で締切り期限の伸縮を考えることにする。
- 概ね以上のような意見交換ののち委員長より次のとおり述べられた。
- 大体以上のような意見を踏まえて小委員会で検討し、アンケートの内容を作らせて貰うことにする。小委員会は5月10日(土)10.00~17.00に開催することにしたい。(後に5月13日(火)13.00~17.00に変更)
- (3) 試験問題実地研究の実実施計画について
- このことについて委員長より次のとおり述べられた。
- 先般(3月28日)の実施方法等調査専門委員会小委員会で本年度の実地研究は11月23~24日の両日に実施するのが適当であること、また1地区2校の方式で受験者も去年の倍数程度とすること、などの方針が定められた。実地研究実施のための具体的な実施要項については今後小委員会で作成するが、その他何か問題があればおきかせ願いたい。
- これについて次のような意見が述べられた。
- 実地研究の受験生はどういうレベルの者が受験しているのか。各高校から数名ずつというようなことでは平均レベルにはならない。
 - 国立大学の受験生を中心に考えたらよい。
 - 高校側に対し受験生の選定について条件を付して依頼する必要がある。
- (4) 本年度の残された研究課題について
- このことについて委員長より次のように述べられた。
- 本年度の事業計画については上述の説明会、アンケート、実地研究の実施のほかに、実施方法上の残された研究課題として①受験生の受験場割当のための実態調査、②入試センター機構と地区(大学)の実施組織の具体的な詰め、③

事故処理問題の洗い、④第二次試験のあり方、⑤身障者の受験問題等があるが、これ以外に検討すべき問題或いは以上の問題の内容についてご意見があれば伺いたい。

これについて次のような意見が述べられた。

- コンピューター専門委員会に補欠募集や新設大学の学生募集の際の処理方式のことについて検討しておいて貰う必要があるのではないか。

(5) その他

本年度の調査研究が特別会計予算で運営されることになったことに伴う予算執行ならびに業務運営上のことについて、堀津東大入学主幹より資料11, 12に基づき以下のような事項について説明があった。

- ① 予算の配分方法
- ② 事務処理の分担
- ③ 委員長、委員等の委嘱手続
- ④ 予算の内容
- ⑤ 委員等の出張手続および旅費の支出基準

ついで丁子事務局長より次のとおり報告があった。

来る4月30日に文部省の入試改善会議が開かれるが、そこで今回の入試改善調査研究報告書の説明をすることになっており、その説明を谷田副委員長と湊委員にお願いしたい旨の申し入れがあったのでよろしくご承頂きたい。

以上で本日の協議を終り、次回は5月10日(土)(後に5月13日に変更)に小委員会を開催し、本日審議の50年度実施事業計画の具体的な詰めを行うこととした。

(26) 入試改善調査委員会・実施方法等調査専門委員会・コンピューター専門委員会・科目別研究

**専門委員会委員長の合同会議
事要録**

日時 昭和50年6月9日(月) 14.00~16.00

場所 学士会分館6号室

出席者 (入試改善調査委員会)

岡本委員長

加藤、谷田各副委員長

相磯、湊、小野、小山、川村、桜場、

丸井、永田、増尾、細川、菅、長瀬、

岳中、蟹江各委員

(実施方法等調査専門委員会)

加藤委員長(再掲)

湊、小野、川村、丸井、永田、細川、

菅、長瀬各委員(以上再掲)

田中、清水、秋田、上垣内、具島各委員

(コンピューター専門委員会)

小野委員長(再掲)

湊、清水(以上再掲)、安井各委員

(科目別研究専門委員会)

松村(国語)、勝部(倫社)、林(代大

森、政経)、木村(日本史)、山田(世

界史)、浮田(地理)、柘植(数学)、

松村(物理)、中村(化学)、永野(生

物、基礎理科)、橋本(地学)、榊井

(英語)各委員長

岡本入試改善調査委員会委員長主宰のもとに開会。

初めに岡本委員長から次のとおり挨拶があった。

すでにご存じのとおりこのたび49年度の入試改善調査研究報告書ができあがったが、本年度はこの報告書についての各大学の意見をきくことやその他の積み残しの研究課題の検討などの

ことがあるため、昨年度に引続き調査研究を継続せざるを得ない成行きとなった。それで今後1年間またいろいろとお世話になることになるが、本日はその50年度の実施事業計画についてこれより審議をしたいのでよろしく願いたい。

ついで堀津東大入学主幹から配付資料の説明があったのち議事に入った。

議 事

◎ 昭和50年度入試改善調査研究の実施計画について

初めに岡本委員長から、本日は本年度の実施事業計画について主として①報告書に関する各大学に対するアンケートのこと、②試験問題実地研究の実施計画のこと、の2点について協議願いたいと考えているが、最初に50年度の入試改善調査研究実施事業計画の全般についてご説明しご了承を得たい、と述べられた。

(1) 昭和50年度入試改善調査研究実施事業計画書について

このことについて堀津東大入学主幹から資料7に基づき次のとおり説明があった。

この実施事業計画書の内容は昨年度のものと同様余り変りはない。ただ、本年度は高校の新教育課程に則って調査研究を進めることになったため、昨年度と比べ科目の内容、科目数等が変り、それに伴って科目別研究専門委員会の委員会数や委員数にも若干変動が生じたので、それらの点について適宜修正を施した。また、試験問題実地研究は本年度は1地区2会場の方で行い、1地区当りの受験者数も昨年度より若干増加する計画なので、それらの点についても修正を行った。なお、この調査研究事業に要する経費が本年度は国立学校特別会計予算に計上されることになったので、その経理の執行方法に

関する部分についても修正を行った。

以上の前置きののち事業計画書(案)の朗読と本年度の修正点についての説明があった。これに関して概ね次のような意見交換があった。

- この実施計画書(案)では国語の古文は古典Ⅰ甲で出題することになっているが、これを古典Ⅰ甲にするかⅠ乙にするかの出題の範囲の問題については、国語の科目別研究専門委員会の自主的判断で決定すべき問題と思う。科目別研究専門委員会に諮る前に決定されてしまうと委員会で説明する際困ることになる。
- 今度の調査研究報告書では、共通第一次試験の出題の範囲については高校の必修科目の範囲内という原則に立って古文は古典Ⅰ甲としたわけである。しかし、このことについては予め国語の科目別研究専門委員会にその旨を連絡すべきであったと思う。
- その趣旨は分るが、出題範囲の最終的決定の所在をはっきりしてほしいと思うわけである。国語の科目別研究専門委員会に対しては共通第一次試験では必修科目が原則であるということで説明し了承を得ることにしたい。
- 本年度、予算配賦方法が変ると各大学に実際に配分になるのはいつごろになるか。早く委員会を開いて問題作成の検討を始めたいと思っているが、事務局の経理の方ではまだ予算配賦がないから駄目だといっており困っている。何かよい便法を考えてほしい。
- その旨を文部省に伝え、文部省から大学の方へ便宜を計らうよう指示して貰うことにする。
- 基礎理科の科目別研究専門委員会は東北大学で引受けることにしたが、基礎理科の履修状況やこれの大学入試における実施状況を調

べた結果若干問題があるので、このことについて後刻ご意見を伺いたい。

(2) 試験問題実地研究の実施計画について

このことについて堀津東大入学主幹から資料11, 12に基づき次のとおり説明があった。

本年度の実地研究の実施計画は基本的には昨年度と変りがないので、昨年度の実施要項を参考にして資料を作成した。以下資料11によって昨年度と変った点について説明する。

以上の前置きののち、実施要項(案)を朗読しつつ修正点の説明が行われた。

これに関して概ね次のような意見交換があった。

- 本年度は1地区2会場で実施するとのことだが、そうすると5の「世話大学」に関する説明部分はこのような表現ではまぎらわしいのではないか。
- 昨年度は1地区1会場で実施したが、今年度は1地区2会場で実施する計画にしている。この場合2つのケースが考えられる。①世話大学に試験実施委員会を置き近辺の大学と共同して実施する。つまり、親と子というような関係であり、この場合は世話大学は1大学ということになる。②同一地区内で地域的に距った2つの大学がそれぞれ主体となって実施する。この場合にはそれぞれの会場大学が世話大学になる。その二つの方式のいずれをとるかは各地区の事情をきいて決めることにする。この実施要項(案)の世話大学に関する部分の文面は各地区の会場大学が決定した段階でいずれ整理し直すことにする。
- 基礎理科は別紙資料にみられるように高校での履修状況は4.5%に過ぎず、これを採用しているのは多くは職業高校である。また、この基礎理科を入試に出題している大

学は国・公・私立を通じ僅か3大学に過ぎず、しかもこれを必須としているのは1大学だけである。それで、このような状況の下で基礎理科の試験問題や解答用紙はどの位つくったらよいか。また試験時間は60分にするのか120分にするのか。

- 基礎理科と数学一般のことについてはこれまで検討してきた。基礎理科の履修者や大学入試における基礎理科の実施は確かに少ないが、大学受験資格のある者のうち基礎理科を必須でとっている者もあるので、これを共通第一次試験の試験科目から外すことは問題があると考えた。なお、基礎理科の試験時間や配点については理科の他の場合(2科目選択)と同様に120分、200点とするのが適当と思われる。そのためそれ相当の問題数を出題し、解答用紙についても規格どおりのものに適合するように作成してほしい。ただ、基礎理科(数学一般も)を任意に選択させることは問題なので、これを受験する者は高校でこれを履修した者に限定すべきであると考えている。
- 社会の「地理」は新課程では地理Aと地理Bの2つに分けられたが、地理はAとBで2科目と教えてよいか。午前中の小委員会では社会の受験は「倫社、政経、日本史、地理Aまたは地理Bの中より2科目選択」ということにしたが、これで差支えないか。
- それで差支えない。地理を選択する場合には地理A、地理Bのいずれかを選択させることになる。
- 理科の試験時間と配点は昨年どおりでよいか。
- 昨年どおりでよい。
- 実地研究の日程表によると試験問題・マー

た。このアンケート案については、その他の意見もあるかもしれないので、それらを調整したうえで委員長、副委員長の下で最終的なまとめをお願いすることにしたい。その作業を6月末頃までにすませて直ちに各大学に送ることにはしたい。なお、大学全体としての意見以外に各学部学科等における意見もきければ幸いである。また、各科目別研究専門委員会からもこのアンケート案についてご意見があれば6月15日までに提出して頂きたい。

以上の説明ののち次のような問題点について種々意見交換が行われた。

- アンケートの回答方式について、大学一本にまとめるか、学部、学科毎でもよいかについて。
- 第二次試験のあり方についての問い方について。
- 共通第一次試験の利用についての問い方について。

ついて。

- 受験生の試験場割当の問題について。
- 昨年度の試験問題に関する高校側の意見聴取について。

概ね以上のような問題点について討議が行われてこのアンケート案についての議事を終り、最後に安井委員（コンピューター専門委員会）から次のような発言があった。

本年度の実地研究に使用するマークシートの形式は昨年度のものとは変るようになるかもしれない。昨年度は縦長の形式であったがこれを横長形式のものにすることについて目下検討している。

次に「地理」について受験者が誤って地理Aと地理Bの両方を解答した場合、そのどちらを採ったらよいか。解答用紙のデザインに関係するのでおききしておきたい。

以上で議事を終了し閉会した。

○会報第68号の正誤及び補遺

(正 誤)

5 頁 上10行目 奈良大学を奈良教育大学に訂正

5 頁 下1行目 数員給与を教員給与に訂正

(補 遺)

6 頁 下12行目 「神戸大学」の次に「神戸商船大学」を挿入する。

2. 第56回総会

国立大学協会事業報告書

(注) 第55回総会より今総会前まで

1. 諸会合 (85回)

(1) 第55回総会

49. 11. 13 (水) 第1日

11. 14 (木) 第2日

(2) 事務連絡会議

49. 11. 15 (金) 第22回事務連絡会議

(3) 理事会 (5回)

49. 11. 13 (水) 理事会

50. 1. 9 (木) 理事会

2. 27 (木) 理事会

5. 8 (木) 委員等選考役員会

5. 14 (水) 理事会

(4) 常置委員会 (19回)

ア) 第1常置委員会

(主要審議事項) 第6常置委員会の待遇改善調査報告書案に対する意見のとりまとめを行なったほか、文部省の大学院設置基準案を検討し、また研究員(技官)の職制について検討した。

49. 12. 13 (金) 常置委員会

50. 1. 10 (金) 常置委員会

1. 23 (木) 小委員会

2. 19 (水) 常置委員会

イ) 第2常置委員会

(主要審議事項) 身体障害者の大学側の受入れ問題について、小委員会を設けて検討を進め、各大学のアンケート回答結果をとりまとめ、文部省ならびに各国立大学長に報告した。

49. 12. 9 (月) 小委員会

50. 3. 13 (木) 小委員会

3. 13 (木) 常置委員会

ウ) 第3常置委員会

(主要審議事項) 本委員会がとりまとめた「課外活動中における学生の災害事故対策について」に基づき立案の「課外活動の振興に関する要望書」を検討した。なお、就職内定取消、自宅待機の実情調査を行ない、就職事務開始時期について中央雇用対策協議会の決議に協力依頼を各国立大学長に通知した。

50. 1. 24 (金) 常置委員会

4. 30 (水) 常置委員会

エ) 第4常置委員会

(主要審議事項) 「学生の教育研究災害補償制度(中間報告案)」を検討するとともに、「大学保健管理施設の増加・充実」「国立大学共同利用研修施設設置」「奨学制度の拡充」等本委員会関係要望書案を審議した。

50. 2. 26 (水) 常置委員会

6. 5 (木) 常置委員会

オ) 第5常置委員会

(主要審議事項) 「今後の国際交流」の問題を審議し、「学長の国際交流についての報告書」案ならびに「学長の国際交流に関する要望書」案を検討した。また「留学生に対する施設」とその関連の問題について審議した。

49. 12. 13 (金) 常置委員会

50. 2. 14 (金) 常置委員会

4. 4 (金) 常置委員会

5. 27 (火) 常置委員会

カ) 第6常置委員会

(主要審議事項)

入学科等学費改定について審議した。ま

た「教官等の待遇改善に関する報告書案」に対する関係委員会等の意見を検討し、同報告書案の最終的取扱いについて審議した。なお本年度の待遇改善要望書案、学生部関係職員の待遇改善、来年度の概算要求方針等について検討した。

50. 2.15 (土) 常置委員会

4.17 (木) 常置委員会

4.30 (水) 小委員会

5.19 (月) 常置委員会

(5) 特別委員会 (42回)

ア) 大学格差問題特別委員会

(主要審議事項) 第1常置委員会小委員会のまとめた「格差是正に関する報告書」の全般について自由討議を行なった。

50. 2.14 (金) 特別委員会

5.26 (月) 特別委員会

イ) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) かねて審議を進めてきた医学教育改革に関する調査報告書案の各項目について検討を重ねた。また大学設置審議会の「医学部及び歯学部設置基準の改善について(中間報告)」に対する意見をまとめ文部省に提出した。

50. 2. 6 (木) 特別委員会

3.12 (水) 特別委員会

4.17 (木) 特別委員会

6. 6 (金) 特別委員会

ウ) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 大学図書館改革に関する第2次調査研究報告案について審議を進め、案文をとりまとめた。なおその過程においてアンケート集計報告をまとめ取敢えず各大学の参考に報告した。

50. 1.10 (金) 小委員会

1.10 (金) 特別委員会

2.21 (金) 小委員会

3.14 (金) 小委員会

4. 4 (金) 小委員会

4.25 (金) 小委員会

4.25 (金) 特別委員会

5. 1 (木) 小委員会

5.14 (水) 小委員会

5.28 (水) 小委員会

エ) 教職員の厚生等に関する特別委員会

(主要審議事項) 学内保育施設問題の検討資料として、各大学長宛学内保育施設実態調査をアンケートし、その回答結果について分析検討してとりまとめを行なった。

50. 2.26 (水) 特別委員会

オ) 入試調査特別委員会

(主要審議事項) 昭和49年度標準問題実地研究について、実施方法等調査専門委員会が主となり関係各専門委員会の協力を得てこれを実施したほか、昭和48同49両年度中に各委員会が行なった調査研究の結果をとりまとめて「国立大学入試改善調査研究報告書」「同附属報告書」を印刷し、広く関係各方面に配布した。なお昭和50年度実施事業計画を協議し、また各地区国立大学ならびに高等学校に対する説明懇談会を行なった。

49.11.23 (土) 実施方法等、コンピューター各小委員会(実地研究実施)

11.24 (日) 同上

11.27 (水) コンピューター小委員会

12. 9 (月) 実施方法等小委員会

50. 1.16 (木) 実施方法等小委員会

1.17 (金) 実施方法等小委員会

1.18 (土) 実施方法等小委員会

- 1.18 (土) コンピューター小委員会
- 1.27 (月) 入試改善調査委員会
- 2.10 (月) コンピューター小委員会
- 3. 7 (金) 入試改善調査委員長副委員長打合会
- 3. 7 (金) 実施方法等調査専門委員会
- 3.28 (金) 科目別委員長連絡会議
- 3.28 (金) 実施方法等小委員会
- 4.19 (土) 入試改善調査委員会
- 5.13 (火) 入試改善小委員会
- 5.24 (土) コンピューター小委員会
- 5.30 (金) 説明会 (九州地区)
- 6. 4 (水) 入試改善小委員会 (在京)
- 6. 5 (木) 説明会 (中四国地区)
- 6. 6 (金) 説明会 (関東甲信越地区)
- 6. 8 (土) 入試改善小委員会 (在京)
- 6. 9 (月) 入試改善調査小委員会
- 6. 9 (月) 入試改善・科目別等合同委員会
- 6.13 (金) 説明会 (中部地区)

(注) 今期は科学技術行政、教養課程、研究所、入試期、教員養成制度各特別委員会の開催はなかった。

(6) 大学運営協議会 (2回)

(主要審議事項) 第6常置委員会の国立大学教官等の待遇改善に関する報告案について関係研究部会において検討を行ないそれぞれ意見をとりまとめた。

49.12.18 (水) 第2研究部会

50. 1.30 (木) 第1研究部会

(7) 特別会計制度協議会 (4回)

(主要審議事項) 昭和49年度補正予算、昭和50年度概算要求上の重要事項、昭和51年度概算要求編成方針等について審議した。

49.12.20 (金) 第21回協議会

50. 1.21 (火) 第22回協議会

4.24 (木) 第23回協議会

5.14 (水) 第24回協議会

(8) その他の会合 (10回)

49.11.26 (火) 日教組との会見

12. 9 (月) 会長両副会長懇談会

12.24 (火) 文部大臣との懇談

12.26 (木) 自民党文教部会長との懇談

50. 1. 6 (月) 予算案内示について文部省との懇談

1.23 (木) 文部省と都内事務局長等懇談会

3. 6 (木) 就職問題懇談会

3.25 (火) 参議院文教委員会 (参考人として出席)

4.14 (月) 文部大臣との懇談

4.16 (水) 文部大臣との懇談

2. 要望書その他諸活動 (35件)

(対外的諸活動)

49.11.23. 24 入試改善調査の实地研究として、全国7地区において高校生3,000人に対し、科目別研究専門委員会作成の試験問題の实地試験研究を行なった。

49.12.24 永井文部大臣、山崎、岩間両次官、井内、木田、今村各局長と林会長、岡本相磯両副会長、加藤第1、谷田第2、都留第6各常置委員長、川上理事との懇談に際し、当面の大学問題について意見交換を行なったが、とくに国立大学の授業料値上げについては政府において慎重に対処されたく、現段階においては適当でない旨を述べ善処方強く要望した。

49.12.26 林会長、岡本、相磯両副会長、都留第6常置委員長が自民党西岡文教部会長に面談し、この際国立大学の授業料値上げを

見合わせられたい旨強く要望した。

50. 1. 7 相磯副会長、谷田第2常置委員長が岩間事務次官、井内大学局長に面接し、学費値上げの問題について国立大学の立場で対処してきた従来の経緯その他諸般の実情を十分考慮され、とくに慎重な配慮をもって善処願いたい旨強く要望した。

50. 1. 9 林会長、岡本、相磯両副会長が岩間事務次官、井内大学局長と面談し、入学料の大幅引上げの遺憾であること、予算の積算校費が物価騰貴のため実質的低下にならぬよう引上げに努力せられたい旨一層の善処方を要望した。

50. 3. 12 大学設置審議会大学基準分科会の「医学部及び歯学部設置基準の改善について（中間報告）」に対し医学教育特別委員会委員長名をもって意見を提出した。

50. 4. 14 永井文部大臣を初め文部省幹部と、国立大学当面の諸問題につき会長、相磯副会長、在京理事が、また同4月16日入試改善の諸問題につき岡本、相磯両副会長、加藤、谷田両入試改善調査副委員長が意見交換を行ない懇談した。

（各国立大学への意見照会等）

49. 1. 1 大学設置審議会大学基準分科会「医学部及び歯学部設置基準の改善について（中間報告）」に対する各大学より文部省への意見写送付方を医学教育に関する特別委員会委員長より各国立大学長宛依頼した。

50. 1. 30 大学卒業予定者の採用内定取消し、自宅待機等について第3常置委員長から各国立大学長宛実情の調査を照会した。

50. 3. 3 学内保育施設の実態調査を教職員の厚生等に関する特別委員長から各国立大学長宛依頼した。

（資料・連絡強化等）

49. 11. 24 入試改善のための実地研究の際の試験問題を実施方法等調査専門委員長より参考のため各国立大学長に送付した。

49. 12. 25 国立大学の授業料増額について政府においてとくに慎重に対処されたい旨を、文部大臣との懇談の際国立大学協会として要望した旨事務局長から各国立大学長宛事務連絡した。

49. 12. 26 国立大学の授業料増額について自民党文教部会長に対し、この際授業料値上げを見合わせられたい旨国立大学協会として強く要望した旨事務局長から各国立大学長宛事務連絡した。

50. 1. 7 学費値上げについて従来の経緯その他諸般の実情を十分考慮の上善処されたい旨、国立大学協会側より文部事務次官ならびに大学局長に要望した旨事務局長から各国立大学長に対し事務連絡を行なった。

50. 1. 9 理事会の意を承けて会長、両副会長が文部事務次官と大学局長に面談し、入学料の大幅引上げに対する遺憾表明を行ったことおよび、予算の積算校費が実質的低下にならぬよう善処方繰返し要望した旨事務局長より各国立大学長に対し事務連絡した。

50. 1. 10 大学卒業予定者のための就職推せん選考開始時期等について、各国公私立大学団体代表者の連名をもって行なった申し合わせとこれに対する協力方について会長名をもって各国立大学長宛通知した。

50. 1. 30 大学卒業予定者の採用内定取消し等について労働省職業安定局長よりの依頼を会長名をもって各国立大学長宛通知した。

50. 3. 3 大学図書館改革に関するアンケートに対する各大学よりの報告に含まれた多

数の貴重な資料をまとめ「大学図書館改革に関するアンケート集計報告」として各大学宛参考のため送付した。

50. 3. 6 東京大学よりの総合大学院構想専門委員会報告書の寄贈を受け各大学に送付した。

50. 3. 25 参議院文教委員会よりの要請により、大学入試改革について参考人として意見陳述のため、相磯副会長、谷田第2常置委員長が出席した。なおその概要につき、各国立大学長宛参考のため事務局長から事務連絡した。

50. 3. 31 昭和48年度及び昭和49年度にわたり入試改善調査委員会が実施した国立大学共通第一次試験の調査研究結果をとりまとめ、「国立大学入試改善調査研究報告書」「同附属報告書」を刊行したので、入試改善調査委員長名をもって文部省及び各国立大学の学内検討用を初め高等学校関係等広く関係方面に参考のため配布した。

50. 4. 17 第2常置委員会が昭和48年秋以来検討してきた身体障害者の入試および入学後の教育指導の問題についての調査報告がまとまったので、各国立大学長宛第2常置委員長名をもって送付した。

50. 5. 19 昭和50年度卒業予定者のための就職事務開始時期等については、本年5月7日修正された中央雇用対策協議会の決議の趣旨の周知方をはかり処置されるよう会長名をもって各国立大学長宛依頼した。

(要望書等の受理)

国立大学協会会長宛各種団体等から、下記のとおり要望書等の提出があったので、理事会に報告するとともにそれぞれ関係委員会宛送付した。

日付	団体等名称	事項
49. 11. 12	国立6大学長会議	医学教育研究員制度ならびにパラメディカル要員の増員について
49. 11. 20	国立10大学理学部長会議	定員削減及び予算に関する要望
49. 11	全国国立大学人文系学部長会議	大学の大衆化に対応する人文系学部の飛躍的拡充と改革発展について
49. 11	日本学術会議	研究者の研究教育条件の改善、老後の研究教育条件の改善、大学共同利用図書館、平和研究の促進について
49. 12. 13	12大学教養部長連絡会議	教養部人員・設備の格差是正について
49. 12. 19	東京地区国公立大学厚生指導部課長会議	学生部関係職員の待遇改善について
50. 1. 29	国立短期大学教官連合	「短期大学設置基準の制定について」「中間報告」案」についての見解と要望
50. 2. 15	滋賀大学長	入学金、検定料値上げ反対について
50. 2. 17	琉球大学長	学費改定について
50. 2. 18	北見工業大学長	入学料等の改定について
50. 2. 28	東北大医学部教室委員会	大学教官旅費増額について
50. 4. 17	宮崎大学教育学部教授会	第3次定員削減反対声明について

3. 刊行物

- (1) 50. 1 大学図書館改革に関するアンケート集計報告
- (2) 50. 3 国立大学入試改善調査研究報告書(昭和49年度)
- (3) 50. 3 国立大学入試改善調査研究報告書附属報告書
- (4) 50. 3 「身体障害者の大学受入れ」についての調査報告
- (5) 会報発行 2回(第67号50年2月 第68号同6月)

3. 諸会合

50. 4. 4	金	10時	図書館特別委員会小委員会	5. 27	火	10時	第5常置委員会
4. 4	金	13時30分	第5常置委員会	5. 28	水	10時	図書館特別委員会小委員会
4. 14	月	18時	文部大臣との懇談会	5. 30	金	10時	入試改善調査委員会 説明会(九州地区)
4. 15	火	15時	科目別(理科)4科目 打合会	5. 30	金	13時	大学院生協議会との 懇談
4. 16	水		文部大臣と入試改善 関係者懇談会	6. 5	木	10時	入試改善調査委員会 説明会(中・四国地 区)
4. 17	木	10時	第6常置委員会	6. 5	木	13分30時	第4常置委員会
4. 17	木	13時30分	医学教育に関する特 別委員会	6. 6	金	13時	日教組大学部との懇 談
4. 19	土	13時30分	入試改善調査委員会	6. 6	金	13時30分	医学教育に関する特 別委員会
4. 24	木	10時	特別会計制度協議会	6. 6	金	13時30分	入試改善調査委員会 説明会(関東・甲信 越地区)
4. 25	金	10時	図書館特別委員会小 委員会	6. 9	月	10時30分	入試改善調査委員会 小委員会
4. 25	金	14時	図書館特別委員会	6. 9	月	14時	入試改善調査合同委 員会(入試改, 実施 方法, コンピュータ ー科目別)
4. 30	水	13時30分	第3常置委員会	6. 13	金	10時	入試改善調査委員会 説明会(中部地区)
4. 30	水	13時30分	第6常置委員会給与 問題小委員会	6. 16	月	10時	第56回総会(第1日)
5. 1	木	13時30分	図書館特別委員会小 委員会	6. 16	月	12時	理事会
5. 8	木	13時30分	委員等選考役員会	6. 17	火	10時	第1常置委員会
5. 13	火	10時	図書館特別委員会小 委員会	6. 17	火	10時	第2常置委員会
5. 13	火	13時	入試改善調査委員会 小委員会	6. 17	火	10時	第3常置委員会
5. 14	火	10時	特別会計制度協議会	6. 17	火	10時	第4常置委員会
5. 14	水	13時30分	理事会	6. 17	火	10時	第5常置委員会
5. 19	月	10時	第6常置委員会	6. 17	火	10時	第6常置委員会
5. 24	土	10時	コンピューター小委 員会	6. 17	火	13時	第56回総会(第2日)
5. 26	月	14時	大学格差問題特別委 員会				

6.17	火	17時30分	記者会見		説明会（関東甲信越地区、高校）	
6.18	水	17時30分	幹事会			
6.19	木	10時	第23回事務連絡会議	6.24	火 13時30分	コンピューター小委員会
6.20	金	10時	入試改善調査委員会			
			説明会（東北地区）	6.30	月 10時	入試改善調査委員会説明会（北海道地区）
6.20	金	10時	入試改善調査委員会			
			説明会（近畿地区）	6.30	月 10時30分	第6常置委員会給与問題小委員会
6.23	月	13時30分	入試改善調査委員会			

窓

水島重油汚染の調査研究に際して

昭和49年12月18日夜半に発生した三菱石油水島製油所からの重油汚染に直面して、香川大学を中心に、“重油汚染による瀬戸内海東部海域の生物環境変化に関する研究”という課題のもとに、文部省科学研究費特定研究(1)による研究班が組織され、調査が速やかに開始された。チョコレート色の重油が瀬戸内海沿岸495kmを覆っているのをみても、地方大学の社会的責任というような言葉を持ち出すまでもなく、瀬戸内海の環境保全をテーマにしている沿岸の諸大学の研究者が手をこまねいてみていることができる筈がない。

研究班に、香川大学、岡山大学、広島大学および徳島大学の4大学7学部の研究者14名が参加しており、かつ、昭和47年来瀬戸内海周辺の国立九大学が共同で実施してきた“瀬戸内海環境改善に関する基礎的研究”（通称“瀬戸研”）（当時の総括責任者谷口澄夫前岡山大学学長）が、極めて異なった分野の研究者の疎通意志を図るのに役立っていた。

非常事態であったといえればそれまでであるが、これ程短期間に研究班が組織され、研究費の配分が決定された例はこれまであまりなかったのではあるまいか。

1月24日岡山大学で開かれた“瀬戸研”の代表者会議で、重油汚染の研究班の組織化が取り上げられ、文部省で研究費配分が決定したのが2月26日であった。当初、文部省や大学当局に年度末までの短期間に研究成果がえられるかどうか危ぶむ声もあったようであるが、実際には、調査は12月末から開始されていたこともあって、幸い、成果の一部を5月22日の高松市における公開講演会で発表することができた。その後も着実にデータが集まりつつあるが、従来石油汚染の調査報告書にはみられない示唆に富むものもあり、50年度の研究報告としてまとめて発表できるものと考えている。

この研究を実施するに当って、まず痛感したのは、環境汚染のような学際的問題に対処するには、普段から各大学の研究者間の交流がいかに必要であるかということであった。また、3月も押し迫って送られた研究費を運用するのに各大学事務当局が示してくれた努力も陰にあってなみなみならぬものがあった。

私自身が研究費の小切手をもって他の大学に届けに走ったこともあるが、大学が学生、教官、職員の三者で構成されるという至極当然なことを単に恰好良い言葉としてではなく研究を通じて実感として味わった日々であった。

（香川大学農学部助教授 岡市友利）

B 要 望 書

1. 国立大学の定員について (要望)

昭和50年6月17日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会はこのたび開催の第56回総会の決議により、昭和51年度予算編成にあたりわが国の研究教育水準の維持発展に支障を来すおそれのないよう、政府において総定員法のあり方について検討を加えられ慎重な配慮をたまわりたく要望いたします。

殊に国立大学は多数の常勤的非常勤職員を有しており、また、大学、学部、附属病院等の新設、増設に当たっては多数の定員を必要としますが、これらの問題を現行法の枠内で解決することは極めて困難な状況にあることを申し添えます。

要望先

文部大臣ほか文部省関係官、行政管理庁長官ほか行政管理庁各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官

2. 大学における課外活動の 振興に関する要望について

昭和50年6月16日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は、このたび、開催の第56回総会において別紙のとおり大学における課外活動の振興に関する要望書を提出することを決議いたしました。

大学教育における学生の課外活動振興の重要

性にかんがみ特段のご配慮をたまわりたくお願いいたします。

大学における課外活動の振興に関する要望

大学における課外の体育・文化サークル活動は従来より学生の人間形成上にも大きい価値のあるものとして評価されてまいりました。したがって学内のクラブ活動と大学の主催又はこれに準ずる課外の行事については、その一層の振興策がとられるべきであると考えます。

1. 課外活動における顧問教官の地位の重要性 とこれに見合う厚生補導費の増額について

国立大学協会においては、さきに学生サークル部室の新営について2回にわたり要望書を提出いたしましたが、さらに当協会は

「教官と学生との間のコミュニケーションの問題に関するアンケート調査」集計報告（昭和47年11月）

の中で、課外活動が教官と学生との間のコミュニケーションに果たしている大きな役割を明らかにし、その中で顧問教官の課外活動に果たす役割を高く評価してまいりました。また、調査報告：

「課外活動中における学生の災害事故について」（昭和49年11月）

においては、災害事故の実態調査と防止対策について、検討を重ね、ここでも顧問教官が大きい役割を果たしていることを明らかにしております。

しかるに、このような重要な役割にもかかわらず、顧問教官は種々の制約のため充分にその力量が発揮されないのは、私ども日頃から遺憾

に思っているところであります。そしてその難点の多くは以下にのべるように財政的な面より生ずるものと思われまゝす。このため私たちは、必要な予算的配慮を要望するものであります。

大学における課外活動顧問教官は、前掲の両調査報告にもあるように

- (イ) 学生団体の学内における活動全般に対する助言指導
- (ロ) 施設・設備の整備促進
- (ハ) 対外的活動における助言
- (ニ) 教官・学生間のコミュニケーションの促進強化
- (ホ) 個々の課外活動分野での専門的知識の導入

等多面的な役割を果たし、その活動は課外活動を促進する上に大きい地位を占めております。このため顧問教官の積極的な活動を期待する声は学内において高まっております。ところが顧問教官は、その責務を果たすうえで精神的にはもちろん、物質的な側面においても多大な負担を強いられているのが実情であります。と申しますのは、もとより課外活動は学生の自主的活動ではありますが、教師特に顧問教官は課外活動の教育的意義にかんがみ教育的配慮を払いつつ可能な条件のもとで種々の行事に加わって、その中で教官、学生間の交流を進展させているのであります。そしてそこでは、当然旅費、会合費その他の支出も必要といたします。

更に、課外活動、特に体育系のクラブの場合では、万全の注意にもかかわらず、災害事故の発生することは避けられず、その際顧問教官の立場は微妙なものになってまいります。当協会の調査によると、かかる場合には、顧問教官は実際上その経済的負担をも負わざるをえぬ場合が多いのであります。

もちろん課外活動そのものは学生の自発的活動でありまして、その中で起こる災害事故に対しては、別個の対策がとられるべきでありましようが、上のような立場に立つ顧問教官に対しては、このような非常事態の生じた時にこそ、大学としては充分な活動を期待しなければならぬのは自ら明かな次第であります。

これらの諸点を御考慮の上、これに見合う厚生補導費の増額をこの際切に要望いたします。

2. 課外活動中における災害事故対策について

なお、これとは別に、課外活動中における災害事故の救済策につきましても、大学における学生健康保険・後援会等並びに、スポーツ安全協会傷害保険等一定の考慮は払われてまいりましたが、その普及率などについては、なおはなはだ不十分の感があります。

また、山岳遭難などについては、平時から技術の向上策など、とるべき手段もなお検討の余地はあるものの、一度事故が発生すれば大学では多くの場合、緊急に対策本部を設け、必要に応じ連絡員や捜索隊の出動などの応急措置をとらざるを得ません。

こうした場合、山岳保険制度などの制度がありますが、前記のスポーツ安全協会傷害保険なども含めて、国の補助により保険料の引き下げにより一層の普及をはかると同時に給付の増額を促進されることを要望いたします。

昭和50年6月16日

国立大学協会

会長 林 健太郎

要望先

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官、スポーツ安全協会会長

3. 正課中における学生の災害事故対策について(要望)

昭和50年6月16日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は、予てより正課中における学生の災害事故対策について検討を重ね昭和48年度以降要望書を提出して参りましたが、その後これが実現の方向へ検討がすすめられていることはわれわれのひとしく感謝するところであります。しかしながら問題の緊要性にかんがみ、このたび重ねて別紙要望書を提出いたしますので、速かに要望の趣旨が実現いたしますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

要 望 書

正課中における学生の災害事故対策について大学教育の拡充にともない、体育・実験・実習など正課中における学生の災害事故の増加は、大学運営上の困難な問題となっており、これに対する対策の確立は、教官・学生いずれの側にとっても重大な関心事となりつつある。本来、学問の進歩に即応し、各分野の専門的研究と結びつかなくてはならない大学教育の特殊な性格を考えると、教育実施の過程における不測の事故に対する十分な対策を制度的に確立しておくことは、緊急な必要事であると考えられる。

国立大学協会は、予てよりこの問題に関し、各大学における災害事故の実態を調査し、これに対する対応策を検討してきたが、ここに下記基本方針に沿い、早急にこれが制度化を望要する次第である。

記

1 対象を正課中における災害事故に限定す

る。

- 2 互助精神を基本にしてそのための制度化を進める。
- 3 大学における実験・実習その他教育・研究の特殊性を考慮し国の強力な財政的措置を要請する。
- 4 適用の範囲は学部学生、大学院生、研究生その他これに準ずる者とする。

昭和50年6月16日

国立大学協会

会長 林 健太郎

要望先

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官

4. 大学保健管理施設の増設・充実にいて(要望)

昭和50年6月16日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は、かねてより大学保健管理の重要性と保健管理センターの増設・充実整備の必要を認め、これが実現について要望してまいりました。すでに過半数の大学に保健管理センターが設置され、既設センターの一部に教授定員の配置が実現する運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。昭和51年度においては、さらに一層の推進を期するため、重ねてここに別紙要望書を提出いたします。

つきましては、本要望に対し、特別の措置が講ぜられ、これが実現について格段の配慮をされるようお願いいたします。

要 望 書

大学保健管理施設の増設・充実にいて

現在保健管理センターにおいては、一般的な保健管理業務すなわち健康診断、健康相談、各種検査、予防接種、救急処置などのほかに、現在最も学内の関心事である精神衛生、災害保障、公害防止などの諸問題に直接関与する必要が生じ、その業務はますます重大性を加えている。

ついでには、このセンターの設立主旨に従って、さらにこれの増設を急ぐとともに、独立的な機関としてその業務を遂行するため、その長に専任の教授定員を配置されたく、なお、その施設の整備拡充とその経常費の増額および要員増員等あわせてご考慮を払われたく、ここに重ねて強く要望する次第である。

昭和50年6月16日
国立大学協会
会長 林 健太郎

要望先

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官

5. 国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書

昭和50年6月16日
国立大学協会
会長 林 健太郎

国立大学協会は、予てより教員と学生の共同生活を通じて、教員と学生の融合をはかるとともに、各学部間ならびに、各大学間の研究と教育の交流をはかる目的をもって共同利用研修施設の設置を要望してきましたが、昭和47年度以降その一部が実施の運びとなりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。

つきましては、別紙「共同利用研修施設設置

計画」の趣旨をとくと考慮され、さらにその推進方につき特段の配慮をされるようここに要望いたします。

共同利用研修施設設置計画

社会の発展に対応すべき大学の役割は、日とともに重要となりつつあり、大学もまたこの使命を果たすため、あらたな態勢をととのえるべく改革問題をとりあげて、研究ならびに教育の成果をあげようと努力している。このためには従来の講義形式のみならず教員ならびに学生が、すぐれた自然環境のなかで共同生活を通じて一体となって相互の研磨に努め、学部の自主性の上に立ちながらも学部間の壁を取り除くとともに国内外の大学間の交流をはかり、相互の融合接触を密にし、研究ならびに教育のあらたな態勢をととのえる必要があることはいうまでもない。

以上の目的を達成するため、ここに共同利用研修施設の設置を計画するものである。

なお、この施設は、以上の目的に使用する余裕を見て教職員の福利厚生施設にも利用する。

その設置要領は、つぎのとおりである。

共同利用研修施設設置要領

1. 事業

この施設は、つぎの目的に使用する。

- (1) 学生と教員の合宿研修
- (2) 大学が必要と認める学外の実習・演習・体育実技等
- (3) 大学が認める課外活動
- (4) 教員と学生の交歓行事
- (5) その他大学が研究・教育上必要と認める事業

2. 施設・設備

- (1) おおよそ200名が同時に宿泊できる施設と設備

- (2) 建物面積は、すべてを含め約3,000㎡
- (3) 敷地は、右の目的を達成するために充分な用地

3. 管理

- (1) 管理は、この施設を利用する大学のうち、特定の大学がこれに当たり、これに必要な管理要員を増員する。
- (2) 管理の責任者は、管理にあたる大学の学長または学生部長とする。

4. 設置場所

各地区に少なくとも2ヶ所を設置する。

要望先

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官

6. 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望書

昭和50年6月16日

国立大学協会

会長 林 健太郎

大学および大学院の学生に対する奨学制度は優秀な人材を確保して、これに高等教育の機会を保障することによって、わが国の学術文化の発展に不可欠な役割を果たしてきました。しかしながら、最近における物価水準の異常な上昇に比べて、貸与金額の改善が著しい立ち遅れを示している現状は甚だ憂慮に堪えないところであります。

昭和50年度において改善の一部が実現したことはわれわれのひとしく感謝するところでありますが、なお下宿料・食費・図書費・交通費等の必要経費の急激な増大に伴い、奨学生の生活費にしめる奨学金の比率はますます低下し、アルバイトによってその不足額を補わざるを得ない学生がますます増加している実情でありま

す。このため一部には学業に支障を来し、勉学を中断せざるを得ない者さえ生じていることは甚だ遺憾であります。

よって、このような事情に鑑み、現行の奨学金制度について以下の諸点を改善・拡充されるよう、特段の配慮を要望いたします。

- (1) 大学および大学院の学生に対する貸与額を、最近の物価上昇に対応して大幅に増額されたい。
- (2) 優秀な資質の学生を確保できるよう、奨学生採用者の増員を図られたい。

要望先

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官、日本育英会

7. 学長の国際交流について報告

第5常置委員会

昭和50・6・16

去る昭和49年11月12日に開催された西独学長招待準備委員会がその任務を終了するにあたり、会長より第5常置委員会に対し今後の諸外国の大学長との国際交流について検討を委ねられた。本常置委員会はこのことについて数次にわたって検討を行ったので、その結果をここに報告する。

1. 学長の国際交流の必要性について

さきに行われたわが国と西ドイツとの間の大学長の相互招待による交流は、日独双方ともその成果を高く評価している。教官学生の国際交流も活発に行われている現状にかんがみ、今後は学長の交流の範囲を拡大し、西ドイツ以外の諸外国との学術文化の交流を促進するために格段の努力を払う必要があると考えられる。

2. 学長の国際交流の目的について

学長の国際交流の目的は、大学の制度、大学の行財政、大学の管理運営等に重点を置くものとするが、教官、学生の相互交流等に係る問題も、この目的の範囲に入るものとする。

3. 学長の国際交流の方法について

さきに行われたわが国と西ドイツとの間の学長の交流は、形式的には相互に政府が招待する方式がとられたが、事実上はわが国においては国立大学協会、西ドイツにおいては西独学長会議が中心となり、両国の政府及び関係学術団体の協力によつて実施された。今後の学長の国際交流についても国立大学協会が計画の中心となり、諸外国の大学、大学の団体又は学長の団体等との緊密な連絡のもとに行うべきものと考えられる。しかしながら、その実施にあたっては公立大学・私立大学との協力関係について考慮する必要がある、また国により大学制度に相違があるので、実施の方法に弾力性をもたせなければならない。さらに学長の交流を行う地域については、欧米諸国との交流に限ることなく、わが国が多数の留学生を受け入れている東南アジアの大学の学長を招待して相互の理解を深めるよう配慮することが必要であると考えられる。

なお、来日する学長の日程については、日本の学長との討論に重点を置き、来日学長の希望に応じて大学その他の教育施設の視察を行う方法をとるべきである。

4. 学長の国際交流の予算措置について

学長の国際交流については、招待国がその経費について予算措置を講ずることを原則とすることが望ましい。国立大学協会は、昭和51年度の文部省予算の概算要求にあたり、外国の学長を年間少なくとも10名程度招待する経費を計上すること、及び相互交流が軌道に乗るまでの

間、毎年若干名の学長の海外派遣旅費を計上するよう文部省に対し要望することとした。

5. 学長の国際交流を担当する委員会について

学長の国際交流の問題を担当する委員会については、第5常置委員会が担当するべきものとする。さきのわが国と西ドイツとの間の学長の交流の問題は第5常置委員会が担当し、西ドイツ学長団来日の準備の段階に入った後は、別に「西独学長招待準備委員会」を設置して具体的な受入準備と実行にあたった。今後の学長の国際交流についても西ドイツとの学長の国際交流の場合と同様に第5常置委員会の担当とし、具体的実施の段階に入った後は、必要に応じ「西独学長招待準備委員会」を設置した例にない、臨時の委員会を設置する方法をとるべきものとする。

6. 当面の計画について

学長の国際交流の計画的実施は昭和51年度以降となろうが、昭和50年度においても文部省の予算のゆるす範囲で員数のいかにかわらず実現を期したい。

なお、文部省において本年度にフランスの大学長の招待を計画中と仄聞するが、これを国大協の計画の一環として実現できるよう、文部省に対し要請したい。

8. 学長の国際交流に関する要望書

昭和50年6月16日
国立大学協会
会長 林 健太郎

昭和48、49の両年にわたり、西ドイツとわが国との大学の学長の相互招待による交流が行われ大学制度大学の管理運営等について相互に理解を深めることができたが、このことは両

国の大学の管理運営の上に益するところが大きいばかりでなく、今後の両国の学術の交流の促進と、両国間の国際親善にも寄与するところが大きいものと思われます。

国立大学協会は上記の日独学長交流の成果にかんがみ、今後は交流の範囲を拡大して広く海外の諸大学の学長とわが国の大学の学長との交流を活発に行うことが望ましいと考えられるので、本6月16日開催の第56回総会において別紙の要望書を決議いたしました。

つきましては、本要望の趣旨をご賢察の上、これが実現について、特段の御配慮をお願いいたします。

要 望 書

昭和48年5月20日より6月10日までの間、東京工業大学長加藤六美ほか5名の国立大学長が西ドイツ政府の招待を受け、西ドイツにおける大学の視察並びに学長、学術団体の理事者等との意見の交換を行い、次いで翌昭和49年9月30日より10月20日までの間、西ドイツの学長団6名を日本に招待して、わが国の大学の視察と学長、学術団体の理事者等との意見の交換を行った。

この相互招待による交流は、西ドイツ学長会議と当国立大学協会との間で計画が進められ、両国の政府及び学術団体の協力により実現を見たもので、両国の学長が相互に大学の制度、大学の行財政、大学の管理運営等について理解を深めることができ極めて大きな成果を収めた。このことについては日独双方の参加者が、今後の学術の交流の促進と、両国間の親善にも益するところ大であると、その成果を評価している。

国立大学協会は、上記の成果にかんがみ、西ドイツとわが国の学長との交流に止めることな

く、広く海外の諸大学の学長との交流を行うよう努力する所存であるが、政府をはじめ学術関係諸団体においても、学長の国際交流を活発に行う方途を講ずるよう努力せられたく、差し当っては下記の事項について実現を図られるよう要望する。

記

1. 招待国の政府が、相互に旅費その他の経費を負担して実施することを原則とする大学の学長の国際交流を毎年活発に行うこと。
2. 昭和51年度以降の文部省予算に海外の大学の学長10名以上をわが国に招待するために必要な経費を計上すること。
3. 相互に経費を負担して学長の国際交流を行う方式が慣行化するまでの間、交流の相手国の事情によっては、わが国から学長若干名を海外の大学に派遣する経費をわが国が負担するものとし、そのために要する経費について予算措置を講ずること。
4. 昭和50年度においても、予算の運用上可能な範囲内で、若干名の学長をわが国に招待できるよう配慮すること。
5. 各国の大学制度に相違があるので、学長の国際交流の実施は国立大学に限ることなく、弾力性のある運用を図ること。

昭和50年6月16日

国立大学協会

会長 林 健太郎

要望先

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官、外務大臣、文化事業部長、日本学術振興会会長

9. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

昭和50年6月17日
国立大学協会
会長 林 健太郎

国立大学教官等の待遇改善に関し、この度当協会第56回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

つきましては、国立大学教官等の待遇の現状とその改善の緊要性にかんがみ、右要望書の趣旨が実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

国立大学教官の待遇は、その責務の重要性と特殊性にもかかわらず、公務員の給与体系の一環として甚だしく低い状態におかれていることは、社会の各方面において広く認められているところである。殊に現在、高等教育の機会拡大の要請に対処するため、高等教育機関の計画的拡充が必要となっている状態のもとでは、有為の人材を大学にますます多く確保することが急務であり、そのためにも、大学教官の待遇改善をはかることが緊急の課題であると思われる。こうした点をふまえここにつぎの諸点の実現方を強く要望する。

1. 大学教官に有為な人材を確保し得るよう俸給水準を大幅に引きあげること。

学校教育法に定める職務内容によるまでもなく、大学教官は専門職者として学術研究に従事し、進歩発展しつつある内外の研究成果を摂取するのみではなく、研究水準を積極的に向上させていく責務と同時に研究成果にもとづいて高度の専門教育を行なう特殊かつ重要な社会的責務を負っている。

人材確保法にもとづいて、義務教育教員については大幅な待遇改善が行なわれた。これに伴

い、人事院勧告によって国立大学教官の俸給との調整措置がなされたが、それは未だ甚だしく不十分で、殊に下位等級者については早急に格別な措置が必要である。

大学教官の俸給をその責務にふさわしい水準に引きあげることによって人材確保を図り、あわせて義務教育教員の俸給との権衡を図ることが社会的にみて公正妥当な措置であると考え

2. 助教授と講師の俸給表上の等級の一本化を検討すること。

講師の職務は、教授または助教授に準ずると学校教育法に定められている。また実態としても、講師の職務内容は、助教授のそれと大差がない。そこで、現行俸給表における講師の3等級格付けを助教授の2等級格付けに変更し、両等級の一本化を図る方向で検討されたい。

3. 引続き、中堅および若手教官の待遇を大幅に改善すること。

一般公務員および民間の研究職員と比較して、国立大学教官の給与は、中堅および若手層でとくに低い。これらの人々が研究と教育の重要な担い手であることにかんがみ、初任給の大幅引上げをはかり、昇給曲線を「中だるみ」から「中ぶくらみ」に是正するよう措置することを考慮されたい。

4. 指定職の定数を増加させ、すべての部局長に指定職を適用すること。

教官の給与を引上げるために指定職甲乙の制度が昭和48年度より一本化されたが、未だその定数は少なく一部の部局長に適用されているにとどまる。

よってこのさい、指定職全体の適用範囲と定数を更に大幅に拡充するよう配慮されたい。具体的には、大学の部局長の職にあるものについ

ては、現行の管理職手当適用をやめて指定職を全部局長にその在職期間中適用するように定数を増加させる。

5. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職責がますます重くなりつつある実情を考慮し、全学段階の学生委員、補導委員等の学内教育行政の激職にあるものには管理職手当を適用するよう配慮されたい。

6. 研究教育補助職員について待遇を大幅に改善すること。

大学における研究教育を十分に遂行するためには、大学特有の専門職である教務職員・技術職員および図書館職員等の果たす役割は大きくとりわけ近年、研究教育または情報処理の機器

が極度に高度化・専門化してきたことなどからこれら職員の重要性がとみにましてきた。

にもかかわらず、これらの職員の待遇ははなはだ低くしかも給与に頭打ちがあることから、有為の人材確保が困難な状況にある。こうした問題を抜本的に改善するために、別建ての俸給表を新設し、あわせて俸給水準を大幅に引き上げることを強く要望する。

昭和50年6月17日

国立大学協会

会長 林 健太郎

要望先

文部大臣ほか文部省各関係官、大蔵大臣ほか大蔵省各関係官、人事院総裁ほか人事院各関係官

C 資 料

1. 常置委員会委員(代表者)候補者 選考方針

昭和50. 5. 8

委員等選考役員会

各常置委員会の委員(代表者)候補者の選考にあたっては、次の諸条件を満たすよう考慮した。

- 1) 各大学の希望(1乃至3)をとくに考慮した。ただし、希望のない向は委員等選考役員会一任として処理した。
- 2) 各種別の大学が、出来得るかぎり各常置委員会に所属するよう各委員会間の均衡を考慮した。
- 3) 各常置委員会には、各地区の大学の数に応じ、委員候補者を選び、特定の地区に頼らないように考慮した。
- 4) 北海道・東北地区については、北海道と東北地区につきそれぞれ委員を配分するよう考慮した。
- 5) 同一の大学の代表者および教員は、同一の常置委員会に所属しないように考慮した。

2. 国立大学入試改善調査研究報告書

—昭和49年度(要約)—

国立大学を含め大学の入学試験に関して大学自体、一般社会より今日程関心を示されていることはそれ程多くはない。この問題の解決の一端を検討する目的も含み、国立大学協会では入試改善調査委員会において、国立大学共通第一次試験の基礎的な研究を行って来た。今回は昨昭和48年度の研究に引きつづき、約3,000名の

高校3年の在學生を対象としての全国7地区における実地試験を行って研究を行った。本昭和49年度は文部省より所要経費48,194千円の交付によって各種委員会を設けてその調査研究を行ってこの報告書を作成した。次にその概要を示す。

1. 実施方法等に関する調査研究

(1) 共通第一次試験の実施機関について

共通第一次試験は、国立大学入学試験の一部として行うもので、実施機関としては独立の国立大学共同利用施設を設ける必要があるが、またその機能上大学附置の形態も考えられる。更にこの中央機関に対応し、各大学に実施機関を置く必要がある。

(2) 共通第一次試験の実施教科、試験時期および代替科目等について

共通第一次試験は、国語、社会、数学、理科、外国語の5教科(職業に関する教科・科目等についての検討を要す。)について行うこととし、その期日については各大学の第二次試験実施も考慮し、1月25日～2月1日にかけて土曜日・日曜日の2日間以内に実施することが考えられる。

(3) 共通第一次試験の出題・採点処理その他について

問題作成、答案処理、各種集計などは、入試センター(上記国立大学共同利用施設の仮称名)における中央処理方式とし、試験結果は各大学のみにも通知することとし、その結果は各大学の事情に応じ、かつそれぞれの責任において利用する。

(4) その他としては次のような問題点を検討

した。

- ・ 受験者の志望大学への出願手続
- ・ 事故処理の問題、予備問題と追試験および身体障害者の受験について
- ・ 小規模の暫定的共通第一次試験実施方法

2. 共通第一次試験の実地研究

本年度の研究の重要な点は全国の高校第三年次の高校在生約3,000名（目標としては3,500名であった。）を対象として、北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、広島大学および九州大学の7大学、7地区において昭和49年11月23、24日の両日にわたり5教科12科目の実地研究試験を行ったことである。

試験問題は12の科目別研究専門委員会において昨年度の標準問題作成の研究結果にもとづいて作成したものである。採点に関してはコンピューター委員会において検討を行ったマークシート形式の答案用紙に記入された解答をマークリーダーによって処理を行い更に集計を行ったものである。全般を通じ事故もなく進行したが、これは実施にあたっての良好な検討資料が得られたものと考えられる。

3. 標準問題の作成等について

各教科・科目についてそれぞれ専門委員会を設け、昨年度に引き続き研究を行い、実地研究用の標準問題の作成を中心として調査研究を行った。その結果客観テストとしての限界はある（たとえば漢字書写能力、表現力、主体的思考過程をみることが困難等）が、高校における学習内容に即して基礎的知識だけの評価であれば客観テスト形式でも可能であり、一部の教科等については総合的な判断力や論理的思考力もかなりの程度テスト可能であることが明らかになった。これらの諸点は約3,000名を対象として

行った実地研究においてもある程度の成果が得られた。なお大学入試を高度の試験とするためには、記述式を主とする第二次試験との併用により、その制約と限界を補う必要がある。また本年度の標準問題はその内容を公開したものであり参考資料として示してある。

4. コンピューター処理について

志望手続、試験場割当、答案用紙、採点及びその結果の報告等について具体的処理方式の開発研究を行い、これに基づき約3,000名の受験者につき実地試験を行い、更に ①志願方法 ②受験場の決定方法 ③追試験の方法 ④電子計算機の機種を選定その他具体的な諸問題の検討を行ったが、その中には今後の継続検討の必要性も明らかにされた。

5. 昭和48年度入試改善調査研究報告（中間報告）に関するアンケートについて

昭和48年度の国立大学協会入試改善調査委員会ではその作業にあたっては各大学の意向を充分に参照しつつ進行させたものではないので本年度の研究の一部として中間報告に対し、A. 実施方法、実施機関等について、B. 教科・科目について、C. 利用について、D. その他4項目に分けて各大学の意見を求めた。その結果は1) この試験の全般に関するもの、2) 理念と目的について、3) 問題およびコンピューター使用について、4) その他4項目に分類整理を行い本年度の研究参考項目および今後の検討問題として重要な参考資料とした。

6. 結語

この報告書においては、国立大学協会の入試調査特別委員会が全国共通第一次試験について研究を行ってきた経緯をうけて、入試改善調査委員会が行ってきた調査研究の結果について述べた。

この調査研究の目的は国立大学の入学者選抜試験制度を全国共通第一次試験と各国立大学が独自に行う第二次試験とを組み合わせる方式が従来の入学試験において指摘されてきた弊害の改善に貢献することになるであろうかということ、更に共通第一次試験を大規模に実施することが可能であるかどうかを追及することであった。

すなわち、全国共通第一次試験として、高等学校における学習の達成の程度を評価することに力点を置いた学力試験を行い、第二次試験として、各大学・学部乃至は学科に対する適性評価に力点を置いた試験を行うという方式が適切な入学者選抜たり得るであろうかという立場から、共通第一次試験実施の可能性について検討をすすめてきた。

国立大学入学志望者が入学定員を上廻る現状からみると、入学者は何等かの選抜試験によって判定することは避けることはできないであろう。

このような前提にたつならば、両年度にわたって調査研究した結果から判断すると、全国共通第一次試験を各大学独自の第二次試験と組合せて行う方式は大学入学試験の諸問題を改善する上でかなり貢献することができるであろうと思われる。

すなわち、(1)、多少とも高等学校教育の正常化に寄与するであろうし、(2)、入試問題の適切化ならびに「一発勝負」による判定を是正することに役立つことができ、また(3)より客観的に入学者を適正に判定することができるであろうと考えられるので、入試改善について一歩前進しうのではないかと思われる。

しかし、なおかなりの重要問題が残されているのを否むことはできない。すなわち、(1)、高

校教育における学習の達成程度を評価するための出題は一応可能であると認められたが、客観テストを採用するため、出題内容と出題方式に或る限界が生じてくるということがその一つであって、これについては今後も研究を進めていく必要がある。また(2)、客観テストによっておこる問題点を補うことを含めて、共通第一次試験と第二次試験との有機的な組み合わせについて検討しなければならない。更に(3)、事故処理についても一層の調査研究を必要とするし、また(4)、多数の受験生を居住地域において受験させるため、試験場設定とその割振りを具体的に調査する問題も残されている上に、(5)、膨大な入試業務を処理するための実施機構についても具体的な調査研究が必要であるなど、解決すべき問題が残されている。

なお各国立大学にとっては、共通第一次試験の実施は従来の入試業務に新たな業務を加えることになるのは明らかで、これにどう対処するか問題となってくるであろう。

国立大学がこの共通第一次試験の実施を推進すべきかどうかについては上述したような諸事項を検討しつつ判断することになるうと思われる。

各国立大学はもちろん、高等学校その他関係各方面がこの共通第一次試験問題について真剣な討議を重ねられ、この調査研究に対し十分な検討がなされることを期待したい。

3. 昭和50年度国立大学入試改善調査研究実施事業計画書

昭和50年度においては、従来の入試改善調査委員会および附属専門委員会を存置して、昭和48年度、49年度に引き続きそれぞれの担当事項について更に検討を進める。

とくに昭和50年度においては、次の点に重点を置いて調査研究を行う。

- ① 昭和49年度にまとめられた「国立大学入試改善調査研究報告書」について、説明会の開催、アンケート調査等により、国立大学にその趣旨を伝え、意見を求める。
- ② 高等学校関係者等に対しても報告書の趣旨の周知を図り、広く意見を求める。
- ③ 上記の意見等により、専門的、技術的問題や「試験問題実地研究」を含め、再検討を必要とする問題の調査研究を行う。
- ④ 以上の調査研究を基礎として、国立大学共通第一次試験についての国立大学協会の意見をとりまとめる。

実施計画

1. 国立大学共通第一次試験の実施に関する調査研究

- (1) 入試改善調査委員会を設け、各専門委員会の調査研究と緊密な連携のもとに国立大学共通第一次試験実施に関する総括的調査研究を行う。

入試改善調査委員会は、委員25人をもって構成する。

- (2) 実施方法等調査専門委員会を設け、国立大学共通第一次試験を実施する場合の実施方法等具体的諸問題について調査研究を行う。

実施方法等調査専門委員会は、委員16人をもって構成する。

2. 標準問題の作成等に関する調査研究

- (1) 国語、社会、数学、理科および外国語の5教科16科目について、13の科目別研究専門委員会を設け、標準問題の作成、問題の妥当性について分析、研究を行うとともに、電子計算機により処理可能な新問題形

式等の調査研究を行う。

科目別研究専門委員会は16科目につき、13の委員会を次の大学に置く。

[16科目の科目名および設置大学]

(国語) 現代国語、古典 I 甲(東京大学)

(社会) 倫理・社会(お茶の水女子大学)

政治・経済(東京大学)

日本史(奈良教育大学)

世界史(大阪大学)

地理 A・地理 B(京都大学)

(数学) 数学一般、数学 I(名古屋大学)

(理科) 基礎理科(東北大学)

物理 I(九州大学)

化学 I(九州大学)

生物 I(東北大学)

地学 I(北海道大学)

(外国語) 英語 B(広島大学)

各科目別研究専門委員会は、委員約10人をもって構成する。

科目別研究専門委員会の委員長は、当該専門委員会を置く大学の教官をもって充てる。

- (2) 科目別研究専門委員会連絡会議を設け、標準問題の形式、内容、程度等について全科目共通の基本方針を検討するとともに、科目間の調整等を行う。

科目別研究専門委員会連絡会議は、科目別研究専門委員会の委員長13人をもって構成する。

- (3) コンピューター専門委員会を設け、科目別研究専門委員会その他の委員会と連携をとり、国立大学共通第一次試験の試験問題について電子計算機を試験的に使用し、大量処理方式等の検討を行う。

コンピューター専門委員会は、委員18人

(内13人は各科目別研究専門委員会の委員1人をもって充てる。)をもって構成する。

3. 試験問題実地研究調査

実施方法等調査専門委員会が実施主体となり、全国7地区(北海道、東北、関東甲信越、中部、近畿、中国四国、九州)、14会場において、1地区当り約700人、計約5,000人の高校生につき、科目別研究専門委員会作成の試験問題につき実地試験を行い、その結果にもとづき、各専門委員会はそれぞれの担当事項について更に検討を進める。

4. 報告書の作成等

国立大学共通第一次試験の実施に関する調査研究および標準問題の作成等に関する調査研究の結果について報告書を作成し、関係方面に配布する。

5. 事業は昭和50年4月から51年3月までの間に実施する。

なお、事業に要する経費は、国立学校特別会計により配賦を受けた関係大学において支出する。

4. 昭和50年度試験問題実地研究実施要項

昭和50. 6. 9

入試改善調査委員会

昭和50年度における入試改善調査研究に関する試験問題実地研究は、本要項の定めるところによりこれを実施する。

1. (実施担当委員会)

試験問題実地研究(以下「実地研究」という。)の実施は、実施方法等調査専門委員会が主体となり、各科目別研究専門委員会およびコンピューター専門委員会と協同のもとに行う。

2. (実地研究の教科・科目)

実地研究は、昭和50年度の現高校3年生を対象とし、5教科16科目につき行い、各科目別研究専門委員会の作成した試験問題を用いる。

試験は、1教科2時間以内とする。

3. (実地研究の試験期日)

実地研究の試験実施の期日は、昭和50年11月23日および24日の2日間において行う。

4. (実地研究の実施地区と受験者数)

実地研究の試験は、全国を7地区(北海道・東北・関東甲信越・中部・近畿・中国四国・九州)に分ち、1地区2会場、原則として1地区当り約700名、総員約5,000名の高校生について行う。

5. (実地研究各地区の世話大学と実施主体)

実地研究の各地区の試験業務は、次に掲げる各大学(以下世話大学という)の斡旋のもとに当該地区の試験実施委員会が主体となって行う。

北海道地区	北海道大学
東北地区	東北大学
関東甲信越地区	東京大学
中部地区	名古屋大学
近畿地区	大阪大学
中国四国地区	広島大学
九州地区	九州大学

6. (地区試験実施委員会)

各地区に、その地区において行う試験の企画・実施等の主務を担当する試験実施委員会を置く。試験実施委員会は原則として1地区に1委員会とするが、地区の事情によっては2つの委員会を置くことができる。試験実施委員会の構成は、委員約5名(うち1名は試験実施委員長)および事務担当責任者1名とし、地区世話大学において選考し、6月30日付をもって実施方法等調査専門委員会の委員長がこれを委嘱する。

7. (試験実施委員長会議)

実施方法等調査専門委員会は、コンピューター専門委員会と共催のもとに、7月中旬に第1回の各地区の試験実施委員長会議を開催し、試験業務の実施その他について協議打合わせを行う。

8. (受験者の募集)

実地研究の試験を受験する高校生は、各地区の試験実施委員会が当該地区の教育委員会および高等学校の協力を得て9月20日までに募集する。

9. (受験申込書の提出)

各地区の試験実施委員会は、受験予定者が確定したときは、受験者の在学する高等学校を経由し所定の受験申込書を9月20日までに提出させ、これを在学高等学校別に取りまとめ、9月25日までに国立大学協体内コンピューター専門委員会に送付するものとする。

10. (受験者に受験票の送付)

コンピューター専門委員会は、コンピューター専門業者に依頼し、提出された受験申込書を処理して受験票等を11月上旬に各受験者に送付するものとする。

11. (教育委員会又は高等学校に依頼)

各地区試験実施委員会は、前項8および9について、教育委員会又は高等学校に依頼する場合は「実地研究実施要項」を添えて7月末日以降速やかにそれぞれ依頼するものとする。

前項の「実地研究実施要項」は、6月20日までに原稿を作成し、7月10日までに印刷を完了するものとする。

12. (試験問題およびマークシートの原稿作成と送達)

各科目別研究専門委員会は、実地研究の試験問題およびマークシートの原稿を作成し、8月

31日までに委員(1名)が出張し国立大学協体内コンピューター専門委員会にこれを送達するものとする。

13. (試験問題およびマークシートの校正・印刷)

実施方法等調査専門委員会およびコンピューター専門委員会は、前項により送達を受けた試験問題およびマークシートの校正と印刷とを各科目別研究専門委員会の協力を得て行うものとする。この場合試験問題等は秘扱いとし、それぞれ確実な業者に印刷を依頼し、10月末日までに印刷を完了するものとする。

14. (試験問題の採点基準の作成・報告)

各科目別研究専門委員会は、試験問題の採点基準を作成し、11月10日までにマークシートに記入して国立大学協体内コンピューター専門委員会に報告するものとする。

15. (受験者の手引・試験実施解説書の作成・送達)

実施方法等調査専門委員会は、コンピューター専門委員会と協議し、受験者の手引きおよび試験実施解説書を9月末日までに作成し、所要部数を10月末日までに印刷の上、地区試験実施委員会に送達するものとする。

16. (試験問題・マークシートの送達)

実施方法等調査専門委員会およびコンピューター専門委員会は、印刷した試験問題およびマークシートを各地区の受験者数、試験室数等に応じた分封数表および分封袋をそえて各地区の試験実施委員長宛に運送便をもって11月15日までに送達するものとする。

17. (試験問題・マークシートの分封)

各地区の試験実施委員会は、試験前日までに、送達された試験問題・マークシートを、分封数表にもとづき試験室ごとに分封袋に封入す

るものとする。

18. (試験場)

実地研究の試験場は、各地区世話大学にその斡旋を依頼し、9月末日までに決定するものとする。

19. (試験監督者)

試験監督者は、原則として受験者50名当り2名とし、11月中旬までに地区試験実施委員会がこれを委嘱する。

20. (解答マークシートの送達)

各地区の試験実施委員長は、実地研究の試験を完了したときは、直ちに解答マークシートを厳封し、これを国立大学協会内のコンピューター専門委員会宛に運送便をもって11月25日に発送するものとする。

21. (解答マークシートのコンピューター処理)

コンピューター専門委員会は、前項により送達された解答マークシートについてコンピューター専門業者に依頼しコンピューター処理を行い、12月20日までに受験者別・科目別等に採点を整理し、更に必要事項毎に結果を整理するものとする。

22. (報告書)

実施方法等調査専門委員会は、コンピューター専門委員会・各科目別研究専門委員会および地区試験実施委員会の報告にもとづき「試験問題実地研究報告書」を取りまとめ、12月末日までに入試改善調査委員会にこれを報告するものとする。

試験問題実地研究の日程

- | | |
|-------------------|-------|
| 1. 地区世話大学の依頼 | 6月16日 |
| 2. 地区試験実施委員の委嘱の時期 | 6月30日 |
| 3. 「実地研究実施要項」原稿締切 | 6月20日 |
| 4. 同 上 印刷完了 | 7月10日 |

5. 地区試験実施委員長会議第1回開催

7月中旬

6. 教育委員会・高校に受験者募集依頼の時期

7月末日以降

7. 試験問題・マークシートの原稿作成送達の時期

8月31日

8. 受験者募集の時期

9月20日まで

9. 受験申込書を地区試験実施委員会に提出の期限

9月20日

10. 受験申込書を国大協に送付する期限

9月25日

11. 受験者に受験票送付の時期

11月上旬

12. 試験場決定の期限

9月末日まで

13. 採点基準(科目別委作成)送達の時期

11月10日

14. 受験者の手引・試験実施解説書作成の時期

9月末日

15. 同 上 印刷完了の時期

10月末日

16. 試験問題・マークシートの印刷完了の時期

10月末日

17. 同 上 の送達期限

11月15日

18. 同 上 の分封期限

11月22日まで

19. 試験監督者委嘱の時期

11月中旬まで

20. 試験期日

11月23日・24日

21. 解答マークシートの返送時期

11月25日(発送)

22. 解答のコンピューター処理の期限

12月20日

23. 報告書作成期限

12月末日

5. 「国立大学入試改善調査研究報告書」についてのアンケート(照会)

国入試改第12号

昭和50年6月24日

各国立大学長 殿

国立大学協会

入試改善調査委員会

委員長 岡本 道雄

国立大学協会では、昭和45年以来、第2常置委員会および入試調査特別委員会において国立大学共通第一次試験についての調査検討を重ねてまいりましたが、昭和48、49両年度において、入試改善調査委員会および附属各専門委員会を設置して鋭意調査研究を行い、その結果を、先般おとどけした「国立大学入試改善調査研究報告書」（昭和50年3月）としてまとめ、発表いたしました。

しかし、この報告書の「結語」で述べているとおり、将来、これを実施するとした場合においては、なおかなりの重要問題が残されているため、昭和50年度においても従来の委員会を存置してさらに調査研究を継続することにしており、あわせて全国立大学の意見を集約し、国立大学協会としての意見をとりまとめることとしております。

なお、この共通第一次試験に対する本委員会の基本的態度は、このような形式の入学試験のもつ意義とその利点・欠点およびかかる規模の共通試験の実施に際しておこる問題点などを客観的に調査研究しようとするところでありまして、これを実際に実施するか否かは、かかって全国立大学の主体的な判断がその基礎となるものと考えております。

つきましては、別紙アンケートをご送付申しますので、報告書をご参照のうえ貴学のご意見をご回答いただきたく、ご多用中とは存じます。がきたる9月30日（火）までにご回答20部をご送付下さるようお願い申し上げます。

国立大学入試改善調査研究報告書に関するアンケートについて（依頼）

わが国の大学入学志願者は年とともにその数を増し、それに対応して大学の規模や数も増大してきました。しかもなお、志願者の数は大学の収容能力をはるかに上廻っているのが現状であります。したがって、大学入学者は何等かの選抜試験によって判定しなければならない実情にあります。

このような現状のもとで、最近受験のための競争が激化し、いたずらに入学試験対策に迫われ、そのため高等学校がしだいに受験予備校化するおそれがあるという問題がおこっております。

このため本来の高等学校教育が強い歪みを受けつつあるのではないかという事態を招来するに至りました。

このような憂慮すべき事態は、多くの要因によるものと考えられますが、まず大学の手において少しでも解決して社会の要望にこたえねばならないと考えます。

その一つとして国立大学協会では、国立大学共通第一次試験の調査研究を進めてきております。

その結果、かつて想定していたことの変更もありません。したがって、現時点での提案も、各大学のご意見や、今後の研究などによって、さらに変更を加えるものと考えております。

このような経過における一応の提案が報告書にもられておりますが、その提案の基本的な立脚点は次のとおりであります。

共通第一次試験は高等学校における一般的学习の達成の程度を評価することに力点を置いた国立大学入学のための学力試験の性格をもつものであります。また、この試験は各大学におけ

る第二次試験による各大学の学部乃至は学科に対する適性評価ならびに総合力や思考力の判定に資する試験と組合わせて行われることをたてまえとしております。

ついては、報告書にまとめられた共通第一次試験の内容をご検討のうえ、以下のアンケートの項目についてご意見をお寄せいただきたくお願いいたします。

質問調査項目

大学名 ()

学部名 ()

できるだけ貴大学としての一本化したご意見をまとめていただければ幸いです。項目によっては学部ごとのご意見でも結構です。

なお、それぞれの項目は、相互に関連しあう内容をもっているとも思われますので、その点もお含みのうえよろしくご回答願います。

I 共通第一次試験は、高等学校における学習の達成度を客観的に評価するため必修教科科目の範囲内（外国語については、大学入学の要件として出題）の出題とし、高校教育をゆがめることがないように配慮するとともに第二次試験において各大学、学部（学科）の専門分野への適性を評価しうよう高等学校における選択教科科目をも含めて学力試験およびその他の試験を行うことによって、従来のいわゆる「一発勝負」の欠点を防ぐことができ、かつ、より適切な入学者の選抜が可能になるのではないかと考えております。

(報告書6～7頁参照)

問1) 共通第一次試験と各大学独自の第二次試験を組合わせて選抜することによって、受験生側からみた「一発勝負」の欠点を従来より

も緩和することができると考えられますか。

問2) この入学試験方式は大学側からみた場合、従来より、より適切な入学者の選抜ができると考えられますか。

II 各大学独自で実施される第二次試験のあり方については、それぞれの大学あるいはまた同一大学の学部によってもそれぞれに特有な性格を有しており、かなり多様性をもつものと考えられます。国立大学協会としても、このことについては、50年度の検討研究事項としておりますが、一般的に言えば第二次試験で学力試験を課するとした場合には、学部（学科）の専門分野に対する適性の評価や、総合的思考力の判定に資する出題形式が考えられます。ただ、この場合でも受験生に過重の負担をかけないように配慮し、できるかぎり教科科目を減らすことがのぞましいと考えられます。さらに例えば共通第一次試験を第二次試験との組合わせにおいてどのような「重み」で合格者判定に使うかなど考慮する必要があると考えられます。さらに調査書、技能技術試験あるいは推せん入学などの組合わせによる選抜もあろうかと思われれます。

また、共通第一次試験は、第二次試験との組合わせによって、より適切な入学者の選抜を意図しておりますので、共通第一次試験による予備選抜は行われなことを原則とすべきであると考えております。

しかし、大学や学部の事情によって予備選抜を必要とする場合もあると考えられます。また、それを実施される場合には、予めその旨を公表し、第二次試験の前に予備選抜の合格者を発表することが必要になります。

以下の三つの問いには共通第一次試験がほぼ提案のような形で実施されると想定した場合について答えてください。

(報告書30～31頁参照)

問1) 第二次試験で、学力試験を課するとした場合、どのような教科科目が適当と考えられますか。また、それ以外の第二次試験の方法について、どのようにお考えになりますか。

問2) 共通第一次試験の成績と第二次試験の成績とをどのように組合わせて総合判定に利用されるお考えですか。

問3) 予備選抜については、例えば人数または点数により判定する方法などが考えられますが、その実施および方法についてご意見があればお聞かせください。

Ⅲ 共通第一次試験の教科科目については、高等学校の学習の達成度を評価するために、高等学校における必修教科科目の範囲内(数学一般、基礎理科については、履修者のみ受験)とし、国語、数学、外国語(科択選目であるが大学入学の要件として出題)のほか、社会、理科はそれぞれ2科目を選択させすべての受験生に共通に解答を求め、科目の指定は行わないことが妥当であると考えています。

(報告書21～23頁参照)

問) 共通第一次試験の受験教科科目について指定はしないことについてご意見があればお聞かせください。

Ⅳ 共通第一次試験の実施にあたっては、大学側において試験の時期、試験場および試験監

督業務などについての負担過重やその他の障害がおこることも考えられます。

(報告書7頁参照)

問) これらについてお気付きの点がありましたらお聞かせください。また、これを防ぎ解消する方策等についてご意見がありましたらお聞かせください。

V 昨年度の実地研究の出題の内容、方式などについて特にご意見がありましたらお聞かせください。

Ⅵ 本年も11月下旬に試験問題の実地研究を行います。その結果のまとめについて、50年3月の報告書に示されてあるデータ以外に研究調査上重要とお考えになる項目がありましたら、それについてお聞かせください。

Ⅶ その他のご意見について

6. 国文学研究資料館概要

目 的

1. 国文学に関する文献その他の資料の調査研究、収集、整理及び保存を行うこと。
2. 収集した資料を、全国の大学の教員その他の者で、当館の目的とする研究と同一の研究に従事する者が利用する、共同利用の機関とすること。
3. 国立大学その他の大学の要請に応じ、当該大学の大学院における教育に協力すること。

内部組織及び所掌事項

館長のもとに、管理部・文献資料部・研究情報部の三部と、史料館とが置かれている。この三部と史料館の内部組織及び所掌事項は、おおむね次のとおりである。

管理部……庶務課及び会計課を置く。

庶務課

1. 職員の人事及び福利厚生に関する事務を処理する。
2. 公印を管守し、公文書類を接受し、発送し、編集し、保存する。
3. 評議員会議に関することを処理する。
4. 本資料館の所掌事務に関し、連絡調整に当たる。
5. 前各号のほか、他の所掌に属しない事務を処理する。

会計課

1. 予算に関する事務を処理する。
2. 経理、決算その他会計に関する事務を処理する。
3. 行政財産及び物品の管理に関する事務を処理する。
4. 施設を整備し、庁舎及び設備の維持管理に関する事務を処理する。
5. 庁内の取締りに当たる。

文献資料部……三つの文献資料室を置く。

第一文献資料室……主として古代（有史当初から平安時代まで）における国文学に関する文献その他の資料の調査研究及び収集を行う。

第二文献資料室……主として中世における国文学に関する文献その他の資料の調査研究及び収集を行う。

第三文献資料室……主として近世における国文学に関する文献その他の資料の調査研究及び収集を行う。

研究情報部……情報室、整理閲覧室、編集室、参考室及び情報処理室を置く。

情報室……国文学に関する研究文献及び研究に必要な情報の調査研究及び収集を行

う。

整理閲覧室……国文学に関する文献その他の資料（研究文献及び研究に必要な情報を含む）の整理、保存及び閲覧を行う。

編集室……国文学に関する索引、目録その他の参考図書編集及び刊行を行う。

参考室……国文学に関する参考業務を行う。

情報処理室……研究情報部の所掌事務の処理に関する電子計算機の運用及びこれに必要な調査研究を行う。

史料館……三つの史料室及び情報閲覧室を置く。

第一史料室……主として近世における史料で、武家、公家及び寺社に関するものの調査研究及び収集を行う。

第二史料室……主として近世における史料で、町方に関するものの調査研究及び収集を行う。

第三史料室……主として近世における史料で、村方に関するものの調査研究及び収集を行う。

情報閲覧室……史料の整理、保存及び閲覧を行う。

位 置

〒142

東京都品川区豊町1丁目16番10号

電話 03 (783) 9106

7. 国立極地研究所概要

目 的 極地に関する科学の総合研究及び極地観測を行うことを目的とする。

設 置 文部省所轄の研究所として、国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和48年法律第103号）により設置された。

位 置 東京都板橋区加賀 1—9—10
(電話 03—962—4711)

共同利用 大学及び研究所の研究者その他の者で、この研究所の目的とする同一の研究に従事する者が利用する共同利用の研究所である。

大学院教育 大学の要請に応じ、当該大学の大学院における教育に協力する。

南極観測事業 南極地域観測の中核機関として、観測事業の実施及び観測隊の編成の準備その他の協力業務並びにその成果について集中的に資料の収集、整理、保管、解析し、併せて研究発表を行う任務をもつ。

評議員会議 国立大学の学長その他の学識経験者のうちから、文部大臣が評議員を任命する。

評議員は、研究所の事業計画その他の管理運営に関する重要事項について所長に助言する。

運営協議員会議 研究所の職員及び研究所の目的たる研究と同一の研究に従事する大学の教員その他の者のうちから、文部大臣が運営協議員を任命する。運営協議員は、極地観測の実施その他の研究所の運営に関する重要事項で所長が必要と認めるものについて所長の諮問に応じる。

専門委員会 運営協議員、極地観測に関する学識経験者及び関係行政機関の職員並びに所内の職員のうちから、研究所長が専門委員を委

嘱し、または任命する。

専門委員は、所長の諮問に応じ運営協議員会議から求められた極地観測事業の実施に関する専門事項について調査審議を行う。

研究内容

【研究系】

地球物理学研究部門 地球の内部から周辺部までの、極地域を中心とした諸現象の物理学的研究を行う。

超高層物理学研究部門 極光現象など地球の超高層大気圏に起こる物理的諸現象について研究を行う。(客員部門)

雪氷学研究部門 極地域の雪氷、極海の海氷に関する研究を行う。

生理生態学研究部門 極地に繁殖する動植物の生理生態及び極海の生物の生理生態についての研究を行う。

寒地工学研究部門 極地の環境に適合する生活方法並びに寒冷地に適した建築、車輛および機械等について研究する。(客員部門)

【資料系】

生物系資料部門 生理生態学部門に関する資料の収集保管にあたる。

非生物系資料部門 地球物理学、超高層物理学、雪氷学の各部門に関する資料の収集保管にあたる。

データ解析資料部門 観測データの解析と整理にあたる。

D 名 簿

(昭和50年8月1日現在)

理事会名簿

○印は理事及び常置委員会委員長兼任

会 長	林 健太郎	東 京 大
副会長	岡本 道雄	京 都 大
"	相磯 和嘉	千 葉 大
理 事	今村 成和	北 海 道 大
"	白淵 勇	弘 前 大
"	○加藤陸奥雄	東 北 大
"	石原 恵三	群 馬 大
"	大山 信郎	東京教育大
"	川上 正光	東京工業大
"	水戸部正男	横浜国立大
"	豊田 文一	金 沢 大
"	桜場 周吉	静 岡 大
"	井上 友治	愛知教育大
"	釜洞醇太郎	大 阪 大
"	井上 智勇	奈良教育大
"	安達 一明	島 根 大
"	中村正二郎	山 口 大
"	円藤 真一	香 川 大
"	○池田 教好	九 州 大
"	具島兼三郎	長 崎 大
"	○後藤 正夫	大 分 大
第2常置委員長	谷田 関次	お茶の水大
第3常置委員長	広根徳太郎	山 形 大
第6常置委員長	渡辺 武男	秋 田 大
監 事	小泉 明	一 橋 大
"	飯島 宗一	広 島 大

第1常置委員会(大学組織・制度)

委員長 加藤陸奥雄 東 北 大

委 員	実方 正雄	小樽商科大
"	市村 正二	茨 城 大
"	平田 栄	埼 玉 大
"	大山 信郎	東京教育大
"	今井 賢一	一 橋 大
"	北村 四郎	新 潟 大
"	古屋 直臣	山 梨 大
"	林 金雄	岐 阜 大
"	山田 敏郎	京 都 大
"	須田 勇	神 戸 大
"	小坂 淳夫	岡 山 大
"	円藤 真一	香 川 大
"	岳中 典男	熊 本 大
"	井上 由扶	宮 崎 大
"	金城 秀三	琉 球 大
専門委員	下沢 隆	埼玉大教授
"	白田 貴郎	千葉大教授
"	大嶋 三男	東京学芸大教授
"	綿貫 芳源	筑波大教授
"	渡部 景隆	東京教育大教授
"	福与 人八	東京工業大教授
"	安盛 岩雄	"
"	遠藤 輝明	横浜国大教授
"	高田 敏	大阪大教授
"	福田 文夫	東京医歯大事務局長
"	稲野 信力	東京教育大事務局長

第2常置委員会(学科課程・入学試験等)

委員長 谷田 関次 お茶の水大
委 員 山田 守英 旭川医科大

// 松本 秋男 北見工業大
 // 帷子 康雄 弘 前 大
 // 山本 義一 宮城教育大
 // 山田伴次郎 宇 都 宮 大
 // 川上 正光 東京工業大
 // 小山 正一 東京商船大
 // 清水 英夫 福 井 大
 // 丸井 文男 名 古 屋 大
 // 小江 慶雄 京都教育大
 // 釜洞醇太郎 大 阪 大
 // 曾沢 太吉 奈良女子大
 // 菅 好雄 岡 山 大
 // 安達 一明 島 根 大
 // 蟹江 松雄 鹿 児 島 大
 専門委員 桑島治三郎 東北大学教授
 // 肥田野 直 東京大教授
 // 安倍 北夫 東京外語大教授
 // 小西 勇雄 東京教育大教授
 // 佐藤 親雄 "
 // 猪岡 武 大阪教育大教授

第3 常置委員会(補導)

委員長 広根徳太郎 山 形 大
 委 員 船山 謙次 北海教育大
 // 綿貫 芳源 筑 波 大
 // 岡本 舜三 埼 玉 大
 // 福井 直俊 東京芸術大
 // 博田 五六 電気通信大
 // 加藤 静一 信 州 大
 // 豊田 文一 金 沢 大
 // 脇坂 行一 滋賀医科大
 // 桑原 正信 滋 賀 大
 // 平 勇登 神戸商船大
 // 水野 克彦 大 阪 大
 // 北村 義男 徳 島 大

// 山本 傳 福岡教育大
 // 許斐 貢 九州工業大
 // 永松 政俊 佐 賀 大
 専門委員 栗冠 正利 東北大学教授
 // 佐治 守夫 東京大教授

第4 常置委員会(学生の厚生)

委員長 池田 数好 九 州 大
 委 員 村尾 誠 北海道大
 // 竹内 栄 室蘭工業大
 // 白淵 勇 弘 前 大
 // 三輪 知雄 筑 波 大
 // 勝木 保次 東京医歯大
 // 鈴木 寛 金 沢 大
 // 林 勝次 富 山 大
 // 吉利 和 浜松医科大
 // 三上 美樹 三 重 大
 // 増尾富士雄 京都工織大
 // 綾部 正大 鳥 取 大
 // 山岡 亮一 高 知 大
 // 太田博太郎 九州芸工大
 // 具島兼三郎 長 崎 大
 臨時委員 井上 剛
 専門委員 小路 敏彦 長崎大助教授

第5 常置委員会(大学間の協力)

委員長 後藤 正夫 大 分 大
 委 員 大原 久友 帯広畜産大
 // 玉山 勇 福 島 大
 // 坂本 是忠 東京外語大
 // 佐々木忠義 東京水産大
 // 都築 忠七 一 橋 大
 // 水戸部正男 横浜国立大
 // 桜場 周吉 静 岡 大
 // 石塚 直隆 名 古 屋 大

" 牧 祥三 大阪外語大
 " 井上 智勇 奈良教育大
 " 神野璋一郎 和歌山大
 " 芦田 讓治 愛媛大
 " 西沢 弘順 高知大
 " 勝木司馬之助 宮崎医科大
 " 柿本 大志 鹿児島大
 専門委員 白倉 昌明 東京大教授
 " 新堀 通也 広島大教授

第6 常置委員会(大学財政)

委員長 渡辺 武男 秋田大
 委員 今村 成和 北海道大
 " 和田 正信 東北大
 " 加藤 久弥 岩手大
 " 石原 恵三 群馬大
 " 大石嘉一郎 東京大
 " 福原満洲雄 東京農工大
 " 太田 善磨 東京学芸大
 " 小泉 明 一橋大
 " 神代 和俊 横浜国立大
 " 井上 友治 愛知教育大
 " 佐野 幸吉 名古屋工大
 " 高橋 陸男 大阪教育大
 " 飯島 宗一 広島大
 " 中村正二郎 山口大
 " 田中 定 佐賀大
 専門委員 福田 文夫 東京医歯大事務局長
 " 岩田 俊一 東京大 "
 " 稲野 信力 東京教育大 "
 " 長谷川常喜 横浜国立大 "
 " 手塚卯津美 九州大 "
 " 高梨 昌 信州大教授
 " 慶谷 淑夫 東京工業大助教授

科学技術行政特別委員会

委員長 相磯 和嘉 千葉大
 委員 林 健太郎 東京大
 " 岡本 道雄 京都大
 " 今村 成和 北海道大
 " 大山 信郎 東京教育大
 " 福原満洲雄 東京農工大
 " 桜場 周吉 静岡大
 " 石塚 直隆 名古屋大
 " 釜洞醇太郎 大阪大
 " 安達 一明 島根大
 " 許斐 貢 九州工業大
 " 蟹江 松雄 鹿児島大
 専門委員 向坊 隆 東京大教授
 " 雄川 一郎 東京大教授

大学格差問題特別委員会

委員長 水戸部正男 横浜国立大
 委員 加藤陸奥雄 東北大
 " 玉山 勇 福島大
 " 石原 恵三 群馬大
 " 岡本 舜三 埼玉大
 " 太田 善磨 東京学芸大
 " 北村 四郎 新潟大
 " 豊田 文一 金沢大
 " 桜場 周吉 静岡大
 " 小坂 淳夫 岡山大
 " 芦田 讓治 愛媛大
 専門委員 下沢 隆 埼玉大教授
 " 白田 貴郎 千葉大教授
 " 小松 周吉 金沢大教授
 " 長谷川常喜 横浜国大事務局長

医学教育に関する特別委員会

委員長 北村 四郎 新潟大

委員 白淵 勇 弘 前 大
 " 加藤陸奥雄 東 北 大
 " 相磯 和嘉 千 葉 大
 " 勝木 保次 東京医歯大
 " 豊田 文一 金 沢 大
 " 吉利 和 浜松医科大
 " 脇坂 行一 滋賀医科大
 " 釜洞醇太郎 大 阪 大
 " 飯島 宗一 広 島 大
 " 北村 義男 徳 島 大
 専門委員 松本 胖 千葉大教授
 " 尾島 昭次 岐阜大教授
 " 中川 米造 大阪大助教授

図書館特別委員会

委員長 川上 正光 東京工業大
 委員 実方 正雄 小樽商科大
 " 山本 義一 宮城教育大
 " 広根徳太郎 山 形 大
 " 安藤 良雄 東 京 大
 " 谷田 闕次 お茶の水大
 " 清水 英夫 福 井 大
 " 釜洞醇太郎 大 阪 大
 " 神野璋一郎 和 歌 山 大
 " 小坂 淳夫 岡 山 大
 " 北村 義男 徳 島 大
 " 田中 定 佐 賀 大
 臨時委員 谷口 澄夫
 " 高木 暢哉
 " 今井 功
 専門委員 吉田震太郎 東北大教授
 " 吉武 泰水 筑波大副学長
 " 日高 八郎 東京大教授
 " 森口 繁一 "
 " 長沢 雅男 東京大助教授

" 佐藤 仁 横浜国大教授
 " 佐竹 大通 東大図書館事務部長
 " 藤井 和夫 東工大 "
 臨時委員 深川 恒喜

教養課程に関する特別委員会

委員長
 委員 加藤 久弥 岩 手 大
 " 広根徳太郎 山 形 大
 " 林 健太郎 東 京 大
 " 福井 直俊 東京芸術大
 " 佐々木忠義 東京水産大
 " 谷田 闕次 お茶の水大
 " 高橋 陸男 大阪教育大
 " 飯島 宗一 広 島 大
 " 円藤 真一 香 川 大
 " 池田 数好 九 州 大
 " 岳中 典男 熊 本 大

研究所特別委員会

委員長 加藤陸奥雄 東 北 大
 委員 今村 成和 北 海 道 大
 " 林 健太郎 東 京 大
 " 相磯 和嘉 千 葉 大
 " 岡本 道雄 京 都 大
 " 須田 勇 神 戸 大
 " 小坂 淳夫 岡 山 大
 " 池田 数好 九 州 大
 専門委員 鈴木 弘 東京大教授
 " 荒 松雄 "
 " 積田 亨 "
 " 河田 幸三 "
 " 尾崎 萃 東京工大教授
 " 山田 秀雄 一橋大教授

入試期特別委員会

委員長 相磯 和嘉 千 葉 大

" 井上 友治 愛知教育大
 " 須田 勇 神 戸 大
 " 小林 哲也 京 都 大
 " 岸田 武夫 京都教育大
 " 安達 一明 島 根 大
 " 井上 久雄 広 島 大
 " 山本 傳 福岡教育大
 " 池田 敏好 九 州 大
 " 小野 潤 大 分 大
 臨時委員 末吉 悌次

大学運営協議会名簿

○小委員

※研究部会委員

委員長 会 長 ○林 健太郎 東 京 大
 委員 副 会 長 ○岡本 道雄 京 都 大
 " " ○相磯 和嘉 千 葉 大
 " 第1常置委員長 ※○加藤陸奥雄 東 北 大
 " 第2 " ※○谷田 関次 お茶の水大
 " 第3 " ※○広根徳太郎 山 形 大
 " 第4 " ※○池田 敏好 九 州 大
 " 第5 " ※○後藤 正夫 大 分 大
 " 第6 " ○渡辺 武男 秋 田 大
 " 北海道・東北地区 竹内 栄 室蘭工業大
 " 関東・甲信越地区 石原 恵三 群 馬 大
 " " 太田 善麿 東京学芸大
 " 中部地区 林 金雄 岐 阜 大
 " 近畿地区 井上 智勇 奈良教育大
 " 中国・四国地区 ※ 飯島 宗一 広 島 大
 " 九州地区 岳中 典男 熊 本 大
 臨時委員 ※ 市村 正二 茨 城 大
 " ※ 大山 信郎 東京教育大
 " ※ 川上 正光 東京工業大
 " ※ 井上 友治 愛知教育大
 " ※○武田 隆夫 東 京 大

" ※○今堀 和友 東京大教授
 " ※○雄川 一郎 "

臨時委員

" ※○林 良平 京都大教授
 " ※○山田 敏郎 "

専門委員

" ※ 佐々木徹郎 東北大教授
 " ※ 下沢 隆 埼玉大教授
 " ※ 伊藤 正己 東京大教授
 " ※ 小野 周 "

" ※ 綿貫 芳源 筑波大教授
 " ※ 渡部 景隆 東京教育大教授
 " ※ 沢田 正三 東京工大教授
 " ※ 福与 人八 "

" ※ 安盛 岩雄 "

" ※ 成田 頼明 横浜国大教授
 " ※ 鈴木 寛 金沢大教授
 " ※ 小野木重治 京都大教授
 " ※ 高田 敏 大阪大教授
 " ※ 式部 久 広島大教授
 " ※ 中嶋 康輔 岡山大教授
 " ※ 永松 政俊 佐賀大教授
 " ※ 福田 文夫 東京医歯大事務局長
 " ※ 稲野 信力 東京教育大事務局長

大学運営協議会研究部会委員名簿

○印小委員

第1研究部会（管理・運営）

部会長 加藤陸奥雄 東 北 大
 委員 井上 友治 愛知教育大
 " "

" 主査○雄川 一郎 東 京 大
 " 主査○山田 敏郎 京 都 大

専門委員

" 伊藤 正己 東 京 大
 " 沢田 正三 東 京 工 大
 " 成田 頼明 横 浜 国 大

専門委員 高田 敏 大阪大
 第2研究部会(研究・教育)
 部会長 ○飯島 宗一 広島大
 委員 川上 正光 東京工大
 " "
 " 主査○今堀 和友 東京大
 専門委員 下沢 隆 埼玉大
 " 小野 周 東京大
 " 綿貫 芳源 筑波大
 " 渡部 景隆 東京教育大
 " 安盛 岩雄 東京工大
 " 式部 久 広島大
 " 中嶋 康輔 岡山大
 " 福田 文夫 東京医歯大
 " 稲野 信力 東京工大

第3研究部会(大学と社会)
 部会長 ○谷田 関次 お茶の水大
 委員 市村 正二 茨城大
 " 池田 数好 九州大
 " 後藤 正夫 大分大
 " 主査○武田 隆夫 東京大
 " 主査○林 良平 京都大
 専門委員 佐々木徹郎 東北大
 " 福与 人八 東京工大
 " 小野木重治 京都大
 " 鈴木 寛 金沢大

合同研究部会(学生)
 部会長 第3常置 広根徳太郎 山形大
 委員 委員長
 第1研究 部会長
 " 第2研究 飯島 宗一 広島大
 部会長
 " 第3 " 谷田 関次 お茶の水大
 " 主 査 雄川 一郎 東京大
 " " 今堀 和友 "
 " " 武田 隆夫 "

専門委員 沢田 正三 東京工大
 " 綿貫 芳源 筑波大
 " 佐々木徹郎 東北大
 " 鈴木 寛 金沢大
 " 永松 政俊 佐賀大

特別会計制度協議会名簿

○印 小委員

文部省側委員

文部事務次官 岩間英太郎
 ○大 学 局 長 井内慶次郎
 ○学術国際局長 木田 宏
 ○管 理 局 長 今村 武俊
 ○官 房 長 清水 成之
 ○官房会計課長 宮地 貫一

国立大学協会側委員

東京大学長 林 健太郎
 ○秋田大学長 渡辺 武男
 ○千葉大学長 相磯 和嘉
 京都大学長 岡本 道雄
 広島大学長 飯島 宗一
 佐賀大学長 田中 定

専 門 委 員

高等教育計画課長 佐野文一郎
 大 学 課 長 大崎 仁
 研究機関課長 植木 浩
 会 計 課 副 長 坂元 弘直
 東京大学事務局長 岩田 俊一
 九州大学 " 手塚卯津美
 国立大学協会 " 丁子 尚

E そ の 他

1. 学長等の異動について

○ 学長の交代

大学名	旧	新
宮城教育大学	林 竹二	山本 義一
岡山大学	谷口 澄夫	小坂 淳夫
名古屋大学	芦田 淳	石塚 直隆
宮崎大学	外山 三郎	井上 由扶

○ 委員長の交代

図書館特別委員会
岡山大学 谷口 澄夫 (旧)
東京工業大学 川上 正光 (新)

○ 教員委員の委嘱

第2常置委員会 帷子康雄 (弘前大教授)
第3常置委員会 水野克彦 (大阪大教授)
第5常置委員会 都築忠七 (一橋大教授)
第5常置委員会 柿本大老 (鹿児島大教授)
第6常置委員会 大石嘉一郎 (東京教授)

○ 委員の解嘱

第6常置委員会 氏原正二郎 (東京大教授)
" 古井 伸哉 (茨城大教授)

2. 寄贈図書

信州大学人文学部改革に関する調査報告

一昭和50年3月一 信州大学

学位論文審査要旨 第14号 岡山大学

地域社会と国立大学 東京大学出版会

明治学院百年史資料集第一集

明治学院大

山形大学年報 (第6号) 山形大学

研究紀要 第20集 新潟大学教育学部

第11回大学教員懇談会記録

大学セミナー・ハウス

年報 第2号 1974 関西学院大学

入学者選抜方法研究委員会調査研究報告書

徳島大学

紀要 (創刊号) 福山市立女子短期大学

昭和49年3月大学, 高校卒業者の採用結果調

査報告 昭和50年6月

日本経営者団体連盟

風土の比較

「比較的、かるい調子で書くように」という編集部からの注文がつけられているが、最初は真面目なことをかかせていただく。この春から阪大の文学研究科に「日本学」という専攻が新設された。学際的・国際的に日本文化を問いなおそうというのが目的の一つである。「比較文化学」はそのなかの一講座であるが、この<看板>は、<誇大>とまではいわなくとも、相当に広大無辺な守備範囲をカバーすべき責を担わされているようで、つくづく考えると気が重くなってくる。

実際、社会思想史・文化人類学・比較文学等々、さまざまな分野で独自の比較文化論的な研究が行われているけれども、元来が人文地理学を勉強してきた私には、やはり自分の立場からの「比較文化」をやるよりほか仕様がな。——というより、たとえば上方文化と江戸文化、日本文学と英文学、北欧型都市と南欧型都市というように、「比較文化」という考察方法の底には、それぞれの文化を成立せしめた「地域」の相違に注目する姿勢がとられていることが多い。そしてこの諸地域の対比研究こそは、C・リッターの比較地誌学、P・V・ドゥ・ラ・ブラーシュの生活様式論このかた、近代地理学の一大命題とするところであった。たしか和辻哲郎の『風土』にも、その御発想の一端をブラーシュに負っていることが書かれていたように思う。

私が『風土』を読んだのは、金沢の下宿にくすぶっていた四高生のことだった。右にヨーロッパ都市の地域の類型を例にあげたが、狭い日本でも、——同一規格で量産されたアルミ窓枠や、アーケード街が津々浦々に蔓延するまでは、ローカルカラーのゆたかな都市が分布していた。幕藩社会の基本的地域ともいべき諸藩領の、<首都>だった旧城下町には、とくにそれが色濃く伝えられていた。そして今日の都市の大半は旧城下町であるから、そういうなつかしさを漂わせた町は方々で見出されたのである。たとえば私は外地から引揚げてのち、彦根・金沢、そして大学時代は京都、ついで助手時代は名古屋、それから現在の大阪へと居を転じたが、その四つまでが旧城下であることはいうまでもない。

このうち彦根については前に『城下町』という本で大分ふれたので省く。まだ四高があったころの金沢は、「ディスカバー・ジャパン」などの流行しない昔だから、実にいい町だった。終戦直後のこととて日本も私も貧しく、加賀料理の賞味などには思いも及ばなかったけれども、初夏の犀川の大橋を渡って、犀星ゆかりの雨宝院を訪ねたり、秋声の文学碑ができた記念の講演会をのぞいたりしていた。川端康成が鳥のような表情で、「源氏物語・西鶴とあげてくるとつぎは秋声……」といったり、林芙美子が「私がまだ肩あげをしていたころ、秋声先生に詩をみていただいた」というような話をしていた。——いわゆる「県民性」を科学的に論証するのは難しいと思う。まして強烈な個性の所有者である作家について、その共通の風土性を云々するのはほとんど意味がないように考えられるが、鏡花・秋声・犀星とならべると、金沢の匂いを感じざるを得ない。

移り住んだ五つの都市での生活を<比較>すると、昔くらしした町ほどたのしかった。多分、「京大時代」以前の町で過したころは、人文地理学、まして文化や風土の比較研究をしようなどという、大それたことは、夢にも思っていなかったためだろう。そのころ私は、ゴマカシのない自然科学に係^{あこが}恋っていた理科生だった。

(大阪大学文学部助教授 矢守一彦)

国立大学協会組織表

(昭和25・7・13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (理事一会長、副会長を含む21名、各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
 - 第2 " (学科課程・入学試験等)
 - 第3 " (補導)
 - 第4 " (学生の厚生)
 - 第5 " (大学間の協力)
 - 第6 " (大学財政)
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会 大学格差問題特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会 図書館特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会 研究所特別委員会
 - 入試期特別委員会 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 入試調査特別委員会 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)
その下に、大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会長ほか5学長・文部事務次官ほか4局課長)

編集後記

- 愛知教育大井上学長の「明暗二相」、大阪大矢守助教授の「風土の比較」、香川大岡市助教授の「水島重油汚染の調査研究に際して」の寄稿に感謝する。
- 最近各地域大学間の連絡協力がいろいろ着目されている。各地に多くの例があるのだろうが、この瀬戸研の活躍もそのよい見本としてすぐれた実績をあげられていると聞いた。(C)